

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of
National Institute for Land and Infrastructure Management

No.1168

September 2021

住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムの 利用手引き及び技術解説

長谷川 洋

The Use Guide and Technical Commentary of
Program for Estimating the Number of Households in Need of Securing Housing

HASEGAWA Hiroshi

国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムの利用手引き及び技術解説

長谷川 洋 *

The Use Guide and Technical Commentary of
Program for Estimating the Number of Households in Need of Securing Housing

HASEGAWA Hiroshi

概要

低額所得者・高齢者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保が重要な政策課題となっている。地方公共団体における公営住宅の必要戸数の目標の柔軟かつ適切な設定や、民間の空き家等を活用した住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅の登録戸数の目標の設定を支援するため、既存のプログラムの改良により「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」を開発・公開した。

本国総研資料では、このプログラムの利用方法を手引きとして説明するとともに、住宅確保要配慮者世帯数の推計手法を技術的に解説する。

キーワード : 住宅確保要配慮者世帯数, 推計プログラム, 利用手引き, 技術解説

Synopsis

It has become an important policy issue to ensure the stable availability of housing for those who require special assistance in securing housing, such as those with low incomes, the elderly and child-rearing households. The NILIM developed the Program for Estimating the Number of Household in Need of Securing Housing so that local governments would be able to set proper targets for the necessary number of public housing units and the number of private rental housing units that accepts people requiring special assistance in securing housing.

This Technical Note of NILIM explains the usage of this Program as a guide and comments on technique to estimate the number of households in need of securing housing.

Key Words : The Number of Households in Need of Securing Housing,
Estimating Program, Use Guide, Technical Commentary

*

建築研究部長

Director, Building Department

目 次

第1章 はじめに

1.1 「公営住宅等長寿命化計画策定指針」の改定と 「ストック推計プログラム」の開発・公表	1-1
1.2 「ストック推計プログラム」の改良による 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の開発・公開	1-3
1.3 本国総研資料の目的と内容	1-6
参考 記者発表資料	1-9

第2章 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の利用手引き

2.1 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における改良点	2-1
2.2 プログラムの構成・機能	2-9
2.3 統計データ等の入力方法 －「統計データ入力シート」の構成・機能と入力する統計データ等	2-9
2.4 推計条件の設定方法 －「推計条件設定シート」の機能・概要と推計条件の設定内容	2-18
2.5 推計結果の出力・表示	2-27
2.5.1 将来世帯数の推計結果の出力・表示	2-27
2.5.2 住宅確保要配慮者世帯数の推計結果の出力・表示	2-29

第3章 世帯数の将来推計手法に関する技術解説

3.1 都道府県における世帯数の推計手法	3-1
3.2 市区町村における世帯数の推計手法	3-3

第4章 住宅確保要配慮者世帯数の推計手法に関する技術解説

4.1 推計の概要	4-1
4.2 都道府県における推計手法	4-3
4.2.1 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計	4-3
4.2.2 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計	4-23
4.3 政令市における推計手法	4-30
4.3.1 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計	4-30
4.3.2 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計	4-35
4.4 一般市における推計手法	4-41
4.4.1 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計	4-42
4.4.2 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計	4-53

第1章 はじめに

1. 1 「公営住宅等長寿命化計画策定指針」の改定と「ストック推計プログラム」の開発・公表

1) 「公営住宅等長寿命化計画策定指針」の改定

国土交通省が管理・所管するあらゆるインフラについて、中長期的な行動計画に基づく維持管理・更新等の着実な推進が求められており、住宅分野についても、昭和40年代以前に供給され、更新期を迎えつつある老朽化した大量の公営住宅等^{注1)}ストックへの対策が課題となっている。この際、国及び地方公共団体の厳しい財政状況下において、更新期を迎えつつあるストックのすべてを建替えにより更新することは不可能であり、適切なマネジメントにより長寿命化を図りつつ、需要に的確に対応することが課題となっている。

このため、国土交通省（住宅局住宅総合整備課）では、公営住宅等の適切な点検及び早期の管理・修繕によるストックの長寿命化や更新コストの縮減に向けて、地方公共団体（公営住宅を管理する事業主体）における「公営住宅等長寿命化計画」の策定を促すため、平成21年3月に「公営住宅等長寿命化計画策定指針」（以下「旧指針」という。）を策定した。

さらに、旧指針の策定以降のインフラの長寿命化に係る政府や国土交通省全体での取組の動向^{注2)}、及び公営住宅を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成28年8月に「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改訂）」（以下「改訂指針」という。）が策定された。

改訂指針では、①点検の強化（定期的な点検や日常的な点検の確実な実施）、②点検結果を踏まえた早期の修繕の実施、③予防保全的な観点からの計画的な修繕の実施、④公営住宅等の需要の見通しやライフサイクルコストの縮減等の観点に基づく適切な事業手法（建替事業、全面的改善事業、長寿命化型個別改善事業等）の選定等の観点から計画内容の改訂が加えられている。

2) 「ストック推計プログラム」の開発・公表

改訂指針では、公営住宅等ストックのマネジメントに係る事業手法の選定にあたり、次のような検討の手順が必要であるとしている。

- ① 将来推計人口、世帯総数等を踏まえた公営住宅等の需要の見通しに基づく、将来の必要とされる公営住宅等のストック量を推計する。
- ② 将来のストック量や当面の建替事業量を踏まえ、「継続管理する団地」と「当面管理する団地（建替を前提としない）」に分類し、事業手法を選定する。
- ③ 改善事業と建替事業のライフサイクルコストの比較や、計画期間内の建替事業量の試算を行う。
- ④ 中長期（30年程度）の事業内容、実施時期、各住棟の供用期間等を検討して「長期的な管理の見通し」を作成する。
- ⑤ 「長期的な管理の見通し」に基づき、事業実施計画（計画期間10年以上）としての「公営住宅等長寿命化計画」を作成する。

地方公共団体における、こうした事業手法の選定フローに基づく「公営住宅等長寿命化計画」の適切な作成を支援するため、国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）では、上記①の公営住宅等の需要の見通しに基づく将来必要量の推計を支援するための「ストック推計プログラム」をMicrosoft Excelベースで開発した^{注3)}。同プログラムは、2045年までの中長期的な世帯数等の推計をもとに、公営住宅の入居資格を有する施策対象の世帯数のうち、公営住宅等による要支援世帯数（自力では最低居住面積水準を達成することが著しく困難な年収である世帯数）を推計するものである。同プログラムは、改訂指針においてその活用が推奨されており（表1.1の下線部。下線は筆者記入）、改訂指針と合わせて平成28年8月に地方公共団体向けに公表された^{注4)}。

表1.1 改訂指針における「ストック推計プログラム」の活用に係る記載(参考文献1・p.28)

2)事業手法の選定フローの概要及び検討内容

①公営住宅等の需要の見通しに基づく将来のストック量の推計【中長期】

i)概要

・公営住宅等の需要の見通しの検討にあたっては、まず、将来(30年程度の中長期)の時点における世帯数等の推計を基に、公営住宅の施策対象(本来階層及び裁量階層)の世帯数を推計し、そのうち自力では最低居住面積水準を達成することが著しく困難な年収である世帯(以下「著しい困窮年収未満の世帯数」という。)を推計する。この推計手法を「ストック推計」ということとする。

・なお、住生活基本計画(都道府県計画)において、計画期間(10年間)における公営住宅の供給目標量の設定のために、国土交通省が都道府県に配布している推計プログラム「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」では、一定期間(10年間)に発生する公営住宅等による要支援世帯数を算定している。これはフローとしての発生需要を推計する手法(フロー推計)であり、上記の「ストック推計」とは異なるものである。

・ストック推計は、公営住宅等長寿命化計画を策定する事業主体の単位で行う。本指針と合わせて公開する「ストック推計プログラム(将来の「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計)※」を活用されたい。

※ 国土交通省国土技術政策総合研究所の技術開発によるプログラム

・ストック推計により算定される結果は、将来のある時点(目標時点)において、全ての借家(公営住宅等だけでなく民間賃貸住宅等も含めた借家)に居住する「著しい困窮年収未満の世帯数」を示すものであり、推計結果がそのまま将来の公営住宅等ストック量を示すものではない。

1. 2 「ストック推計プログラム」の改良による 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の開発・公開

1) 「ストック推計プログラム」の改良の目的

ストック推計プログラムの配布後の時間経過において、地域の実情をより反映した推計に対するニーズの高まりなど、地方公共団体においてプログラムを活用した推計に対する様々なニーズが顕在化してきた^{注5)}。また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「住宅セーフティネット法」という。）が施行され、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の入居を受け入れる賃貸住宅の登録制度が創設されるなど、住宅セーフティネット機能が強化・拡充された^{注6)}。

こうしたニーズや政策の変化を踏まえて、地方公共団体における住宅セーフティネット施策の推進を支援するため、次のような観点からストック推計プログラムの改良を行った（合わせて、ストック推計プログラムを用いた推計に必要な将来世帯数の推計を支援するために同時に配布した「世帯数推計支援プログラム」の改良を行った）^{注7)}。

（1）公営住宅等による要支援世帯数の需要を地域の多様なニーズに応じてよりの確に把握

－ 将来に必要とされる公営住宅等のストック量の目標設定を支援

「公営住宅等長寿命化計画」の計画期間は10年以上とされている。ただし、同計画において公営住宅等ストックごとの長寿命化等の活用方法・事業方針を適切に設定するためには、「改定指針」にも記されているように、中長期（30年程度）の事業内容、実施時期、各住棟の供用期間等を検討して「長期的な管理の見通し」を作成し、その見通しに基づき、事業実施計画として「公営住宅等長寿命化計画」を策定することが必要とされている。

この「長期的な管理の見通し」の作成において、将来に必要とされる公営住宅等のストック量の目標をより適切に設定するためには、将来における公営住宅等による要支援世帯数の需要を地域の多様なニーズに応じてよりの確に把握する必要がある。このため、「公営住宅等による要支援世帯数」の推計をよりの確に行うことができるよう、ストック推計プログラムの改良を行った。

（2）住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の需要を把握

－ 住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅の登録戸数の目標設定を支援

住宅セーフティネット法において、都道府県及び市町村は「国の基本方針等に基づき、当該区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画」（以下「賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる（法第5条及び第6条）。賃貸住宅供給促進計画においては、当該区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標と目標の達成に必要な事項を定めることとされている^{注8)}。

この「賃貸住宅供給促進計画」の作成において、公営住宅等ストックの必要量の目標に加えて、民間の空き家等を活用した住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅の登録戸数の必要量の目標を適切に設定するためには、将来における住宅確保要配慮者の世帯数の需要を適切に把握する必要がある。このため、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計を行うことができる機能を追加するため、ストック推計プログラムの改良を行った。

2) 「ストック推計プログラム」の改良の内容

ストック推計プログラムの改良の主な内容は下記のとおりである。詳細は第2章の2.1で解説する。

- (1) 最新の統計データ等の利用への対応
- (2) 利用ニーズに応じた推計対象・推計条件の選択肢の拡充
- (3) 公営住宅等による要支援世帯数の定義の細分化（推計可能な要支援世帯の拡充）
- (4) 住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者の世帯数の推計機能の追加
- (5) ユーザーインターフェイス（操作性）の改良
- (6) 地方公共団体の属性に応じたプログラムの作成

3) 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の公開

ストック推計プログラムの改良版は「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」と名称を変更し^{注9)}、国総研のホームページ上で公開している（令和3年10月8日に記者発表。記者発表資料を章末に添付する）。

同時に、世帯数推計支援プログラムの改良版（以下「世帯数推計支援プログラム（改良版）」という。）についても国総研のホームページ上で公開している。

4) 「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」との関係について

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の改良前のストック推計プログラムは、前述のとおり、地方公共団体（都道府県及び市区町村）における「公営住宅等長寿命化計画」の策定を支援するための改訂指針の公表に合わせて開発したものであり、公営住宅等の中長期的な需要、すなわち公営住宅等ストックの管理目標戸数を見定めるために活用されてきている。また、改良後の「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」は、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計にも対応している。

ところで、公営住宅に係る需要を推計するための支援プログラムとしては、表1.1にも記載されているとおり、「住生活基本計画（都道府県計画）」における公営住宅の供給目標量の設定のために、国土交通省が都道府県に配布している「公営住宅供給目標量設定支援プログラム（フロー推計プログラム）」が存在している^{注10)}。

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」と「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」は、推計の基本的な手順や推計に用いる統計データなどの類似点もあるが、推計の目的や活用場面が異なっているため、推計期間、推計主体、推計の対象、推計に用いるパラメーターの扱いなどは異なっている^{注11)}。例えば、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」は、公営住宅等のストックマネジメントに活用するものであることから、中長期の将来のある時点における需要をストック的に推計する手法である。これに対して、「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」は、住生活基本計画（都道府県計画）の当面の計画期間における公営住宅等の供給目標量の設定に活用するものであることから、計画期間における発生需要をフロー的な考え方で推計する手法である。

両プログラムの概要と相違点を表1.2にまとめて示す。

表 1.2 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」と「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」の特徴及び相違点

	住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム（ストック推計プログラム）	公営住宅供給目標量設定支援プログラム（フロー推計プログラム）
推計の目的と活用場面	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等長寿命化計画の策定に係る将来のストック量(ストックの管理目標戸数)の見定めのための中長期的な観点からの公営住宅等の需要の把握。 ・民間の空き家等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録必要戸数の見定めのための中長期的な観点からの住宅確保要配慮者の世帯数の把握。 <p>⇒ 中長期的な需要をもとに、公営住宅等の管理戸数が何戸必要か、民間空き家等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数が何戸必要かの検討・判断に活用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住生活基本計画(都道府県計画)において、計画期間内の公営住宅の供給の目標量の設定のための需要の把握。 <p>⇒ 計画期間内に発生する公営住宅の需要に対して、計画期間内における供給目標量(空き家募集等を含む。)で、公営住宅への入居機会を提供できるかどうかの判断に活用。</p>
推計期間	・2020年から5年ごとの時点(世帯数の将来推計が可能な2045年まで)。	・5年間又は10年間。
推計主体	・都道府県、市区町村	・都道府県
推計の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・各目標時点における借家(公営住宅を含む。)に居住する世帯のうち、公営住宅等による要支援世帯数及び住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者の世帯数。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間(5年間又は10年間)に新規に発生する借家(ただし、公営住宅を除く。)に居住する世帯数のうち、公営住宅等による要支援世帯数。
	<p>求めるのは各目標時点における借家世帯全体(公営住宅の入居世帯を含む)のうち、公営住宅等による要支援世帯数等</p>	<p>求めるのは期首時点での公営住宅の入居世帯以外に、新規に発生する借家世帯のうち、公営住宅等による要支援世帯数</p>
パラメータの扱い	・中長期的な推計であるため、実績値をもとにしたトレンド推計で算出した各目標時点の推計値を適用して、需要を推計。	・最長10年間の推計であるため、期首時点の値を固定的に適用して推計。

1. 3 本国総研資料の目的と内容

1) 本国総研資料の目的

本国総研資料は、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」（「世帯数推計支援プログラム（改良版）」を含む。）の利用に関して、次のような目的から発刊したものである。

- ① 「利用手引き」として、プログラムへのデータの入力方法、プログラム上での推計条件の設定（選択）方法など、プログラムの利用のしかたについて説明する。
- ② 「技術解説書」として、プログラムで採用している将来世帯数の推計手法や住宅確保要配慮者世帯数の推計手法について解説する。

2) 本国総研資料の内容・構成と活用方法

本国総研資料の内容・構成を図 1.1 に示している。

第2章は、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の利用手引きとして、従来のストック推計プログラムからの改良点を説明するとともに、プログラムの構成・機能、プログラムへのデータの入力や推計条件の設定の方法、推計結果の出力・表示等について分かりやすく説明している。

地方公共団体の担当者など本プログラムの利用者は、第2章の内容を確認・理解したうえで、公開しているプログラムを利用していただきたい。

第3章及び第4章は、プログラムで用いている推計手法についての技術解説である。

住宅確保要配慮者世帯数の推計は、世帯数の推計結果を用いて行う。このため、第3章では、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」を用いた世帯数の将来推計手法について、都道府県及び市区町村の別に解説している。

第4章では、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」を用いた住宅確保要配慮者世帯数（公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数）の推計手法について、都道府県、政令市、一般市の別に解説している^{注1 2)}。

なお、推計結果を効果的に活用するためには、推計の対象・範囲や推計の考え方（推計上の制約等）についての理解が欠かせない。公開しているプログラムの利用にあたっては、第3章及び第4章の内容についても確認・理解されることが望ましい。

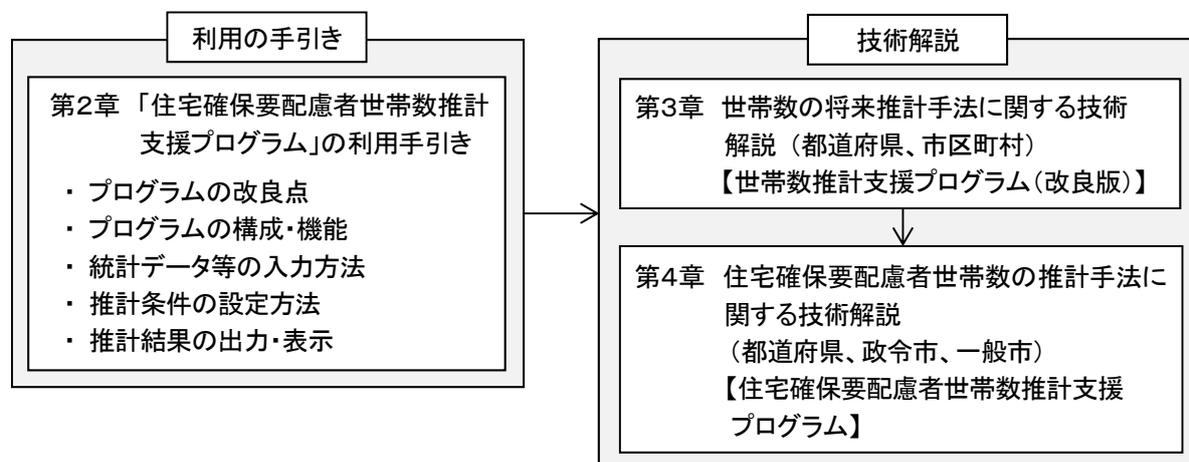


図 1.1 本国総研資料の内容・構成

注

注 1) 本国総研資料において、「公営住宅等」とは、次のように定義する。

- ① 1.1で説明している「公営住宅等長寿命化計画策定指針」でいう「公営住宅等」とは、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成 17 年法律第 79 号）、公営住宅等整備事業対象要綱（平成 17 年 8 月 1 日国住備第 37 号）及び公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成 17 年 8 月 1 日国住備第 38-3 号）に定めるものと同様とする。すなわち、地方公共団体が管理する公営住宅（地方公共団体が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸又は転貸するための住宅及びその附帯施設）、特定公共賃貸住宅（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 18 条に基づき地方公共団体が建設する賃貸住宅をいう。）、地域優良賃貸住宅（地域優良賃貸住宅制度要綱第 2 条第 9 号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型））及び同条第 16 号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）をいう。）等をいう。
- ② 一方、1.2で説明している「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」において推計する「公営住宅等による要支援世帯数」の「公営住宅等」には、①で定義する公営住宅等のほか、改正住宅セーフティネット法に基づく、民間の空き家・空き室等を活用した住宅確保要配慮者の入居を受け入れる賃貸住宅を含めることとする（よって、第 2 章、第 4 章における「公営住宅等」も同様の定義である）。

注 2) インフラの長寿命化に係る政府や国土交通省全体での取組の動向として、例えば、次のようなものが挙げられる。詳細は、参考文献 1 を参照されたい。

- ① 「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議・平成 25 年 11 月）： 国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための基本計画。個別施設ごとの長寿命化計画を核としてメンテナンスサイクルを構築すること、メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等によりトータルコストを縮減・平準化すること、産学官の連携により新技術を開発・メンテナンス産業を育成することを目的としている。
- ② 「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（国土交通省・平成 26 年 5 月）： 国土交通省が管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする行動計画。同計画における公営住宅等の分野に係る内容として、ア）点検・診断／修繕更新等（地方公共団体が有効な点検・診断の基準、維持管理のためのマニュアル等を策定できるように必要な技術的支援の実施）、イ）基準類の整備（定期点検など法令に基づく適切な運用を引き続き推進）、ウ）情報基盤の整備と活用（地方公共団体が管理する個別の公営住宅ごとの点検・維持管理や修繕計画に係る共通のデータベースのあり方について調査検討）が挙げられている。
- ③ 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総務省・平成 26 年 4 月）： 地方公共団体が公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するための「総合管理計画」の策定指針。総合管理計画では、公共施設等の現行及び将来の見通しを定め、点検・診断等の実施方針、維持管理・修繕・更新等の実施方針、安全確保の実施方針、耐震化の実施方針、長寿命化の実施方針、統合や廃止の推進方針、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針に関する基本的な考え方を記載することが位置づけられている。
- ④ 「社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会における提言」（平成 27 年 2 月）： 国土交通省や地方公共団体等が重点的に講ずべき具体的な施策に係る提言。「現場のための正確な情報の把握・蓄積」に向け、施設台帳等の確実な整備、点検結果等の記録の徹底、データ入力様式の標準化、社会資本情報の集約化・電子化、社会資本情報プラットフォームの構築の推進が提言されている。

注 3) 「ストック推計プログラム」は、国総研が平成 27 年度～29 年度に実施した、国土交通省総合技術開発プロジェクト「地域安心居住機能の戦略的ストックマネジメント技術の開発」の一環として開発したものである。また、これに合わせて、「世帯数推計支援プログラム」も開発している。両プログラムの開発は、筆者（建築研究部長 長谷川洋（当時：住宅研究部住宅性能研究官））が担当した。

注 4) 「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改訂）」では、「本指針と合わせて公表する次のマニュアル及びプログラム等を本指針の参考資料とされたい。」として、「公営住宅等日常点検マニュアル」、「公営住宅等維持管理データベース」、「ストック推計プログラム」（将来の「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計）、「ライフサイクルコスト（LCC）算定プログラム」を挙げている。

なお、「ストック推計プログラム」は、平成 28 年 8 月の「改訂指針」とセットで、他のマニュアル及びプログラム等と合わせて住宅局住宅総合整備課から各地方公共団体の担当者に配布された。「公営住

宅等長寿命化計画」の策定におけるストック推計プログラムの活用は義務ではないが、中長期の需要に基づく確かな計画の策定のために、活用が望ましい。

- 注 5) 国土交通省住宅局及び国総研において把握している、主要要望意見として次が挙げられる。
- ① 各地方公共団体が条例等で定めている公営住宅の入居資格要件（本来階層・裁量階層の収入分位、対象とする世帯属性等）に対応した多様かつ柔軟な推計を可能とする。
 - ② 著しい困窮年収未満の世帯数に加えて、より詳細な属性ごとの要支援世帯数の推計を可能とする。
- 注 6) これまで住宅セーフティネット制度の中心的役割を担ってきた公営住宅については、国及び地方公共団体の財政的制約の高まりを背景に、その量的拡大を図ることは困難となっている。一方で、民間賃貸住宅等の民間の空き家は一貫して増加しており、その有効活用が社会的課題となっている。こうした状況を踏まえ、改正後の「住宅セーフティネット法」が平成 29 年 4 月 26 日に公布され、同年 10 月 25 日に施行された。同法に基づく新たな住宅セーフティネット制度は、次の 3 本柱で構成されている。
- ① 民間の空き家・空き室等を活用した、低額所得者・高齢者・障害者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
 - ② 登録された賃貸住宅の改修や入居者に対する経済的支援
 - ③ 住宅確保要配慮者に対する居住支援
- 注 7) 「ストック推計プログラム」の改良による「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の開発、及び世帯数推計支援プログラムの改良についても、筆者（建築研究部長 長谷川洋）が担当した。
- 注 8) 「賃貸住宅供給促進計画」では、区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標のほか、目標を達成するために必要な次の事項、計画期間を記載することとされている。
- ① 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
 - ② 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
 - ③ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- 注 9) 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数と、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数を合わせて、便宜上、「住宅確保要配慮者世帯数」と称する。「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」とは、この 2 つの世帯数の推計機能を有していることを表現している。
- 注 10) 「公営住宅供給目標量設定支援プログラム（フロー推計プログラム）」は、「住生活基本法」の公布・施行（平成 18 年 6 月 8 日）に伴い、「住生活基本計画（都道府県計画）」における「公営住宅の供給の目標量」の設定を支援するために開発されたプログラムである。なお、「公営住宅の供給の目標量」の設定の考え方は、「住生活基本計画（全国計画）」（令和 3 年 3 月閣議決定）別紙 5 に示されており、公営住宅供給目標量設定支援プログラムは、別紙 5 による標準的な算定の方法を例示したものである（このため、「別紙 5」の考え方に即していれば、同プログラム以外の方法による目標量の設定も可能である）。
- 注 11) 両プログラムは、推計に用いる統計データ（国勢調査、住宅・土地統計調査、家計調査（いずれも総務省統計局）等）が同様であることや、借家に居住する世帯数のうち、公営住宅の入居資格対象世帯数を推計し、その中から公営住宅等による要支援世帯数を推計しているなど、推計の基本的な概念は共通している。しかし、両プログラムの目的の違いから、推計における現公営住宅入居者の扱いなど対象とする「需要」が異なっていることや、推計上のパラメーターの取扱いや推計手法についても違いがある。例えば、「フロー推計プログラム」は公最長 10 年間の推計であるため、期首時点の値を固定的に適用して需要を推計するのに対し、「ストック推計プログラム」は長期的な推計にも対応するため、実績値をもとにしたトレンド推計で算出した各目標時点の推計値を適用して需要を推計している。こうした推計対象や推計手法などの違いの結果、5 年後、10 年後の短中期の時点においても、両プログラムの推計結果は必ずしも一致しないことに留意が必要である。
- 注 12) 地方自治制度上の普通地方公共団体の区分として、「人口 50 万以上の市のうちから政令で指定」された市を「指定都市」と称しているが、一般的には「政令市」とも略称されるため、本国総研資料では「政令市」の呼称を用い、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」でも【政令市版】と称することとする。また、本国総研資料では、政令市以外の市（特別区を含む）については「一般市」の呼称を用い、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」でも【一般市版】と称することとする。なお、町村を対象とした推計プログラムやその利用手引き・技術解説等は、別途改めて公開する予定である。

参考文献

- 1) 「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改訂）」、平成 28 年 8 月、国土交通省住宅局住宅総合整備課

資料配布の場所

1. 国土交通記者会
 2. 国土交通省建設専門紙記者会
 3. 国土交通省交通運輸記者会
 4. 筑波研究学園都市記者会
- 令和3年10月8日同時配布



令和3年10月8日
国土技術政策総合研究所

将来の需要を踏まえた住宅確保要配慮者の 居住の安定確保に係る計画策定を支援

～『住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム』の公開～

国総研では、『住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム』を公開しました。このプログラムを活用することで、地方公共団体が、住宅確保要配慮者の世帯数を地域の実情やニーズに応じて推計し、将来の需要に基づき「公営住宅等長寿命化計画」や「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を効果的に策定することが可能になりました。

1. 背景と目的

- 低額所得者・高齢者・子育て世帯・外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定の確保が重要な政策課題となっています。令和3年3月に閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」では、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備が目標の一つに掲げられています。
- 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保に向けては、地方公共団体（都道府県及び市町村）において、次のような計画の策定が求められています。
 - ① 公営住宅ストックの維持管理や建替え・長寿命化等の改善を計画的に推進するための「公営住宅等長寿命化計画」
 - ② 住宅セーフティネット法に基づく、民間の空き家等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・供給を促進するための「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」
- これらの計画を効果的に策定するにあたっては、将来における公営住宅の必要量や民間の空き家等の活用の必要量を、地域のニーズに応じていかに的確に予測し、目標設定をするかが課題となっていました。
- そこで国総研では、地方公共団体が、中長期的な期間における住宅確保要配慮者の世帯数を、地域の実情やニーズに応じて推計できるためのプログラムを開発し、公開しました。
- 本プログラムの活用により、将来の需要に基づく効果的な計画の策定が可能となり、公営住宅等の整備や民間空き家の有効活用などを通じて、住宅確保要配慮者の居住の安定・安心の確保が進むことが期待されます。

2. 本プログラムの主な特徴（参考資料参照）

- 本プログラムは、次のような観点から、地方公共団体の皆様の利用のしやすさに配慮しています。
 - ① 2020年から2045年までの5年ごとの時点の中長期推計が可能。
 - ② Microsoft Excel上で操作でき、統計データの入力と、推計条件の設定（選択）により、自動推計される。データの入力箇所等は一箇所に集約されており、簡単に操作が可能。
 - ③ 都道府県版、政令市版、一般市版を用意し、利用できる統計表の詳細度に応じた推計が可能。
 - ④ 公営住宅等による要支援世帯数と住宅確保要配慮者の世帯数の推計が一度に可能。
 - ⑤ 推計対象とする世帯の収入階層・年齢等の推計条件は、地域のニーズに応じて選択が可能。
 - ⑥ 推計結果は、Microsoft Excelで図表表示され、凡例や推計条件の表示も可能。

3. 本プログラムの入手方法

- 本プログラムは、国総研ホームページの下記 URL からダウンロードして下さい。

- ◆ プログラムのダウンロード URL

<http://www.nilim.go.jp/lab/ibg/contents/SPG/stockProgram.html>

- また、プログラムの利用手引き・推計手法の技術解説も合わせて公表しています。国総研ホームページの下記 URL からダウンロードできます。

- ◆ 利用手引き等のダウンロード URL

<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn1168.htm>

（お問い合わせ先）

国土技術政策総合研究所

建築研究部 部長 長谷川 洋（内線 4311） E-mail: nil-jyukei@mlit.go.jp

住宅研究部 住宅計画研究室 主任研究官

内海 康也（内線 4517） E-mail: nil-jyukei@mlit.go.jp

TEL:029-864-2211(代表) fax:029-864-6771

プログラムの構成と主な機能

- プログラムは、「統計データ入力シート」、「推計条件設定シート」、「計算・推計シート」、「推計結果シート」で構成。「統計データ入力シート」にデータを入力し、「推計条件設定シート」で条件設定をすると、「計算・推計シート」で推計され、「推計結果シート」に結果が出力・表示される。

(1) 「統計データ入力シート」の構成と機能 (図1)

★統計データ入力シート ●入力箇所一覧(下線部分が当該入力箇所の先頭のセルにリンクしている)

1. 入力する → 対象都道府県 ○○県

2. 下線部分をクリックして当該入力箇所の先頭のセルに飛ぶ

3. 行番号の左側にある「+」マークのオン/オフによって、統計データを貼り込む表の表示/非表示を切り替える。

入力する統計データの一覧的な表示欄 (青字の下線表示の表記箇所は、該当するデータ入力箇所とリンクしている。)

1【入力】世帯数の将来推計結果
世帯数の将来推計結果
[1:世帯数推計PG(都道府県版)]より入力

2【入力】〈借家〉世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数 (シート:1-①関係) 入力済

1-①-1a. 借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数
[住宅・土地統計調査(総務省統計局)]より入力

3【入力】〈借家〉世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数 (シート:2-②関係) データが未入力です。

最左列下にある「+」ボタンをオン(クリック)することで、統計データを貼り込む入力表が表示される。

データが入力されると「入力済」表示に変わる。入力漏れがあると「データが未入力です」表示のままで、入力漏れを防止。

2【入力】〈借家〉世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数 (シート:1-①関係) 入力済

1-①-1a. 借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数
[住宅・土地統計調査(総務省統計局)]より入力

部分に[各年次の「住宅・土地統計調査」]データを入力
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?tocd=00200527>

注意:「-」は「(ゼロ)」に変換してください。

世帯人員(区分)		世帯の年間収入階級(区分)													
住宅の所有の関係(区分)		総数	200万円未満	200～299万円	300～399万円	400～499万円	500～599万円	600～699万円	700～799万円	800～899万円	900～999万円	1000～1499万円	1500～1999万円	2000万円以上	不詳
世帯総数		651,000	100,500	89,000	95,400	89,100	119,000	95,000	41,500	9,300	4,500	7,700			
1	人	129,300	57,500	27,600	15,700	9,200	7,800	5,100	3,000	500	300	2,700			
2	人	148,400	29,200	30,500	29,700	18,800	18,800	11,600	5,200	1,400	900	2,200			
3	人	117,900	8,600	15,400	19,800	20,500	24,100	18,100	7,100	1,500	900	1,800			
4	人	105,700	3,400	8,100	14,700	17,400	27,900	21,400	9,800	1,900	600	700			
5	人	66,700	1,100	4,100	7,600	10,600	18,800	15,800	6,200	1,500	600	300			
6	人	45,900	600	2,000	4,600	7,100	12,100	12,100	5,600	1,200	600	100			
7	人以上	37,100	200	200	3,200	5,500	9,400	10,800	4,700	1,300	500	0			
持	持ち家	447,200	52,800	50,500	61,700	62,300	90,800	79,900	35,200	8,300	3,900	1,600			
1	人	41,800	24,000	8,600	3,700	1,800	1,500	1,300	500	100	100	300			
2	人	105,300	19,800	22,100	22,400	13,100	13,100	8,800	3,900	1,100	700	300			
3	人	94,800	5,400	9,500	13,100	14,600	18,100	15,100	6,300	1,400	800	500			
4	人	77,600	2,100	4,500	9,200	12,000	20,900	17,600	8,700	1,300	600	300			
5	人	57,200	900	2,900	6,000	8,700	16,200	14,600	5,900	1,400	500	200			
6	人	44,000	500	1,700	4,200	6,800	11,700	11,900	5,400	1,200	600	0			
7	人以上	28,500	200	1,200	3,100	5,400	9,300	10,700	4,700	1,300	500	0			
借		199,000	47,800	38,500	33,700	26,800	28,200	15,100	6,100	1,000	500	1,300			
1	人	65,600	32,400	19,100	12,800	7,900	6,300	3,900	2,800	400	200	500			
2	人	41,500	9,400	8,400	7,900	5,700	5,800	2,800	1,900	200	200	300			
3	人	32,000	3,200	5,900	6,700	5,900	6,000	3,000	900	100	100	200			
4	人	27,800	1,300	3,600	5,500	5,400	7,000	3,800	800	100	0	100			
5	人	9,400	300	1,300	1,600	1,900	2,700	1,300	300	100	0	0			
6	人	2,000	100	300	400	400	400	300	100	0	0	0			
7	人以上	600	0	0	200	100	200	100	0	0	0	0			
公営の借家		35,400	11,900	7,700	6,700	4,900	3,300	700	100	0	0	100			
1	人	7,300	5,600	1,100	300	200	0	0	0	0	0	0			
2	人	9,300	3,900	2,400	1,700	700	500	100	0	0	0	0			
3	人	8,000	1,400	2,200	2,000	1,400	800	100	0	0	0	0			
4	人	7,500	700	1,300	2,000	1,900	1,300	300	0	0	0	0			
5	人	2,700	200	600	600	600	600	100	0	0	0	0			
6	人	500	0	100	100	100	100	0	0	0	0	0			
7	人以上	200	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0			
公団・会社の借家		2,900	300	500	800	700	600	100	0	0	0	0			
1	人	300	100	100	100	0	100	0	0	0	0	0			
2	人	800	200	200	200	200	100	0	0	0	0	0			
3	人	800	0	100	200	200	200	0	0	0	0	0			
4	人	700	0	0	200	200	200	100	0	0	0	0			
5	人	200	0	0	100	0	100	0	0	0	0	0			
6	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
7	人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
民営借家(木造)		85,900	23,000	18,200	14,800	11,300	10,600	5,500	1,400	300	100	700			
1	人	38,100	16,900	9,300	5,200	3,100	2,000	900	300	100	0	200			
2	人	17,900	4,100	3,800	3,300	2,900	2,300	1,000	300	100	0	200			
3	人	13,500	1,500	2,500	2,800	2,500	2,300	1,100	300	100	0	100			
4	人	11,100	500	1,800	2,400	1,900	2,400	1,700	400	0	0	100			
5	人	4,100	100	500	600	800	1,300	500	200	0	0	100			
6	人	1,000	0	100	300	200	100	200	100	0	0	0			
7	人以上	500	0	0	100	100	100	100	0	0	0	0			
民営借家(非木造)		53,600	11,600	10,300	8,800	7,100	8,500	4,400	1,900	300	200	400			
1	人	31,100	10,000	7,200	5,100	3,200	2,700	1,500	900	200	100	200			
2	人	10,100	1,200	1,700	1,700	1,600	2,200	900	500	100	100	100			
3	人	6,600	300	900	1,200	1,300	1,700	800	200	0	0	100			
4	人	4,600	100	700	700	700	1,600	300	100	0	0	0			
5	人	1,100	0	200	200	200	300	200	0	0	0	0			
6	人	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
7	人以上	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
給付住宅		21,200	1,000	1,800	2,600	2,800	5,200	4,500	2,600	300	200	100			
1	人	8,800	900	1,400	1,300	900	1,400	1,900	200	100	0	0			
2	人	3,500	100	200	400	500	800	800	600	0	100	0			

入力する統計調査の種類、e-stat(政府統計の総合窓口)上の統計調査のアクセス先、統計表の表番号等の情報を表記。

データ入力表を黄色で表示。入力表は各統計調査で表章されている統計表のフォーマットに揃えている。黄色で表示されている箇所にはデータを貼り込むことで入力が完成する(図は入力後の例)。

図1 「統計データ入力シート」の機能と入力表(入力箇所)の表示

(2) 「推計条件設定シート」で設定する推計条件

- 「推計条件設定シート」も「統計データ入力シート」と同様の構成・機能を有している。
- 「推計条件設定シート」では、次のような内容について、地域の実情やニーズを踏まえて設定（選択）することが可能（表1）。

表1 「推計条件設定シート」で設定する推計条件(例)

設定する推計条件のタイプ	設定する推計条件の例	「推計条件設定シート」上の選択肢 (括弧内の○がデフォルト)
推計に用いる各アルゴリズムの将来値の推計方法	「借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別主世帯数の構成比」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
	「年間収入五分位階級の境界値」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計 (○) 2. 直近値の固定適用による推計
公営住宅の入居収入基準の設定	「本来階層の年間収入五分位階級の上限值(収入基準)」	1. 政令月収 15.8 万円以下(収入分位 25%相当) (○) 2. 政令月収 13.9 万円以下(収入分位 20%相当) 3. 政令月収 12.3 万円以下(収入分位 15%相当) 4. 政令月収 10.4 万円以下(収入分位 10%相当)
	「裁量階層の年間収入五分位階級の上限值(収入基準)」	1. 政令月収 25.9 万円以下(収入分位 50%相当) 2. 政令月収 21.4 万円以下(収入分位 40%相当) (○) 3. 政令月収 18.6 万円以下(収入分位 32.5%相当) 4. 政令月収 15.8 万円以下(収入分位 25%相当)
世帯属性ごとの対象とする年齢等の設定	本来階層及び裁量階層で対象とする「単身世帯の世帯主年齢」	1. 25 歳以上 2. 30 歳以上 3. 40 歳以上 4. 50 歳以上 5. 60 歳以上 (○) 6. 75 歳以上
	裁量階層で対象とする「夫婦のみ世帯の世帯主年齢」	1. 25 歳以上 2. 30 歳以上 3. 40 歳以上 4. 50 歳以上 5. 60 歳以上 (○) 6. 75 歳以上
	裁量階層で対象とする「子育て世帯の子どもの年齢等」	1. 子どもが 6 歳未満 (○) 2. 子どもが 12 歳未満 3. 子どもが 15 歳未満 4. 子どもが 18 歳未満 5. 18 歳未満の子どもが 3 人
著しい困窮年収水準の算出方法の設定	優遇入居等を行っている場合の対象世帯の政令月収の基準	数値を入力 (10.4 万円/月以下)
	家賃負担限度率の設定における地域補正の考慮の有無	1. 地域補正を考慮しない 2. 地域補正を考慮する (○) 公営住宅の家賃算定における各地方公共団体の「市町村立地係数」 ・【都道府県版】: 当該都道府県下の市町村の第 1 位と第 2 位の数値を入力(第 1 位:0.95、第 2 位:0.9) ・【政令市版】及び【一般市版】: 対象市の数値を入力(政令市:1.0、一般市:0.8)
	採用する「著しい困窮年収水準未満の世帯」の推計方法	1. 優遇入居等の基準年収以下の世帯 2. 地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満世帯 (○)

(3) 推計結果の出力・表示

- 住宅確保要配慮世帯数の推計結果として、公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計と、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果が出力・表示される。

1) 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計結果の出力・表示

① 「公営住宅の入居資格世帯数」及び「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計結果

表2 各年次の推計結果の出力・推移の表示

	2020年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度
公営住宅の入居資格世帯数(Y)	97,160	96,434	94,416	91,309	87,153	82,301
著しい困窮年収水準未満の世帯数(X)	44,481	44,248	43,415	42,092	40,264	38,077

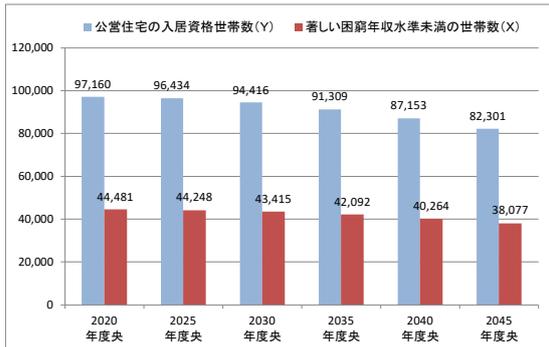


表3 各年次の世帯人員別の推計結果の出力・表示

■世帯人員別の公営住宅の入居資格世帯数

	2020年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度
1人・60歳以上	27,128	28,326	28,909	28,933	28,421	27,493
2人	31,126	31,017	30,418	29,440	28,099	26,508
3人	19,356	18,652	17,781	16,792	15,679	14,511
4人	13,713	12,948	12,160	11,342	10,483	9,648
5人	4,491	4,203	3,924	3,632	3,358	3,092
6人以上	1,346	1,287	1,224	1,170	1,113	1,049
合計	97,160	96,434	94,416	91,309	87,153	82,301

■世帯人員別の著しい困窮年収水準未満の世帯数

	2020年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度
1人・60歳以上	9,815	10,235	10,589	10,736	10,665	10,419
2人	13,826	13,906	13,763	13,423	12,894	12,231
3人	9,034	8,868	8,597	8,235	7,788	7,285
4人	8,066	7,699	7,087	6,493	5,904	5,333
5人	2,763	2,588	2,468	2,330	2,177	2,018
6人以上	977	951	912	876	836	791
合計	44,481	44,248	43,415	42,092	40,264	38,077

② 特定のニーズを有する要支援世帯数の推計結果

表4 特定のニーズを有する要支援世帯(4類型)の世帯数の推計結果の出力・時系列表示

	2020年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度	2045年度	
著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数	A	6,880	7,215	7,306	7,249	7,061	6,775
著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数	B	5,860	5,690	5,477	5,220	4,915	4,582
著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数	C	6,088	6,366	6,507	6,499	6,366	6,160
著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数	D	2,412	2,337	2,285	2,091	1,942	1,783
A+B 合計		12,740	12,904	12,783	12,469	11,976	11,357
A+C 合計		12,968	13,580	13,813	13,748	13,427	12,935
A+B+C 合計		18,828	19,270	19,291	18,968	18,342	17,517
A~D 合計		21,240	21,607	21,576	21,059	20,284	19,300

2) 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果の出力・表示

表5 住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果の出力・表示(2035年推計値を例示)

2035年

世帯属性	住宅確保要配慮者の世帯数					
	①	②	小計	③	④	合計
低額所得世帯(下記以外)	28,780	36,896	65,677	16,786	34,140	65,677
高齢単身世帯	10,736	13,655	24,391	4,542	7,533	36,466
高齢夫婦のみ世帯	3,597	3,542	7,140	1,153	2,174	10,467
子育て世帯	15,680	11,436	27,116	5,106	10,418	42,640
(うち ひとり親世帯)	4,109	3,291	7,401	1,268	2,472	11,140
外国人世帯	452	581	1,033	261	545	1,839
	①+②		125,356	③+④		157,088

- ①: 著しい困窮年収水準未満の世帯 **地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満世帯**
 - ②: 政令月収 15.8 万円以下(著しい困窮年収水準以上)の世帯
 - ③: 政令月収 15.8 万円超 21.4 万円以下の世帯
 - ④: 政令月収 21.4 万円超の世帯
- ただし、低額所得世帯のうち1人世帯は **全世界帯** を対象

世帯属性別の住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果について、収入階層別に表示

住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果(2035年)

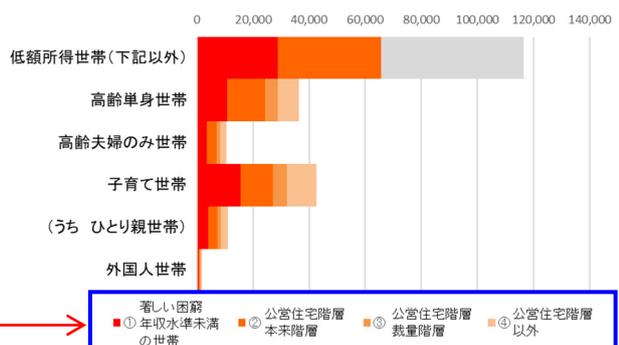


図2 住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果の出力・作図表示(2035年推計値を例示)

第2章 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の利用手引き

本章では、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における改良点、プログラム上でのデータの入力や推計条件の設定の方法など、プログラムの利用のしかたについて説明する。

2. 1 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における改良点

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における住宅確保要配慮者世帯数の推計の基本フローと従来のストック推計プログラムからの改良点の見取りを示すと図2.1のようになる。図中の赤枠はストック推計プログラムからの改良点を示している。

以下では、ストック推計プログラムからの改良点を具体的に説明する。なお、下記の1)、5)は、同時に公開している「世帯数推計支援プログラム(改良版)」についても同様である^{注1)}。

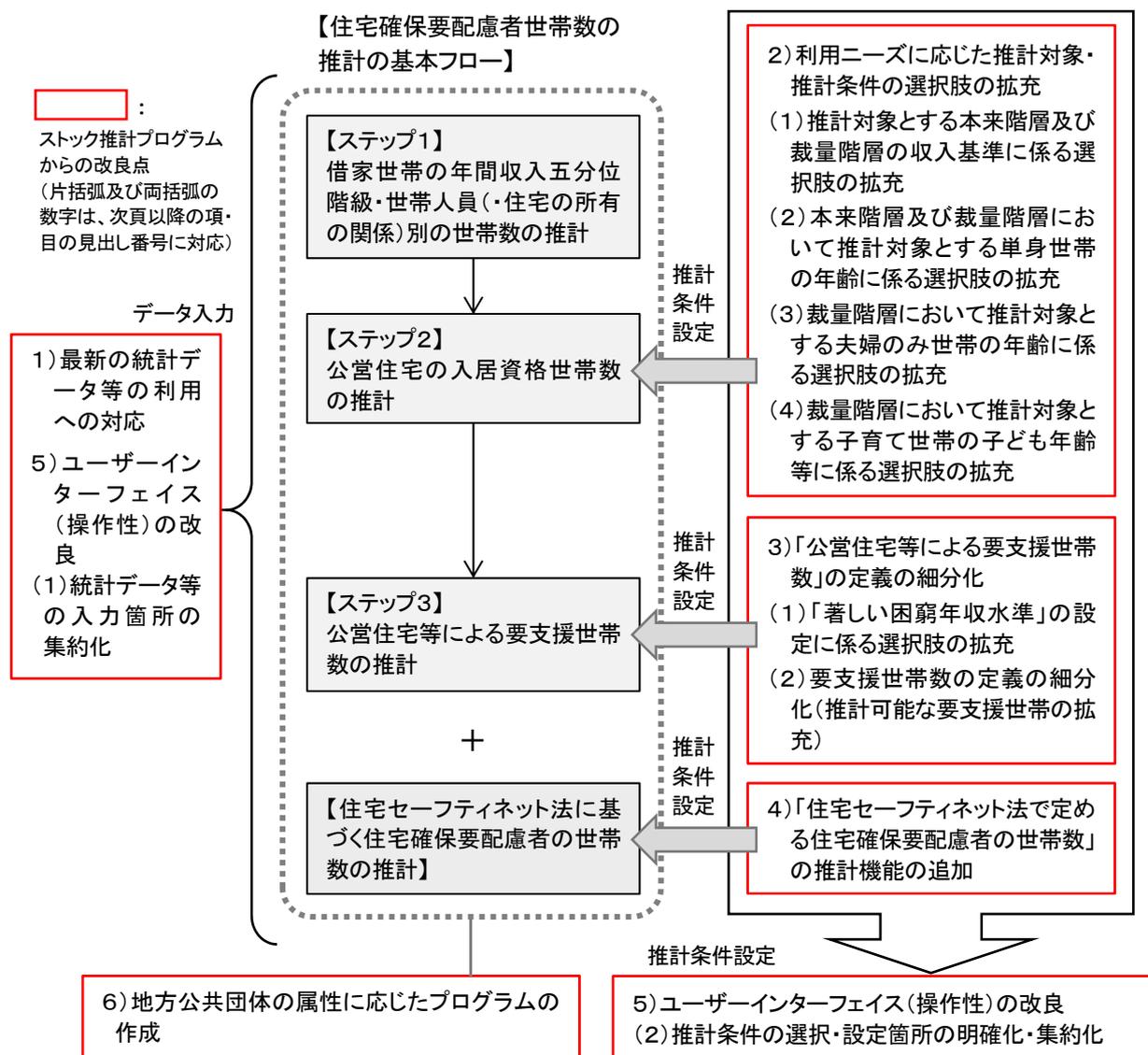


図 2.1 住宅確保要配慮者世帯数の推計の基本フローとストック推計プログラムからの改良点の見取り

1) 最新の統計データ等の利用への対応

- ・最新の人口・世帯数推計の公表値や政府統計調査（基幹調査）のデータ（以下「統計データ等」という。）を用いた推計に対応している。「世帯数推計支援プログラム（改良版）」は次の i) から iii)、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」は次の ii) から v) の統計データ等を主に用いる^{注2)}。
 - i) 『日本の地域別将来推計人口』（平成 30 年（2018 年）3 月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）
 - ii) 『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019（平成 31）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）
 - iii) 『平成 27 年（2015 年）国勢調査』（総務省統計局）
 - iv) 『平成 30 年（2018 年）住宅・土地統計調査』（総務省統計局）
 - v) 『平成 29 年度（2017 年度）～令和 2 年度（2020 年度）家計調査』（総務省統計局）

2) 利用ニーズに応じた推計対象・推計条件の選択肢の拡充

各地方公共団体において、地域の住宅事情、公営住宅需要の大きさ、政策上のニーズ等の地域の実情を踏まえた柔軟かつきめ細やかな推計が可能となるよう、推計対象・推計条件について次のような選択肢の拡充をしている。

(1) 推計対象とする本来階層及び裁量階層の収入基準に係る選択肢の拡充

- ・公営住宅の入居収入基準は、公営住宅法第 23 条第 1 号及び同施行令第 6 条によると、次の金額を超えないこととされている。
 - i) 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める基準（月収 15 万 8 千円（収入分位 25%））を参酌して、事業主体が条例で定める金額（ii で定める基準以下）
 - ii) 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合は、政令で規定する基準（月収 25 万 9 千円（収入分位 50%））を上限として、事業主体が条例で定める金額
- ・このため、ストック推計プログラムでは、本来階層及び裁量階層の入居収入基準について、標準的と考えられる次の政令月収（収入分位）を固定的に用いていた。
 - i) 本来階層：政令月収 15 万 8 千円（収入分位 25%）以下
 - ii) 裁量階層：政令月収 25 万 9 千円（収入分位 50%）以下
- ・一方、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、地域の実情（各地方公共団体が条例で定めている金額）を踏まえた推計が可能となるよう、次の政令月収（収入分位）から選択できるようにしている。
 - i) 本来階層：政令月収 15 万 8 千円（収入分位 25%）、政令月収 13 万 9 千円（収入分位 20%）、政令月収 12 万 3 千円（収入分位 15%）、政令月収 10 万 4 千円（収入分位 10%）から選択
 - ii) 裁量階層：政令月収 25 万 9 千円（収入分位 50%）、政令月収 21 万 4 千円（収入分位 40%）、政令月収 18 万 6 千円（収入分位 32.5%）、15 万 8 千円（収入分位 25%）から選択

(2) 本来階層及び裁量階層において推計対象とする単身世帯の年齢に係る選択肢の拡充

- ・本来階層及び裁量階層において推計対象とする単身世帯については、ストック推計プログラムでは、フロー推計プログラムに合わせて、世帯主年齢 60 歳以上の高齢単身世帯としていた^{注3)}。
- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、地域の実情を踏まえた推計が可能となるよう、各地方公共団体において入居資格を有する単身者の年齢を 25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上から選択できるようにしている^{注4)}。

(3) 裁量階層において推計対象とする夫婦のみ世帯の年齢に係る選択肢の拡充

- ・裁量階層において推計対象とする夫婦のみ世帯については、ストック推計プログラムでは、フロー推計プログラムに合わせて、世帯主年齢 60 歳以上の高齢夫婦のみ世帯としていた。
- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、(2)と同様、地域の実情を踏まえた推計が可能となるよう、各地方公共団体において入居資格を有する世帯主年齢を 25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上から選択できるようにしている。

(4) 裁量階層において推計対象とする子育て世帯の子ども年齢等に係る選択肢の拡充

- ・裁量階層において推計対象とする子育て世帯については、ストック推計プログラムでは、フロー推計プログラムに合わせて、6 歳未満の子どもがいる世帯を対象としていた。
- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、地域の実情を踏まえた推計が可能となるよう、各地方公共団体において、入居資格を有する子どもの年齢を 6 歳未満、12 歳未満、15 歳未満、18 歳未満から選択できるようにしている。また、18 歳未満の子どもが 3 人以上いる、いわゆる多子世帯についても選択して推計できるようにしている^{注5)}。

3) 「公営住宅等による要支援世帯数」の定義の細分化

(1) 「著しい困窮年収水準」の設定に係る選択肢の拡充

- ・近年の国及び地方公共団体の厳しい財政状況のもとでは、公営住宅ストックの量的拡大は困難となっており、公営住宅等の供給にあたっては、真に住宅に困窮する者への的確な供給が強く求められるようになってきている。一方で、公営住宅への入居資格を有する世帯（以下、「公営住宅の入居資格世帯」という。）のすべてが公営住宅への入居ニーズを有しているとは限らない。このため、公営住宅の入居資格世帯のうち、公営住宅等による要支援世帯数（以下単に「要支援世帯数」ともいう。）を的確に推計することが求められる。
- ・ストック推計プログラムでは、「公営住宅の入居資格世帯」のうち、特に経済的に困窮している「著しい困窮年収水準」未満の世帯を要支援世帯と設定して、要支援世帯数を推計していた。なお、「著しい困窮年収水準」未満の世帯とは、各地域の民間賃貸住宅の市場家賃の実態等を踏まえ、「適正家賃負担限度率（第7期住宅建設5箇年計画で設定）の範囲で、住生活総合計画（全国計画）で定める最低居住面積水準を満たす面積の住宅（各地域の民間賃貸住宅の平均家賃単価（1㎡当たりの家賃）の住宅）に居住するために必要な年収に満たない世帯」と定義していた。
- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、地域の実情を踏まえた推計が可能となるよう、「著しい困窮年収水準」の設定にあたっては、上記の従来の定義に加えて、各地方公共団体に

において公営住宅への優先入居や家賃減免等（以下「優先入居等」という。）を行う場合の収入水準を条例で定めている場合については、その対象となる月収の年収換算値を「著しい困窮年収水準」と設定できるようにしている。また、優先入居等の収入水準を定めていない場合については、政令月収 10.4 万円（収入分位 10%に相当）の年収換算値を用いることもできるようにしている。

（２）要支援世帯数の定義の細分化（推計可能な要支援世帯の拡充）

- ・ストック推計プログラムにおいては、（１）で説明したように、地域の民間賃貸住宅の市場家賃の実態等をもとに「著しい困窮年収水準」未満の世帯を推計することで、公営住宅等による要支援世帯数を把握することとしていた（図 2.2）。

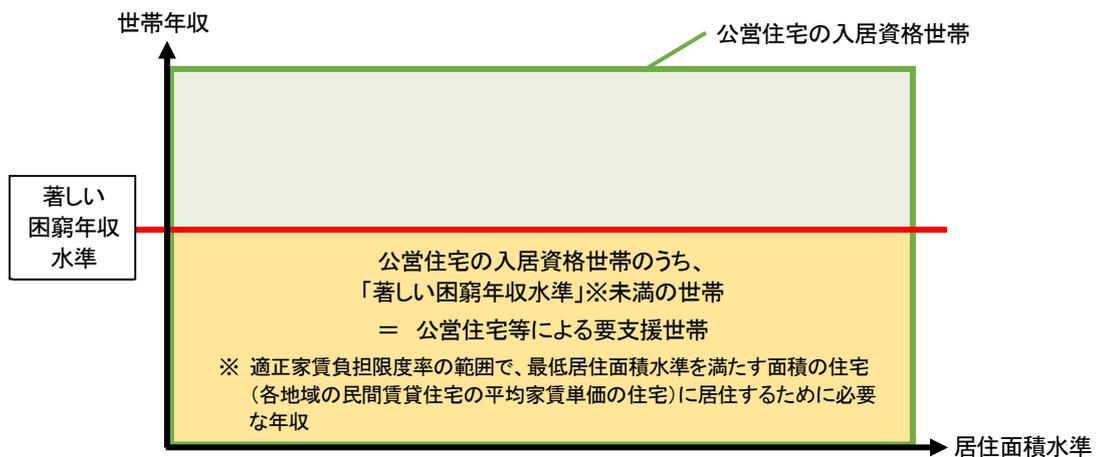


図 2.2 ストック推計プログラムで推計する「著しい困窮年収水準」未満世帯

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、（１）で説明した「著しい困窮年収水準」未満の世帯の推計に加えて、世帯年収、居住面積水準、家賃負担率の観点から住宅の困窮状況を図 2.3 に示す 4 類型に区分し、各類型に該当する世帯数を要支援世帯数として推計できるようにしている^{注6)}。

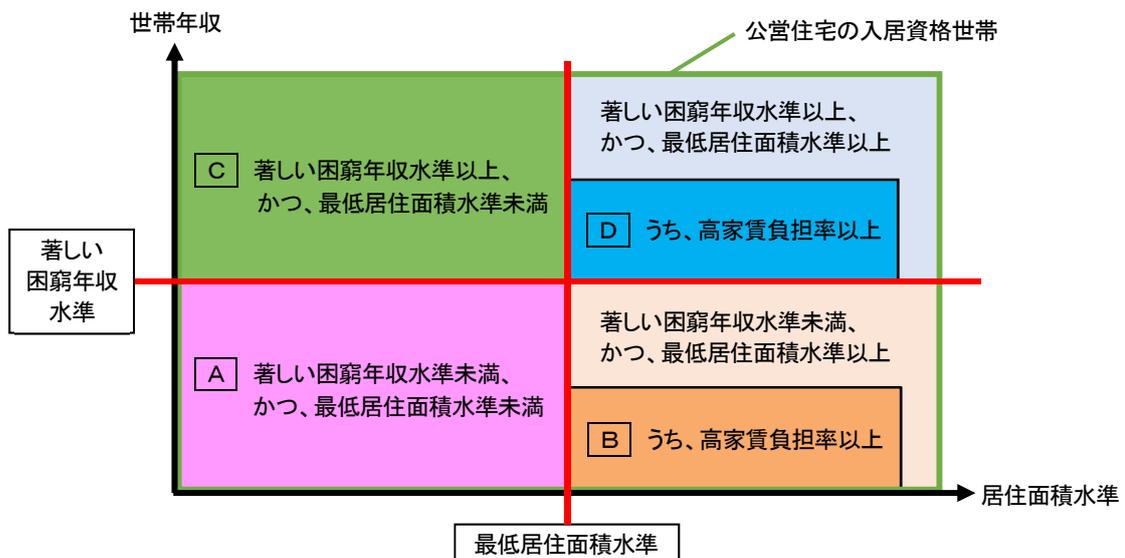


図 2.3 「住宅確保要配慮世帯数推計支援プログラム」で推計する要支援世帯数に係る住宅の困窮状況4類型

・要支援世帯としての各類型の定義は次のとおりである。

- 【A】：著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
- 【B】：著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯^{注7)}
- 【C】：著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
- 【D】：著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯

4) 「住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者の世帯数」の推計機能の追加

- ・ストック推計プログラムを平成 28 年 8 月に配布後、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）」が施行され（平成 29 年 10 月 25 日）、民間の空き家・空き室等を有効活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等が創設された。
- ・住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者として、①低額所得者（政令月収 15.8 万円以下）、②被災者（発災後 3 年以内）、③高齢者、④障害者、⑤子育て世帯（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者を養育している者）、⑥住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者（外国人等）が位置づけられている（図 2.4）。
- ・こうした政策ニーズの変化を踏まえ、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者のうち、政府統計調査のデータを用いて把握できる次の i) から iv) の住宅確保要配慮者の世帯（図 2.4 の赤枠で囲んでいる世帯）を対象とし^{注8)}、借家に居住する該当世帯数について推計する機能を追加している。
 - i) 低額所得世帯（政令月収 15.8 万円以下の世帯のうち、下記 ii から iv に該当しない世帯）
 - ii) 高齢者世帯（単身世帯、夫婦のみ世帯）
 - iii) 子育て世帯
 - iv) 外国人のみの世帯

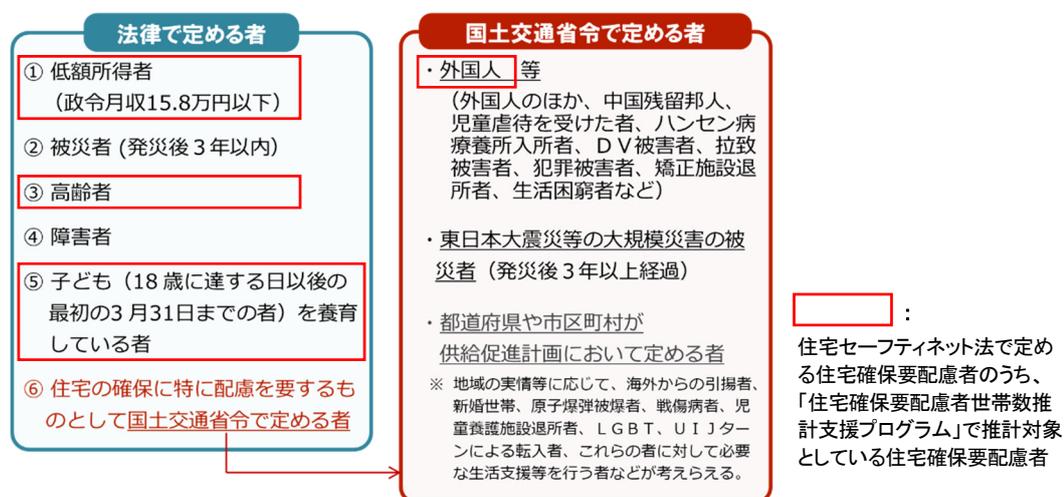


図 2.4 住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者と推計対象

出所:国土交通省住宅局資料「新たな住宅セーフティネット制度に係る取組等について」(平成 30 年 10 月)(p.6)をもとに筆者加筆・作成

5) ユーザーインターフェイス（操作性）の改良

(1) 統計データ等の入力箇所の集約化

- ・世帯数推計支援プログラムの従来のプログラムや、ストック推計プログラムでは、統計データ等の入力箇所が複数のシート上に分散しており、入力箇所の確認に時間を要する、入力漏れが生じるおそれがある等の利用上の課題があった。
- ・このため、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」及び「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、「統計データ入力シート」を新設し、推計に必要な統計データ等の入力箇所を一箇所に集約化している。【入力】と記載された「統計データ入力シート」の該当箇所に統計データ等を入力すれば、【計算】又は【推計】と記載されたシートにおいて自動的に計算又は推計が行われるしくみとなっている。

(2) 推計条件の設定（選択）箇所の明確化・集約化

- ・世帯数推計支援プログラムの従来のプログラムでは、推計対象とする年齢等の条件、推計の方法や推計に用いる近似式等の推計条件の設定（選択）箇所が複数のシートに分散していた。
- ・このため、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」では「推計条件設定シート」を新設し、推計条件の設定箇所についても一箇所に集約化している。
- ・また、ストック推計プログラムについては、推計条件の設定箇所の集約化はされているが、統計データ等の入力箇所と同じシート上にあり、シートの名称も「入力シート」となっているなど、分かりやすさの点で課題があった。
- ・このため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では「統計データ入力シート」とは別に「推計条件設定シート」を設け、両シートの機能の違いを明確化している。なお、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」は、①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計、②住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計という2つの機能を有しており、「推計条件設定シート」はこれらの推計機能に対応した2つのシートに分かれている。

6) 地方公共団体の属性に応じたプログラムの作成

地方公共団体の属性に応じて、適切な統計データ等の集計表を用いた推計が可能となるよう、次のような観点から複数の種類のプログラムを作成している。

(1) 利用可能な集計表の集計区分に応じたプログラムの作成

- ・推計に主に用いる住宅・土地統計調査の集計表は、都道府県、政令市、一般市で集計項目の集計区分が異なっており、都道府県、政令市ほどより詳細な集計区分での集計表が表章されている。
- ・ストック推計プログラムは、統計データの利用上の制約が大きい市レベルにおいて利用可能な集計表の集計区分をもとに推計アルゴリズムを構築していたため、都道府県や政令市がプログラムを利用する際には、利用可能な詳細な集計区分の集計表を市レベルの集計区分の集計表に変換する必要があり、データの入力に時間を要する、推計の精度が低下する等の課題があった。
- ・このため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、【一般市版】のほかに【都道府県版】、【政令市版】を新たに作成し、地方公共団体の属性に応じて利用可能な集計表の集計区分をもとに推計できるようにしている。

(2) 政令市への移行や市町村合併等を考慮したプログラムの作成

(2) - 1 政令市への移行や市町村合併等の時期に応じて利用できるプログラムの作成

- ・住宅・土地統計調査の集計表は、都道府県、政令市と一般市とでは集計項目の集計区分の詳細度が異なっていることに加え、町村レベルでは表章されておらず、利用することができない集計表が多い^{注9)}。このため、町村を編入した政令市、町村との合併や町村編入をした市、町村合併により市制施行した市（以下、編入も含めて単に「合併」という。また、これらの市と町村との合併パターンを総称して「市町村合併」という。）等については、合併時点以前の旧町村部についての集計表を利用することができず、合併の前後で（市の範囲が異なることになるため）データの連続性を確保することができない。
- ・また、住宅・土地統計調査の集計表の利用可能な年次の範囲は、一般市から政令市への移行の時期、市町村合併の時期や市制施行の時期との関係により異なる場合がある。
- ・こうしたことから、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、政令市への移行や町村合併をした市において、政令市への移行や市町村合併の時期と住宅・土地統計調査の調査年次の関係に応じて最適な統計データ等を用いた推計ができるよう、【政令市版】、【一般市版】ともに3種類のプログラムを用意している（表 2.1）^{注10)}。住宅・土地統計調査は10月1日時点での調査のため、住宅・土地統計調査の利用可能性の観点から、各調査年次の前日の9月30日までの合併状況により利用できるプログラムを作成している。

表 2.1 政令市への移行や市町村合併等の時期に応じて利用可能な「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の種類

利用主体	政令市への移行や市町村合併等の時期	プログラムの種類	実績値として推計に用いる住宅・土地統計調査の年次
都道府県	（政令市への移行や市町村合併等の影響はなし。）	【都道府県版】	1998(平成10)年、2003(平成15)年、2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年
政令市	政令市への移行が平成10年9月30日以前であり、平成10年10月1日以降に市町村合併なし。	【政令市版①】	1998(平成10)年、2003(平成15)年、2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年
	平成15年10月1日～平成20年9月30日の間に政令市への移行又は市町村合併あり。	【政令市版②】	2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年
	平成20年10月1日～平成25年9月30日の間に政令市への移行又は市町村合併あり。	【政令市版③】	2013(平成25)年、2018(平成30)年
一般市	平成15年10月1日以降に市町村合併なし。	【一般市版①】	2003(平成15)年、2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年
	平成15年10月10月1日～平成20年9月30日の間に市町村合併又は市制施行あり。	【一般市版②】	2008(平成20)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年
	平成20年10月1日～平成25年9月30日の間に市町村合併又は市制施行あり。	【一般市版③】	2013(平成25)年、2018(平成30)年

(2) - 2 市の合併の場合のプログラムの利用について

- ・政令市が1998（平成10）年10月1日以降に市のみと合併した場合については、【一般市版①】のプログラムを用いて推計することができる。すなわち、次の方法により、合併前後の4時点（2003（平成15）年、2008（平成20）年、2013（平成25）年、2018（平成30）年）でのデータの連続性を確保して推計を行うことができる（図2.5）^{注11}。
- ア）合併前の各年次の住宅・土地統計調査において、旧政令市の詳細な集計区分の集計表を、市レベルでの粗い集計区分の集計表に按分により変換してデータを作成する。
- イ）ア）で作成したデータと、合併する旧一般市の集計表のデータを足し合わせて、合併前の実績値データを作成する。
- ウ）合併後の各年次の住宅・土地統計調査において、政令市の詳細な集計区分の集計表を、市レベルでの集計区分の集計表に変換してデータを作成する。
- エ）イ）及びウ）の実績値データを【一般市版①】のプログラムに投入して推計を行う。
- ・また、一般市において、市どうしが合併した場合についても、合併前の旧市どうしの集計表のデータを足し合わせて合併前の実績値データを作成し、【一般市版①】のプログラムを用いて推計を行うことができる。

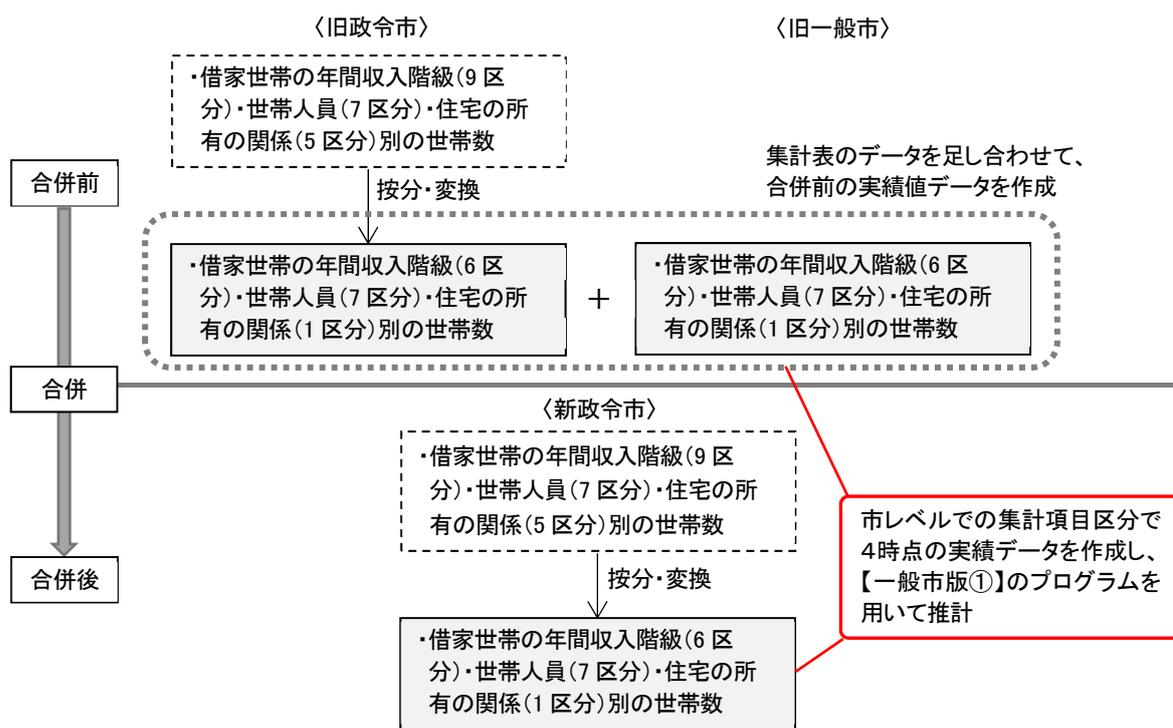


図 2.5 政令市と一般市の合併の場合の【一般市版①】のプログラムに投入する実績値データの作成方法

(2) - 3 市町村合併をした場合の国勢調査データの扱いについて

- ・プログラムにおいては、住宅・土地統計調査のほかに、国勢調査データを用いる。
- ・国勢調査の調査年次は、2000（平成12）年、2005（平成17）年、2010（平成22）年、2015（平成27）年（各10月1日時点）であり、住宅・土地統計調査とは調査年次が異なるが、推計に用いる国勢調査のデータは市町村において表章されている。このため、町村合併を行っている場合においても、合併等する旧市・旧町村等のデータを足し合わせて実績値を作成することで、推計に利用することができる。

2. 2 プログラムの構成・機能

「世帯数推計支援プログラム（改良版）」及び「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の全体的な構成・機能について説明する。

両プログラムは、次のような機能を有するシートで構成されている。

(1) 「統計データ入力シート」:

推計に用いる統計データ等を入力する箇所を集約化したシート（詳細は2.3を参照）

(2) 「推計条件設定シート」:

推計の対象や方法等の推計条件を設定する箇所を集約化したシート（詳細は2.4を参照）

(3) 「計算・推計シート」:

上記のシートで入力したデータと設定した推計条件が自動的に反映され、推計を行うアルゴリズムを構成しているシート（詳細は第3章、第4章の技術解説を参照）

(4) 「推計結果シート」:

推計結果がまとめて表示されるシート（詳細は2.5を参照）

なお、(1)のシートに統計データ等を入力し、(2)のシートで推計条件を設定すると、(3)の該当するシートで自動的に計算・推計が行われ、その結果がまとめて(4)のシートに出力・表示されるしくみとなっている。

2. 3 統計データ等の入力方法

－「統計データ入力シート」の構成・機能と入力する統計データ等

「世帯数推計支援プログラム（改良版）」及び「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」においては、推計に必要な統計データ等の入力箇所を集約化した「統計データ入力シート」を設けている。

「統計データ入力シート」の構成・機能と、このシートに入力する必要がある統計データ等について説明する。

1) 「統計データ入力シート」の構成・機能

「統計データ入力シート」の構成とデータの入力に係る機能は、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」ともに共通であり、下記の機能を有している。

(1) 入力する統計データ等の一覧的な表示

(2) 統計データ等の入力箇所及び入力表の分かりやすい表示

(3) 統計データ等の未入力（入力漏れ）・入力済みの箇所の表示

以下では、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」を例にして、「統計データ入力シート」の構成と機能について説明する。

(1) 入力する統計データ等の一覧的な表示

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の都道府県版における「統計データ入力シート」の全体構成（一部）を図 2.6 に示している。
- ・シートの上部に、入力する統計データ等の項目と数を容易に把握することができるよう、一覧的な表示欄を設けており、その表示欄の下に、項目ごとのデータ入力箇所（入力表）が続くという構成となっている。なお、一覧的な表示欄の上部の数値は、入力する統計データ等の項目数を示しており、エクセルシートの A 列に記載されているデータ入力箇所の先頭箇所と対応している。
- ・一覧的な表示欄は、入力する統計データ等の項目が青字の下線表示で記されており、該当するデータ入力箇所とリンクが貼られている。詳細は（2）で説明する。
- ・また、都道府県版においては、一覧的な表示欄の上部に、推計対象とする都道府県名（以下「対象都道府県」という。）を入力する欄も設けている。ここに入力すると、すべての推計シート of 該当箇所にも自動的に対象都道府県名が記載される。

対象都道府県名の入力欄
(各推計シートの都道府県名の記載箇所と連動している。)

入力する統計データ等の一覧的な表示欄
(青字の下線表示の表記箇所は、該当するデータ入力箇所とリンクしている。)

★統計データ入力シート ●入力箇所一覧(下線部分が当該入力箇所の先頭のセルにリンクしている)

1. 入力する → 対象都道府県 ○〇県

入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済	入力済
【入力】 世帯数の推 計結果	【入力】 借家の年間 収入階級・世 帯人員・住宅 の所有の関 係別の主世 帯数	【入力】 借家の世帯 主年齢・世 帯人員・住宅 の所有の関 係別の主世 帯数	【入力】 借家の世帯 主年齢・世 帯人員・住宅 の所有の関 係別の「夫婦 のみ世帯」 の主世帯数	【入力】 借家の世帯 主年齢・世 帯人員・住宅 の所有の関 係別の「子育て 世帯」の主世 帯数	【入力】 借家の住宅 の所有の関 係別の1㎡当 たり家賃	【入力】 借家の平成 20年の「新・ 最低居住面積 水準」の達成 状況	【入力】 借家の平成 25年の「新・ 最低居住面積 水準」の達成 状況	【入力】 借家の平成 20年の「新・ 最低居住面積 水準」の達成 状況	【入力】 借家の平成 25年の「新・ 最低居住面積 水準」の達成 状況	【入力】 借家の平成 20年の「新・ 最低居住面積 水準」の達成 状況	【入力】 借家の平成 25年の「新・ 最低居住面積 水準」の達成 状況	【入力】 借家の住宅 の所有の関 係別の年間 収入階級の1 /2に相当する 世帯数	【入力】 借家の住宅 の所有の関 係別の年間 収入階級の1 /2に相当する 世帯数

2. 下線部分をクリックして当該入力箇所の先頭のセルに飛び、

3. 行番号の左側にある「+」マークのオン/オフによって、統計データを貼り込む表の表示/非表示を切り替える。

1	【入力】 世帯数の将来推計結果	入力済
	世帯数の将来推計結果 【1.世帯数推計PG【都道府県版】】より入力	
2	【入力】〈借家〉世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数（シート：1-①関係）	入力済
	1-①-1a. 借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）】より入力	
3	【入力】〈借家〉世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数（シート：2-②関係）	入力済
	2-②. 借家世帯の世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）】より入力	
4	【入力】〈借家〉世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数（シート：2-④関係）	入力済
	2-④-1. 借家世帯の世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）】より入力	
5	【入力】〈借家〉子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数（シート：2-⑤関係）	入力済
	2-⑤-1a. 借家世帯の子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数 【国勢調査（総務省統計局）・特別集計結果】より入力	
6	【入力】〈借家〉住宅の所有の関係別の1㎡当たり家賃（シート：3-①関係）	入力済
	3-①. 借家の住宅の所有の関係別の1㎡当たり家賃 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）】より入力	
7	【入力】〈借家〉平成20年の「新・最低居住面積水準」の達成状況（シート：4-①-1関係）	入力済
	4-①-1. 平成20年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・最低居住面積水準」の達成状況 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）・特別集計結果】より入力	
8	【入力】〈借家〉平成25年の「新・最低居住面積水準」の達成状況（シート：4-①-2関係）	入力済
	4-①-2. 平成25年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・最低居住面積水準」の達成状況 【住宅・土地統計調査（総務省統計局）・特別集計結果】より入力	

準備完了

図 2.6 「統計データ入力シート」の全体構成と入力する統計データ等の一覧的な表示欄(都道府県版の場合)

- 一方、市レベル（政令市、一般市）での推計にあたっては、推計対象とする市（以下「対象市」という。）における統計データ等に加えて、対象市の属する都道府県（以下「該当都道府県」という。）における統計データ等も入力し、両者の相対的格差をもとに対象市の値を推計している箇所がある（推計手法の詳細は第3章で解説する）。
- このため、【政令市版】及び【一般市版】のプログラムにおける「統計データ入力シート」では、一覽的な表示欄の上部に対象市名と該当都道府県名を入力欄を用意している（図2.7）。
- また、入力する統計データ等の一覽表の表示欄については、①対象市についての入力項目、②該当都道府県についての入力項目、③対象市及び該当都道府県についての入力項目の区分が分かるように色で表示を分けている（図2.7）。桃色が対象市についての入力項目、水色が該当都道府県についての入力項目、薄緑色が対象市及び該当都道府県についての入力項目であることを表示している。

対象市名及び該当都道府県名を入力欄
(各推計シートの対象市名及び該当都道府県名の記載箇所と連動している。)

入力する統計データ等の一覽的な表示欄
①対象市についての入力項目(桃色)
②該当都道府県についての入力項目(水色)
③対象市及び該当都道府県についての入力項目(薄緑色)
の区別が分かるように、セルの色を変えて表示している。

The screenshot shows a spreadsheet interface with a menu bar (File, Home, Insert, Page Layout) and a toolbar. The main area is a grid of input items. At the top, there are input fields for '対象市' (Municipality) and '該当都道府県' (Prefecture). Below this is a grid of 20 columns and 10 rows of input items. The items are color-coded: pink for municipalities, light blue for prefectures, and light green for both. The items include various demographic categories such as '世帯数の将来推計結果' (Future household count estimation results), '借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数' (Main household count by income level, household size, and housing ownership for rental households), and '子どもの年齢別の「子育て世帯」の世帯数' (Household count by child age for 'child-rearing households').

図 2.7 「統計データ入力シート」の全体構成(一部)と入力する統計データ等の一覽的な表示欄(一般市の場合)

(2) 統計データ等の入力箇所及び入力表の分かりやすい表示

- ・統計データ等の入力箇所及び入力表の表示について説明する。一覧表内の青字の下線表示の表記箇所は、該当するデータ入力箇所とリンクしており、青字の箇所をクリックすると、統計データ等の入力箇所の先頭欄に移動し、先頭欄がオレンジ色で表示される (図 2.8・上部)。

★統計データ入力シート ●入力箇所一覧(下線部分が当該入力箇所の先頭セルにリンクしている)

1. 入力する 対象都道府県 ○○県

2. 下線部分をクリックして当該入力箇所の先頭のセルに飛ぶ。

3. 行番号の左側にある「+」マークのオン/オフによって、統計データを貼り込む表の表示/非表示を切り替える。

一覧表内の下線表示の青字箇所をクリックすると、該当する統計データ等の入力箇所の先頭欄に移動し、先頭欄がオレンジ色で表示される。

最左列下にある「+」ボタンをオン(クリック)することで、統計データ等を貼り込む入力表が表示される。

2 [入力] <借家>世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数 (シート:1-①関係) 入力済

1-①-1a. 借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数
[住宅・土地統計調査(総務省統計局)]より入力

注意:「-」は「0(ゼロ)」に変換してください。

世帯人員(区分) 住宅の所有の関係(区分)	世帯の年間収入階級(区分)										不詳	
	総数	200万円未満	200～299	300～399	400～499	500～599	600～699	700～799	800～899	900～999		1,000～1,499
主世帯総数	651,000	100,600	89,000	95,400	89,100	119,000	95,000	41,500	9,200	4,500	7,700	
1 人	129,300	57,500	27,600	15,700	9,200	7,900	5,100	3,900	500	300	2,700	
2 人	148,400	29,200	30,500	29,700	18,800	18,800	11,600	5,200	1,400	900	2,200	
3 人	117,800	8,600	15,400	19,800	20,500	24,100	18,100	7,100	1,500	900	1,800	
4 人	105,700	3,400	8,100	14,700	17,400	27,900	21,400	9,600	1,900	600	700	
5 人	96,700	1,100	4,100	7,600	10,600	18,900	15,800	6,200	1,500	600	300	
6 人	45,900	600	2,000	4,800	7,100	12,100	12,100	5,600	1,200	600	100	
7人以上	37,100	200	1,200	3,200	5,500	9,400	10,800	4,700	1,300	500	0	
持ち家	447,200	52,800	50,500	61,700	62,300	90,800	79,900	35,300	8,300	3,900	1,600	
1 人	41,800	24,000	8,600	3,700	1,800	1,500	1,300	500	100	100	300	
2 人	105,300	19,900	22,100	22,400	13,100	13,100	8,900	3,900	1,100	700	300	
3 人	84,800	5,400	9,500	13,100	14,600	18,100	15,100	6,300	1,400	800	500	
4 人	77,600	2,100	4,500	9,200	12,000	20,900	17,600	8,700	1,800	600	200	
5 人	57,200	900	2,900	6,000	8,700	16,200	14,600	5,900	1,400	500	300	
6 人	44,000	500	1,700	4,200	6,200	11,700	11,900	5,400	1,200	600	0	
7人以上	36,500	200	1,200	3,100	5,400	9,200	10,700	4,700	1,300	500	0	
借家	199,000	47,800	38,500	33,700	26,800	28,200	15,700	6,100	1,000	500	1,300	
1 人	85,600	33,400	19,100	12,000	7,400	6,200	3,800	2,600	400	200	500	
2 人	41,500	9,400	8,400	7,900	5,700	5,900	2,800	1,300	200	200	300	
3 人	32,000	3,200	5,900	6,700	5,900	6,000	3,000	800	100	100	200	
4 人	27,800	1,300	3,600	5,500	5,400	7,000	3,800	900	100	0	100	
5 人	9,400	300	1,300	1,600	1,500	2,700	1,300	300	100	0	100	
6 人	2,000	100	300	400	400	400	300	100	0	0	0	
7人以上	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営の借家	35,400	11,900	7,700	6,700	4,500	3,300	700	100	0	0	100	
1 人	7,300	5,600	1,100	300	200	0	0	0	0	0	0	
2 人	9,300	3,900	2,400	1,700	700	500	100	0	0	0	0	
3 人	8,000	1,400	2,200	2,000	1,400	800	100	0	0	0	0	
4 人	7,500	1,200	2,000	2,000	1,900	1,300	300	0	0	0	0	
5 人	2,700	200	600	600	600	600	100	0	0	0	0	
6 人	500	0	100	100	100	100	0	0	0	0	0	
7人以上	200	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	
民間の借家(非木造)	85,900	23,000	19,200	14,800	11,300	10,600	5,500	1,400	300	100	700	
1 人	38,100	16,900	9,300	5,200	3,100	2,000	900	300	100	0	200	
2 人	17,900	4,100	3,800	3,300	2,800	2,300	1,000	300	100	0	200	
3 人	13,300	1,500	2,500	2,800	2,500	2,300	1,100	300	100	0	100	
4 人	11,100	500	1,800	2,400	1,900	2,400	1,700	400	0	0	100	
5 人	4,100	100	500	600	600	1,200	500	200	0	0	100	
6 人	1,000	0	100	300	200	100	200	100	0	0	0	
7人以上	300	0	0	100	100	100	100	0	0	0	0	
民間の借家(木造)	53,600	11,600	10,300	8,800	7,100	8,500	4,400	1,900	300	200	400	
1 人	31,100	10,000	7,200	5,100	3,200	2,700	1,500	900	200	100	200	
2 人	10,100	1,200	1,700	1,700	1,600	2,200	900	500	100	100	100	
3 人	6,600	300	900	1,200	1,200	1,700	800	200	0	0	100	
4 人	4,600	100	300	700	700	1,600	900	300	0	0	0	
5 人	1,100	0	200	200	200	300	200	0	0	0	0	
6 人	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7人以上	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
給付住宅	21,200	1,000	1,900	2,600	2,900	5,200	4,500	2,600	300	200	100	
1 人	8,800	900	1,400	1,300	900	1,400	1,400	1,300	200	100	0	
2 人	3,500	100	200	400	500	800	300	300	0	0	100	
3 人	3,400	0	200	400	500	1,000	1,000	300	0	0	0	
4 人	3,500	0	100	300	600	1,500	900	300	0	0	0	
5 人	1,300	0	0	100	200	400	400	100	0	0	0	
6 人	300	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	
7人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

図 2.8 統計データ等の入力箇所と入力表の表示

- 次に、統計データ等の入力箇所の最左列下にある「+」ボタンをオンにすることで、統計データ等を貼り込む入力表が表示される（図 2.8・下部）。データ入力箇所は膨大となるため、入力項目ごとにグルーピングをしておき、「+」ボタンのオン・オフで統計データ等の入力表の表示・非表示を切り替えられるようにしている。これにより、パソコン上での操作性・作業性を高めている。
- 統計データ等の入力表は、入力作業を効率的にするため、原則各統計調査で表章されている集計表のフォーマットに揃えている。また、入力する統計調査の種類、e-Stat（政府統計の総合窓口）上での統計調査のアクセス先、集計表の表番号等の情報について表記している。これにより、e-Stat から該当する集計表を容易に見つけ出すことができるようにしており、ダウンロードした表のデータを入力表の黄色で表示されている箇所に貼り込むことで入力が容易に完成する。

(3) 統計データ等の未入力（入力漏れ）・入力済みの箇所の表示

- 統計データ等の各入力箇所の先頭欄の右側のセルが、統計データ等を入力していない初期状態では赤色のセルに白抜き字で「データが未入力です。」と表示されているが、データの入力が完成すると、白色のセルに黒字で「入力済」の表示に変わる（図 2.9）。これにより、統計データ等の入力箇所を確認しやすくし、推計エラーにつながるデータの未入力・入力漏れを防止している。

★統計データ入力シート ●入力箇所一覧(下線部分が当該入力箇所の先頭のセルにリンクしている)

1. 入力する → 対象都道府県 ○〇県

2. 下線部分をクリックして当該入力箇所の先頭のセルに飛ぶ

3. 行番号の左側にある「+」マークのオン・オフによって、統計データを入力する表の表示/非表示を切り替える。

項目	入力済	未入力
1【入力】世帯数の将来推計結果		データが未入力です。
2【入力】〈借家〉世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数（シト：1-①関係）		データが未入力です。
3【入力】〈借家〉世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数（シト：2-②関係）		入力済
4【入力】〈借家〉世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数（シト：2-④関係）		入力済
5【入力】〈借家〉子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数（シト：2-⑤関係）		入力済
6【入力】〈借家〉住宅の所有の関係別の1㎡当たり家賃（シト：3-①関係）		入力済
7【入力】〈借家〉平成20年の「新・最低居住面積水準」の達成状況（シト：4-①-1関係）		入力済
8【入力】〈借家〉平成25年の「新・最低居住面積水準」の達成状況（シト：4-①-2関係）		入力済

データの未入力・入力漏れがあると、「データが未入力です」の表示のままであり、入力漏れを防止。

データの入力が完成すると、白色の「入力済」の表示に変わる。

図 2.9 統計データ等の未入力（入力漏れ）・入力済みの箇所の表示

2) 入力する統計データ等

「世帯数推計支援プログラム（改良版）」（【都道府県版】及び【市区町村版】）、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」（【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】）のそれぞれについて、「統計データ入力シート」に入力する必要がある統計データ等の情報を具体的に説明する。

2) - 1 「世帯数推計支援プログラム（改良版）」における入力する統計データ等の出典と集計表

- ・「世帯数推計支援プログラム（改良版）」の【都道府県版】及び【市区町村版】について、入力する統計データ等の一覧を表 2.2 及び表 2.3 に示している^{注1 2)}。
- ・各表では、統計調査名等のデータ出典及び入力するデータ・集計表を共通的に示している。また、【市区町村版】（表 2.3）では入力対象（対象市区町村・該当都道府県の別）を示している。各表の番号欄の数字は「統計データ入力シート」上の入力する統計データ等の番号と一致している。

表 2.2 【都道府県版】における「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表
1	『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019（平成 31）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）	世帯主の男女・年齢 5 歳階級別・家族類型別世帯主率（推計値）
2	「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年（2018 年）3 月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）	男女・年齢（5 歳）階級別人口（推計値）
3	『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019（平成 31）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）	世帯主の男女・年齢 5 歳階級別・家族類型別世帯数（推計値）

表 2.3 【市区町村版】における「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧^{注1 3)}

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表	入力対象
1	(なし)	当該市区町村を構成する合併前の市区町村の変遷（1995 年以降に市町村合併をしている場合の当該市区町村を構成する各時点での合併前市区町村名）	対象市区町村
2	『国勢調査（第一次基本集計・人口等基本集計）』（総務省統計局）〈表章〉	世帯主年齢 5 歳階級別一般世帯数及び年齢 5 歳階級別人口（1995 年以降に市町村合併をした場合の現市区町村を構成する各時点での市区町村ごとの世帯主年齢 5 歳階級別一般世帯数及び年齢 5 歳階級別人口	対象市区町村
3	『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019（平成 31）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）	世帯主の男女・年齢 5 歳階級・家族類型別世帯主率（推計値）	該当都道府県
4	『日本の地域別将来推計人口』（平成 30 年（2018 年）3 月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）	男女・年齢（5 歳）階級別人口（推計値）	対象市区町村
5	『国勢調査（人口等基本集計）』（総務省統計局）〈表章〉	2015 年時点の男女・年齢 5 歳階級・家族類型別の世帯数	対象市区町村

2) - 2 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における入力する統計データ等の出典と集計表

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における入力する統計データ等の一覧を表 2.4～表 2.6 に示している^{注1 4)}。
- ・「世帯数推計支援プログラム(改良版)」の場合と同様、各表では、統計調査名等のデータ出典(表章及び特別集計の別。特別集計の結果については、プログラムとセットで公開している。)及び集計表を共通的に示している。また、【政令市版】(表 2.5) 及び【一般市版】(表 2.6) では、入力対象(対象市、該当都道府県の別)を示している。各表の番号欄の数字は、「統計データ入力シート」上の入力する統計データ等の番号と一致している。

表 2.4 【都道府県版】における「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表
1	『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』 (2019(平成 31)年推計)(国立社会保障・人口 問題研究所) 「世帯数推計支援プログラム(改良版)」 【都道府県版】による推計結果	世帯数の将来推計結果(世帯主年齢別の世帯数、 家族類型・世帯主の年齢別の世帯数)
2	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関 係別の主世帯数
3	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の 関係別の主世帯数
4	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・住宅の所有の関係別の 「夫婦のみ世帯」の主世帯数
5	『国勢調査』(総務省統計局)〈特別集計※〉	借家世帯の子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有 の関係別の「子育て世帯」の主世帯数
6	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家の住宅の所有の関係別の1㎡当たり家賃
7 ～ 9	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局) 〈特別集計※〉	平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年の借家世帯の 世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・ 最低居住面積水準」の達成状況
10 ～ 12	「住宅・土地統計調査」(総務省統計局) 〈特別集計※〉	平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年の借家世帯の 世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・ 誘導居住面積水準」の達成状況
13	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係・世帯の年間収入階 級別の1ヶ月当たり家賃
14	『国勢調査』(総務省統計局)〈特別集計※〉	借家世帯の住宅の所有の関係・世帯人員別の「外 国人世帯」の主世帯数

※ 特別集計の結果については、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」とセットで公開している。
表 2.5、表 2.6 についても同様である。

表 2.5 【政令市版】における「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表	入力対象
1	『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(2019(平成31)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所) 「世帯数推計支援プログラム(改良版)【市区町村版】」による推計結果	世帯数の将来推計結果(世帯主年齢別の世帯数、家族類型・世帯主の年齢別の世帯数)	対象政令市
2	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	対象政令市
3	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	対象政令市
4	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数	対象政令市
5	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	2018年時点の世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	該当都道府県
6	『国勢調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	借家世帯の子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数	該当都道府県
7	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	子どもの年齢別の「子育て世帯」の一般世帯数 子どもの年齢別の「ひとり親の子育て世帯」の一般世帯数	対象政令市 該当都道府県
8	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家の住宅の所有の関係別の1㎡当たり家賃	対象政令市
9 ～ 11	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	平成20年、平成25年、平成30年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・最低居住面積水準」の達成状況	該当都道府県
12 ～ 14	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	平成20年、平成25年、平成30年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・誘導居住面積水準」の達成状況	該当都道府県
15	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係別の最低居住面積水準・誘導居住面積水準の達成状況	対象政令市 該当都道府県
16	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係・世帯の年間収入階級別の1ヶ月当たり家賃	対象政令市
17	『国勢調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	借家世帯の住宅の所有の関係・世帯人員別の「外国人世帯」の主世帯数	該当都道府県
18	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係別の「外国人のみの世帯」の世帯数	対象政令市 該当都道府県

表 2.6 【一般市版】における「統計データ入力シート」に入力する統計データ等の一覧

番号	統計調査名等のデータ出典	入力するデータ・集計表	入力対象
1	『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(2019(平成 31)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所) 「世帯数推計支援プログラム(改良版)【市区町村版】」による推計結果	世帯数の将来推計結果(世帯主年齢別の世帯数、家族類型・世帯主の年齢別の世帯数)	対象市
2	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	対象市
3	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	該当都道府県
4	1と同様	家族類型・世帯主の年齢別の世帯数	該当都道府県
5	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の世帯主年齢・住宅の所有の関係別の「夫婦のみ世帯」の主世帯数	該当都道府県
6	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	2018年時点の世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数	該当都道府県
7	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈特別集計〉	借家世帯の子どもの年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の「子育て世帯」の主世帯数	該当都道府県
8	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	子どもの年齢別の「子育て世帯」の一般世帯数	対象市 該当都道府県
9	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	子どもの年齢別の「ひとり親の子育て世帯」の一般世帯数	対象市 該当都道府県
10	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家の住宅の所有の関係別の1畳当たり家賃・1㎡当たり家賃	対象市
11 ~ 13	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・最低居住面積水準」の達成状況	該当都道府県
14 ~ 16	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年の借家世帯の世帯人員・世帯年収・住宅の所有の関係別の「新・誘導居住面積水準」の達成状況	該当都道府県
17	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の住宅の所有の関係別の最低居住面積水準・誘導居住面積水準の達成状況	対象市 該当都道府県
18	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家世帯の年間収入階級別の1ヶ月当たり家賃	対象市
19	『住宅・土地統計調査』(総務省統計局)〈表章〉	借家の住宅の所有の関係別の1ヶ月当たり平均家賃	対象市
20	『国勢調査』(総務省統計局)〈特別集計〉	借家世帯の住宅の所有の関係・世帯人員別の「外国人世帯」の主世帯数	該当都道府県
21	『国勢調査(第一次基本集計・人口等基本集計)』(総務省統計局)〈表章〉	総人口及び外国人数(外国人人口)	対象市 該当都道府県

2. 4 推計条件の設定方法

－「推計条件設定シート」の機能・概要と推計条件の設定内容

「統計データ入力シート」へのデータ入力が完了すると、「推計条件設定シート」で推計条件を設定（選択）することで、推計結果が自動的に出力・表示される。

ここでは、「推計条件設定シート」の構成・機能と、このシートで設定する必要のある推計条件（推計条件の設定のために用意している選択肢）について説明する。

1) 「推計条件設定シート」の機能・概要

「推計条件設定シート」の構成と機能についても、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」ともに共通であり、「統計データ入力シート」の場合と同様の考え方で、次の機能を有している。

- (1) 推計条件の設定項目の一覧的な表示
- (2) 推計条件の設定箇所の分かりやすい表示
- (3) 推計条件の設定漏れ・設定済みの箇所の表示

以下では、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」を例にして、「統計データ入力シート」の構成と機能について説明する。

(1) 推計条件の設定項目の一覧的な表示

- ・「推計条件設定シート」の全体構成を図 2.10 に示す。シートの上部に、推計条件の設定項目を容易に把握することができるよう、一覧的な表示欄を設けている。

推計条件の設定項目の一覧的な表示欄
(青字の下線表示の表記箇所は、該当する推計条件の設定箇所とリンクしている。)

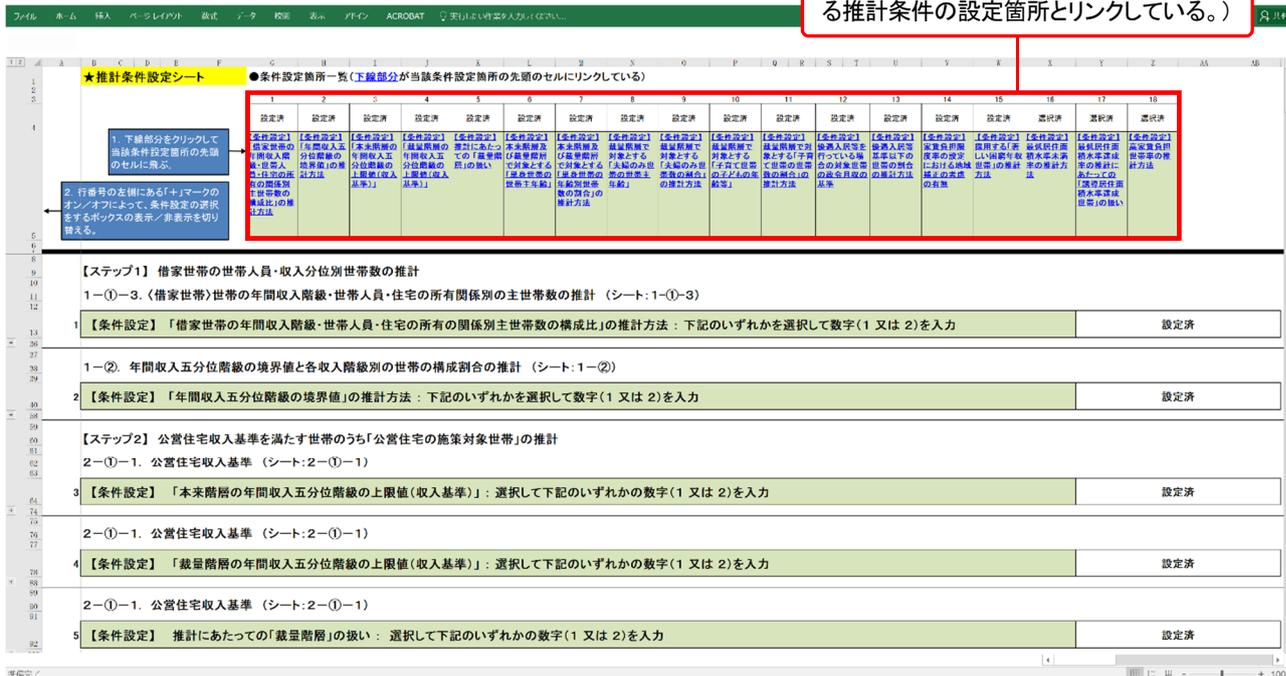


図 2.10 「推計条件設定シート」の全体構成と推計条件の設定項目の一覧的な表示欄

(2) 設定箇所のお知らせやすい表示

- ・一覧表内の青字の下線表示の表記箇所は、該当する推計条件設定箇所とリンクしており、青字の箇所をクリックすると、推計条件の設定箇所の先頭欄に移動する（図 2.11・上部）。
- ・「統計データ入力シート」と同様、先頭欄がオレンジ色で表示されるとともに、設定箇所の最左列下にある「+」ボタンをオンすることで、推計条件の設定欄、設定のための選択肢等が表示される（図 2.11・下部）。

★推計条件設定シート ●条件設定箇所一覧(下線部分が当該条件設定箇所の先頭のセルにリンクしている)

1. 下線部分をクリックして当該条件設定箇所の先頭のセルに飛ぶ。
2. 行番号の左側にある「+」マークのオン/オフによって、条件設定の選択肢をボックスの表示/非表示を切り替える。

一覧表内の下線表示の青字箇所をクリックすると、該当する選択条件の設定箇所の先頭欄に移動し、先頭欄がオレンジ色で表示される。

【ステップ1】 借家世帯の世帯人員・収入別階級世帯数の推計
1-①-3. (借家世帯)世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有関係別の推計
【条件設定】「借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別主世帯数の構成比」の推計方法：下記のいずれかを選択して数字(1又は2)を入力 設定済

1-②. 年間収入五分位階級の境界値と各収入階級別の世帯の構成割合の推計 (シート:1-②)
2 【条件設定】「年間収入五分位階級の境界値」の推計方法：下記のいずれかを選択して数字(1又は2)を入力 設定済

【ステップ2】 公営住宅収入基準を満たす世帯のうち「公営住宅の施策対象世帯」の推計
2-①-1. 公営住宅収入基準 (シート:2-①-1)
3 【条件設定】「本末階級の年間収入五分位階級の上限值(収入基準)」：選択して下記のいずれかの数字(1又は2)を入力 設定済

最左列下にある「+」ボタンをオン(クリック)することで、推計条件の設定欄、設定の選択肢等が表示される。

【条件設定】「借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別主世帯数の構成比」の推計方法：下記のいずれかを選択して数字(1又は2)を入力 設定済

1-②. 年間収入五分位階級の境界値と各収入階級別の世帯の構成割合の推計 (シート:1-②)
2 【条件設定】「年間収入五分位階級の境界値」の推計方法：下記のいずれかを選択して数字(1又は2)を入力 設定済

入力→ 1
1 : 対数近似によるトレンド推計
2 : 直近値の固定適用による推計

「年間収入五分位階級の境界値」の推計について
対数近似によるトレンド推計
②

2020年度末							2025年度末						
年間収入五分位階級	0 ~ 300	300 ~ 500	500 ~ 700	700 ~ 1000	1000 ~ 1500	1500 ~	年間収入五分位階級	0 ~ 300	300 ~ 500	500 ~ 700	700 ~ 1000	1000 ~ 1500	1500 ~
I	0 ~ 240	0%	0%	0%	0%	0%	I	0 ~ 236	79%	0%	0%	0%	0%
II	240 ~ 354	20%	27%	0%	0%	0%	II	236 ~ 348	21%	24%	0%	0%	0%
III	354 ~ 494	0%	70%	0%	0%	0%	III	348 ~ 455	0%	68%	0%	0%	0%
IV	494 ~ 722	0%	3%	100%	7%	0%	IV	455 ~ 712	0%	7%	100%	4%	0%
V	722 ~	0%	0%	0%	83%	100%	V	712 ~	0%	0%	0%	96%	100%

① 推計条件の設定欄(黄色)に、「選択肢の数字を入力」(「値を直接入力」する欄は入力)することで、推計条件が設定できる。なお、推計条件として基本的に用いる方法を「デフォルト」値として入力している(例の場合、「1」の「対数近似によるトレンド推計」がデフォルト値)。

入力→ 1
1 : 対数近似によるトレンド推計
2 : 直近値の固定適用による推計 【推計条件の設定欄と設定のための選択肢の例(拡大再掲)】

② 推計条件を設定すると、設定欄の下に、設定(選択)した推計条件とそれに対応した推計に用いるパラメーターが表示される。

図 2.11 推計条件の設定欄・設定のための選択肢等の表示

(3) 推計条件の設定漏れ・設定済みの表示

- ・設定箇所先頭欄の右側のセルに、推計条件の設定漏れ・設定済みを表示される箇所を設けている。
- ・「推計条件設定シート」については、推計条件として基本的に用いる方法を「デフォルト」値として入力している。このため、初期状態において「設定済み」の表示となっているが、推計条件を変更する際の入力ミス等が生じた場合、赤色のセルに白抜き文字で「設定されていません。」と表示されるようになっていく（図 2.12）。

推計条件を変更する際の入力ミス等があると、「設定されていません。」の表示に変わり、設定漏れを防止。

推計条件として基本的に用いる方法を「デフォルト」値として入力しているため、初期状態において「設定済み」の表示がされている。

図 2.12 推計条件の設定漏れ・設定済みの表示

2) 設定する推計条件の概要

推計条件として設定する内容については、主に次のものがある。なお、具体的設定内容については3) で説明する。

2) - 1 「世帯数推計支援プログラム（改良版）」における設定する推計条件の概要

(1) 将来値の推計手法の設定

- ・都道府県の将来世帯数については、2040年時点までの推計値は公表されているが、推計の最終時点の2045年の推計値は公表されていない。このため、『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）において用いられている各都道府県の2040年時点までの世帯主率の推計値をもとに、2045年の世帯主率を推計して、2045年の世帯数の推計につなげる必要がある^{注15)}。
- ・「世帯数推計支援プログラム（改良版）」では、都道府県における2045年の世帯主率の推計においては、次の3つの方法を用意している。①の推計手法を基本としているが、地方公共団体のニーズによっては、②、③の推計手法を採用することもできることとしている。このため、まず3つの推計手法のいずれを採用するかを設定する。
 - ① 統計データ等で得られる実績値に「線形近似式」、「対数近似式」及び「指数近似式」をあてはめ、これらのうち決定係数の最も高い近似式を選択して、選択された近似式の関係を目標時点まで延長して将来値を推計する方法（以下「線形近似・対数近似・指数近似のうち決定係数の最も高い近似式による推計の方法」という。）
 - ② 統計データ等で得られる実績値に「対数近似式」をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値を推計する方法（以下「対数近似によるトレンド推計の方法」という。）
 - ③ 統計データ等の直近の実績値より得られる値を固定的に用いて将来値を推計する方法（以下「直近値の固定適用による推計の方法」という。）
- ・なお、その他の将来値の推計に用いるアルゴリズムについては、対数近似によるトレンド推計の方法を基本としている。ただし、地方公共団体のニーズによっては、直近値の固定適用による推計の方法を採用することもできることとしている。このため、2つの推計手法のいずれを採用するかを設定する。

(2) 対象市区町村における将来世帯主率の設定方法

- ・将来世帯数の推計に用いる世帯主率は、都道府県の値しか公表されていない。「世帯数推計支援プログラム（改良版）」では、対象市区町村における将来世帯数の推計にあたっては、対象市区町村と該当都道府県の過去の世帯数と人口の実績値の相対的格差を用いて、対象市区町村における将来世帯主率を推計して採用する方法を基本としている。
- ・ただし、地方公共団体のニーズによっては、対象市区町村について独自に推計した将来世帯主率ではなく、該当都道府県における将来世帯主率の値（公表されている値及び公表値をもとに推計した2045年値）をそのまま用いることもできることとしている^{注16)}。このため、2つの推計手法のいずれを採用するかを設定する。

2) - 2 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」における設定する推計条件の概要

(1) 将来値の推計手法の設定

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、将来値の推計に用いる各アルゴリズムについて、統計データで得られる実績値に「対数近似式」をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値を推計する方法（対数近似によるトレンド推計の方法）を基本としている。
- ・ただし、地方公共団体のニーズによっては、トレンド推計の方法ではなく、直近の実績値より得られる値を固定的に用いて将来値を推計する方法（直近値の固定適用による推計の方法）を採用することもできることとしている。特に、表 2.1 に示す【政令市版③】又は【一般市版③】のプログラムを利用する場合は、トレンド推計に用いる実績値として 2 時点のデータしかないため、2 時点のデータ間の増減の変化量が大きい場合などの推計の精度を考慮すると、直近値の固定適用による推計が望ましい場合も考えられる。このため、2つの推計手法のいずれを採用するかを設定する。

(2) 公営住宅の入居収入基準の設定

- ・公営住宅の入居収入基準は、公営住宅法第 23 条第 1 号及び同施行令第 6 条によると、政令で規定する基準（月収 15 万 8 千円（収入分位 25%））を参酌して、各事業主体が条例で定める金額（ただし、特に居住の安定を図る必要がある場合は、政令で規定する基準（月収 25 万 9 千円（収入分位 50%））を上限として、事業主体が条例で定める金額）とされている。このため、地方公共団体が条例で定める本来階層及び裁量階層の入居収入基準（政令月収額又は収入分位）を設定する。

(3) 世帯属性ごとの対象とする年齢等の設定

- ・本来階層及び裁量階層において推計対象とする単身世帯の年齢、裁量階層において推計対象とする夫婦のみ世帯の年齢、及び子育て世帯の子ども年齢等について、地方公共団体のニーズを踏まえて設定することとしている。このため、世帯属性ごとの対象とする年齢等を設定する。

(4) 著しい困窮年収水準の算出方法の設定

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、著しい困窮年収水準の定義として、従来の「適正家賃負担限度率の範囲で、最低居住面積水準を満たす面積の住宅（各地域の民間賃貸住宅の平均家賃単価の住宅）に居住するために必要な年収」のほか、「公営住宅への優先入居等を行う場合の条例で定めている収入水準」により算出することができるようにしている。このため、著しい困窮年収水準の算出方法について、2つの算出方法のいずれを採用するかを設定する。
- ・また、「適正家賃負担限度率の範囲で、最低居住面積水準を満たす面積の住宅に居住するために必要な年収」を採用する場合については、適正家賃負担限度率について、「全国共通の標準限度率」を用いるか、「標準限度率に公営住宅の家賃算定に用いられている市町村立地係数を乗じて地域別家賃負担限度率」を算出してこれを用いるかの別についても選択することができる。このため、2つの家賃負担限度率の考え方のいずれを採用するかを設定する。

(5) 最低居住面積水準達成率の推計における「誘導居住面積水準達成世帯」の扱いの設定

- ・最低居住面積水準達成率の推計において、「誘導居住面積水準達成世帯」を含めて推計するか、除いて推計するかの別を選択することができる。このため、誘導居住面積水準達成世帯の扱いについて、いずれを採用するかを設定する。

3) 設定する推計条件

「世帯数推計支援プログラム（改良版）」（【都道府県版】及び【市区町村版】）、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」（【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】）のそれぞれについて、「推計条件設定シート」において設定する推計条件についての情報を具体的に説明する。

3) - 1 「世帯数推計支援プログラム（改良版）」における設定する推計条件と設定内容（選択肢等）

- ・「世帯数推計支援プログラム（改良版）」の【都道府県版】及び【市区町村版】について、設定する推計条件の一覧を表 2.7 及び表 2.8 に示している。
- ・各表では、設定する推計条件の一覧と、設定する条件の選択肢等の設定内容、公開しているプログラムの初期状態においてデフォルト値として入力している選択肢等の情報を示している。なお、各表の番号欄の数字は、「推計条件設定シート」上の設定する推計条件の番号と一致している。

表 2.7 【都道府県版】における「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧

番号	設定する推計条件	選択肢（括弧内の○又は数値がデフォルト）
1	2045 年時点の世帯主率の推計方法	1. 線形近似・対数近似・指数近似のうち決定係数の最も高い近似式による推計値（○） 2. 対数近似によるトレンド推計 3. 直近値の固定適用による推計

表 2.8 市区町村版における「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧

番号	設定する推計条件	選択肢（括弧内の○又は数値がデフォルト）
1	世帯人口比の相対的格差の推計方法	1. 線形近似・対数近似・指数近似のうち決定係数の最も高い近似式による推計値（○） 2. 対数近似によるトレンド推計 3. 直近値の固定適用による推計
2	該当都道府県における 2045 年時点の世帯主率の推計方法	1. 線形近似・対数近似・指数近似のうち決定係数の最も高い近似式による推計値（○） 2. 対数近似によるトレンド推計 3. 直近値の固定適用による推計
3	対象市区町村における将来世帯主率の設定方法	1. 対象市区町村における将来世帯主率の推計値（○） 2. 該当都道府県における将来世帯主率の値

3) - 2 「世帯数推計支援プログラム(改良版)」における設定する推計条件と設定内容(選択肢等)

- ・「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における設定する推計条件の一覧を表 2.9 及び表 2.10 に示している。①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計に対応した推計条件が表 2.9、②住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計に対応した推計条件が表 2.10 である。
- ・「世帯数推計支援プログラム(改良版)」と同様、各表では、設定する推計条件の一覧と、設定する条件の選択肢等の設定内容、公開しているプログラムの初期状態においてデフォルト値として入力している選択肢等の情報を示している。また、各表の番号欄の数字は、「推計条件設定シート」上の設定する推計条件の番号と一致するように表示している。
- ・なお、推計の方法については、「対数近似によるトレンド推計」、すなわち、実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う方法をデフォルトとしているが、実績値の数が少ない場合(表 2.1 に示す【政令市版③】又は【一般市版③】のプログラムを利用する場合は、「直近値の固定適用による推計」を採用することも検討する。

表 2.9 【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧(①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計)

番号	設定する推計条件	選択肢(括弧内の○又は数値がデフォルト)
1	「借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別主世帯数の構成比」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計(○) 2. 直近値の固定適用による推計
2	「年間収入五分位階級の境界値」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計(○) 2. 直近値の固定適用による推計
3	「本来階層の年間収入五分位階級の上限值(収入基準)」	1. 政令月収 15.8 万円以下(収入分位 25%相当)(○) 2. 政令月収 13.9 万円以下(収入分位 20%相当) 3. 政令月収 12.3 万円以下(収入分位 15%相当) 4. 政令月収 10.4 万円以下(収入分位 10%相当)
4	「裁量階層の年間収入五分位階級の上限值(収入基準)」	1. 政令月収 25.9 万円以下(収入分位 50%相当) 2. 政令月収 21.4 万円以下(収入分位 40%相当)(○) 3. 政令月収 18.6 万円以下(収入分位 32.5%相当) 4. 政令月収 15.8 万円以下(収入分位 25%相当)
5	推計にあたっての「裁量階層」の扱い	1. 推計にあたって、裁量階層を含める(○) 2. 推計にあたって、裁量階層は除く
6	本来階層及び裁量階層で対象とする「単身世帯の世帯主年齢」	1. 25 歳以上 2. 30 歳以上 3. 40 歳以上 4. 50 歳以上 5. 60 歳以上(○) 6. 75 歳以上
7	本来階層及び裁量階層で対象とする「単身世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計(○) 2. 直近値の固定適用による推計

表 2.9 【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧（①公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計）（つづき）

番号	設定する推計条件	選択肢（括弧内の○又は数値がデフォルト）
8	裁量階層で対象とする「夫婦のみ世帯の世帯主年齢」	1. 25 歳以上 2. 30 歳以上 3. 40 歳以上 4. 50 歳以上 5. 60 歳以上（○） 6. 75 歳以上
9	裁量階層で対象とする「夫婦のみ世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
10	裁量階層で対象とする「子育て世帯の子どもの年齢等」	1. 子どもが 6 歳未満（○） 2. 子どもが 12 歳未満 3. 子どもが 15 歳未満 4. 子どもが 18 歳未満 5. 18 歳未満の子どもが 3 人以上
11	裁量階層で対象とする「子育て世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
12	優遇入居等を行っている場合の対象世帯の政令月収の基準	数値を入力（10.4 万円／月以下）
13	優遇入居等の基準年収以下の世帯の割合の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
14	家賃負担限度率の設定における地域補正の考慮の有無	1. 地域補正を考慮しない 2. 地域補正を考慮する（○） 公営住宅の家賃算定における各地方公共団体の「市町村立地係数」 ・【都道府県版】: 当該都道府県下の市町村の第 1 位と第 2 位の数値を入力（第 1 位:0.95、第 2 位:0.9） ・【政令市版】及び【一般市版】: 対象市の数値を入力（政令市:1.0、一般市:0.8）
15	地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満の世帯の割合の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
16	採用する「著しい困窮年収水準未満の世帯」の算出方法	1. 優遇入居等の基準年収以下の世帯 2. 地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満世帯（○）
17	最低居住面積水準未満率の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
18	最低居住面積水準達成率の推計にあたっての「誘導居住面積水準達成世帯」の扱い	1. 誘導居住面積水準達成世帯を含む 2. 誘導居住面積水準達成世帯を除く（○）
19	高家賃負担世帯率の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計

表 2.10 【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における「推計条件設定シート」で設定する推計条件の一覧（②住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計）

番号	設定する推計条件	選択肢（括弧内の○又は数値がデフォルト）
1	対象とする「単身世帯の世帯主年齢」	0. 全世帯（○） 1. 25歳以上 2. 30歳以上 3. 40歳以上 4. 50歳以上 5. 60歳以上 6. 75歳以上
2	「単身世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
3	「高齢夫婦のみ世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
4	「子育て世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計
5	「外国人世帯の世帯数の割合」の推計方法	1. 対数近似によるトレンド推計（○） 2. 直近値の固定適用による推計

2. 5 推計結果の出力・表示

「統計データ入力シート」へのデータ入力を行い、「推計条件設定シート」において推計条件の設定を行うと、「推計結果シート」に推計結果が自動的に出力され、表及び図として表示される。

「世帯数推計支援プログラム(改良版)」、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」において出力・表示される推計結果は次のとおりである。

2. 5. 1 将来世帯数の推計結果の出力・表示

1) 都道府県における推計結果

- 都道府県については、2045年時点の将来世帯数の推計結果を出力し、国立社会保障・人口問題研究所による2020年から2045年までの5年ごとの時点における推計結果と合わせて、将来世帯数が時系列で表示される。具体的には、世帯主年齢別の世帯数の推移について表での表示(表2.11)と、世帯総数の推移について図での表示(図2.13)がされる。また、2045年時点の将来世帯数の推計結果について、世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別に出力・表示される(表2.12)。

表 2.11 2045年時点の世帯主年齢別世帯数の推計結果の出力と将来世帯数の時系列表示(例)

(まとめ) 世帯数の推計結果(推移)

〇〇県 世帯主 の年齢	実績値		推計値				
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総数	730,013	725,805	712,579	691,262	662,928	628,078	582,561
20歳未満	3,819	3,401	3,101	2,845	2,627	2,314	2,093
20～24歳	18,503	16,508	14,670	12,685	11,490	10,659	9,337
25～29歳	26,289	23,789	21,422	18,914	16,297	14,694	13,564
30～34歳	33,744	30,794	28,078	25,312	22,499	19,540	17,654
35～39歳	43,201	38,677	35,017	32,037	28,990	25,861	22,366
40～44歳	54,231	49,997	44,193	39,689	36,363	32,894	28,791
45～49歳	53,823	58,985	54,142	47,605	42,569	39,032	34,815
50～54歳	61,310	56,538	62,098	57,100	50,040	44,655	40,628
55～59歳	70,981	64,006	59,505	65,144	59,645	52,783	45,901
60～64歳	84,770	74,419	67,701	63,774	70,525	64,018	55,494
65～69歳	86,089	85,628	75,349	69,234	65,909	72,646	64,117
70～74歳	63,889	82,228	82,217	72,804	67,623	64,864	70,552
75～79歳	54,196	57,146	74,449	75,030	67,040	62,653	59,444
80～84歳	43,364	43,300	45,974	60,575	61,361	55,269	51,738
85歳以上	31,804	40,388	44,663	48,515	59,951	66,195	66,067



図 2.13 2045年時点の世帯総数の推計結果の出力と将来世帯数の時系列表示(例)

世帯数推計支援プログラム(改良版)【都道府県版】により2045年値を推計・出力。国立社会保障・人口問題研究所による2020年～2040年の公表値と合わせて、世帯主年齢別の将来世帯数の推移を表示。

世帯数推計支援プログラム(改良版)【都道府県版】により2045年値を推計・出力。国立社会保障・人口問題研究所による2020年～2040年の公表値と合わせて、将来世帯数の推移を表示。

表 2.12 2045年時点の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の将来世帯数の推計結果の出力・表示(例)

【2045年】

〇〇県 世帯主 の年齢	総数						世帯主:男					世帯主:女				
	合計	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
総数	582,561	212,919	127,371	118,280	60,779	63,212	116,309	126,474	117,288	22,308	51,729	96,610	897	992	38,471	11,483
20歳未満	2,093	2,040	7	14	10	22	1,251	6	13	5	11	789	1	1	5	11
20～24歳	9,337	8,236	249	449	181	222	5,006	234	435	45	133	3,230	15	14	136	89
25～29歳	13,564	7,793	1,690	2,723	913	445	5,323	1,611	2,669	135	340	2,470	79	54	778	105
30～34歳	17,654	6,459	2,129	6,573	1,815	678	4,410	2,044	6,466	248	587	2,049	85	107	1,567	91
35～39歳	22,366	6,360	2,185	9,830	2,807	1,184	4,405	2,132	9,707	441	1,039	1,955	53	123	2,366	145
40～44歳	28,791	7,985	2,333	12,163	4,276	2,034	5,541	2,279	12,025	1,038	1,712	2,444	54	138	3,238	322
45～49歳	34,815	10,292	2,697	13,121	5,446	3,259	7,214	2,641	12,990	1,762	2,683	3,078	56	131	3,684	576
50～54歳	40,628	12,286	4,646	13,062	5,872	4,762	8,336	4,583	12,935	2,737	4,063	3,950	63	127	3,135	699
55～59歳	45,901	14,915	7,853	9,774	7,031	6,328	9,774	7,781	9,670	4,406	5,370	5,141	72	104	2,625	958
60～64歳	55,494	18,408	13,059	9,963	5,914	8,150	11,026	12,975	9,892	3,307	6,933	7,382	84	71	2,607	1,217
65～69歳	64,117	23,138	17,260	9,617	5,186	8,916	12,702	17,164	9,573	2,349	7,497	10,436	96	44	2,837	1,419
70～74歳	70,552	26,264	21,559	9,906	4,417	8,406	14,282	21,464	9,880	1,299	6,866	11,982	95	26	3,118	1,540
75～79歳	59,444	21,921	18,638	7,774	4,203	6,908	10,311	18,576	7,758	1,118	5,581	11,610	62	16	3,085	1,327
80～84歳	51,738	19,107	16,353	6,439	4,332	5,507	7,992	16,326	6,423	1,078	4,368	11,115	27	16	3,254	1,139
85歳以上	66,067	27,715	16,713	6,872	8,376	6,391	8,736	16,658	6,852	2,340	4,546	18,979	55	20	6,036	1,845

2) 市区町村における推計結果

- ・市区町村については、2020年から2045年までの5年ごとの時点における将来世帯数の推計結果を出力し、時系列で表示される。表示内容は【都道府県版】と同様、世帯主年齢別の世帯数の推移についての表での表示(表 2.13)と、世帯総数の推移について図での表示(図 2.14)である。
- ・また、2020年から2045年までの5年ごとの時点における将来世帯数の推計結果について、世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別に出力・表示される(表 2.14)。

表 2.13 世帯主年齢別の世帯数の推計結果の出力・時系列表示(例)

(まとめ) 世帯数の推計結果(推移)

世帯主の年齢	実績値		推計値				
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総数	55,299	51,593	47,426	43,464	38,818	34,107	29,935
20歳未満	325	250	196	160	125	93	74
20～24歳	1,272	1,065	850	727	565	454	343
25～29歳	1,403	1,105	933	788	632	487	391
30～34歳	1,764	1,394	1,124	1,009	822	681	552
35～39歳	2,541	1,917	1,524	1,277	1,118	928	796
40～44歳	3,601	2,852	2,145	1,737	1,432	1,265	1,062
45～49歳	3,645	3,832	3,044	2,319	1,843	1,523	1,353
50～54歳	3,762	3,736	3,958	3,195	2,399	1,905	1,584
55～59歳	4,106	3,981	4,013	4,305	3,446	2,628	2,097
60～64歳	5,760	4,227	4,090	4,179	4,448	3,519	2,629
65～69歳	7,410	5,693	4,175	4,090	4,150	4,408	3,460
70～74歳	6,104	7,065	5,475	4,034	3,937	4,010	4,265
75～79歳	5,314	5,545	6,464	5,031	3,669	3,555	3,529
80～84歳	4,621	4,426	4,656	5,532	4,314	3,148	3,069
85歳以上	3,671	4,502	4,779	5,082	5,918	5,502	4,732

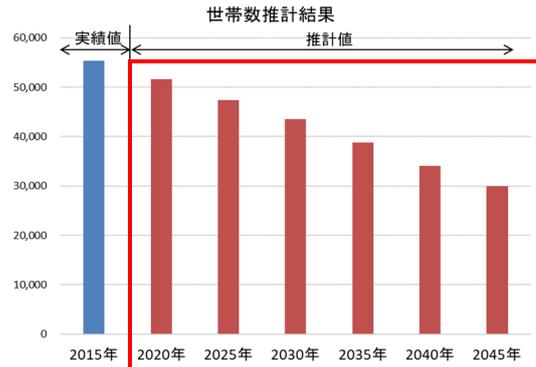


図 2.14 世帯総数の推計結果の出力と時系列表示(例)

世帯数推計支援プログラム(改良版)【市区町村版】において、2020年から2045年までの5年ごとの時点における世帯主年齢別の将来世帯数の推計結果を出力・表示。

世帯数推計支援プログラム(改良版)【市区町村版】において、2020年から2045年までの5年ごとの時点における将来世帯数を推計・主力し、推移を表示。

表 2.14 世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の将来世帯数の推計結果の出力・表示(例)
(2025年・2035年値の例示)

【2025年】

世帯主の年齢	総数						世帯主:男					世帯主:女				
	合計	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
総数	47,426	18,297	11,827	9,228	5,580	2,494	7,307	11,707	9,108	1,179	1,662	10,990	120	120	4,401	832
20歳未満	196	186	1	0	3	5	118	1	0	1	2	69	1	0	2	4
20～24歳	850	753	21	36	21	20	441	20	34	2	11	312	1	1	19	9
25～29歳	933	515	105	185	97	30	309	98	180	9	20	206	7	5	88	11
30～34歳	1,124	403	124	422	149	26	268	119	414	16	18	136	6	7	133	8
35～39歳	1,524	382	158	685	243	56	250	155	672	24	38	132	3	13	219	18
40～44歳	2,145	534	186	926	394	104	337	181	902	67	80	198	5	24	327	24
45～49歳	3,044	804	296	1,241	524	179	487	291	1,219	122	130	317	5	22	401	49
50～54歳	3,958	1,136	622	1,383	543	274	608	604	1,356	161	192	527	18	27	382	82
55～59歳	4,013	1,374	952	930	457	300	725	930	921	152	231	649	22	9	305	69
60～64歳	4,090	1,431	1,221	688	424	327	677	1,208	686	140	242	754	13	2	283	85
65～69歳	4,175	1,543	1,393	592	344	302	706	1,384	590	96	234	837	10	2	248	68
70～74歳	5,475	2,165	1,894	686	438	293	815	1,886	682	75	190	1,350	8	4	363	103
75～79歳	6,464	2,520	2,295	718	656	275	694	2,283	717	100	162	1,825	12	1	555	113
80～84歳	4,656	2,088	1,468	426	525	150	430	1,468	424	89	65	1,657	0	1	436	85
85歳以上	4,779	2,463	1,089	311	764	153	442	1,080	311	124	48	2,021	9	0	640	105

【2035年】

世帯主の年齢	総数						世帯主:男					世帯主:女				
	合計	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子から成る世帯	ひとり親と子から成る世帯	その他の一般世帯
総数	38,818	15,856	9,528	7,030	4,563	1,842	6,366	9,436	6,949	1,024	1,164	9,489	92	81	3,539	679
20歳未満	125	119	1	0	2	3	75	0	0	0	1	44	0	0	1	2
20～24歳	565	504	14	23	13	12	299	13	22	1	6	205	1	1	12	5
25～29歳	632	352	70	124	66	20	214	65	120	6	13	138	5	4	60	7
30～34歳	822	293	88	304	118	19	194	84	299	13	13	99	4	5	104	6
35～39歳	1,118	282	115	496	185	39	187	113	487	19	27	96	2	10	167	12
40～44歳	1,432	359	124	615	269	64	230	121	600	44	49	129	3	16	225	15
45～49歳	1,843	502	164	757	320	100	316	161	744	68	71	187	3	12	252	29
50～54歳	2,399	698	335	859	353	153	387	325	843	115	107	311	10	17	238	46
55～59歳	3,446	1,171	775	853	413	234	624	758	844	166	176	548	17	9	247	57
60～64歳	4,448	1,620	1,344	761	420	304	787	1,331	759	155	214	833	13	2	285	90
65～69歳	4,150	1,706	1,318	553	321	251	789	1,309	552	94	179	917	9	2	227	72
70～74歳	3,937	1,700	1,271	470	308	189	690	1,265	467	57	113	1,010	5	2	251	76
75～79歳	3,669	1,508	1,232	405	376	147	488	1,226	405	62	85	1,021	7	1	314	62
80～84歳	4,314	2,019	1,291	395	475	134	488	1,291	393	75	58	1,531	0	1	400	76
85歳以上	5,918	3,021	1,385	415	924	173	599	1,373	415	148	51	2,422	12	0	776	122

2. 5. 2 住宅確保要配慮者世帯数の推計結果の出力・表示

住宅確保要配慮者世帯数の推計結果として、公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計結果と、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果が出力され、表示される。なお、【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】における推計結果の出力内容・表示内容は同じである。

1) 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計結果

(1) 「公営住宅の入居資格世帯数」及び「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計結果

・2020年から2045年までの5年ごとの時点における公営住宅の入居資格世帯数とそのうちの著しい困窮年収未満の世帯数の推計結果が出力され、表及び図で時系列に表示される（表 2.15）。

表 2.15 「公営住宅の入居資格世帯数」及び「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計結果の出力・表示(例)

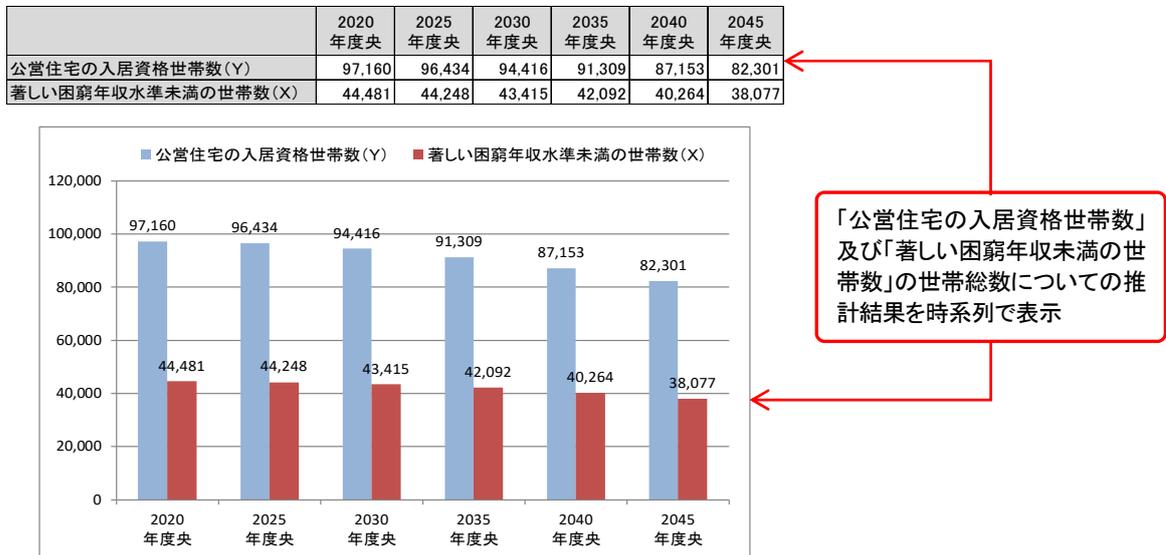


表 2.16 世帯人数別の「公営住宅の入居資格世帯数」及び「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計結果の出力・表示(例)

■世帯人員別の公営住宅の入居資格世帯数

	2020 年度央	2025 年度央	2030 年度央	2035 年度央	2040 年度央	2045 年度央
1人・60歳以上	27,128	28,326	28,909	28,933	28,421	27,493
2人	31,126	31,017	30,418	29,440	28,099	26,508
3人	19,356	18,652	17,781	16,792	15,679	14,511
4人	13,713	12,948	12,160	11,342	10,483	9,648
5人	4,491	4,203	3,924	3,632	3,358	3,092
6人以上	1,346	1,287	1,224	1,170	1,113	1,049
合計	97,160	96,434	94,416	91,309	87,153	82,301

■世帯人員別の著しい困窮年収水準未満の世帯数

	2020 年度央	2025 年度央	2030 年度央	2035 年度央	2040 年度央	2045 年度央
1人・60歳以上	9,815	10,235	10,589	10,736	10,665	10,419
2人	13,826	13,906	13,763	13,423	12,894	12,231
3人	9,034	8,868	8,597	8,235	7,788	7,285
4人	8,066	7,699	7,087	6,493	5,904	5,333
5人	2,763	2,588	2,468	2,330	2,177	2,018
6人以上	977	951	912	876	836	791
合計	44,481	44,248	43,415	42,092	40,264	38,077

「公営住宅の入居資格世帯数」及び「著しい困窮年収未満の世帯数」の世帯数について、世帯人数別の推計結果を時系列で表示

- ・また、2020年から2045年までの5年ごとの時点における世帯人数別（単身世帯については、設定した本来階層及び裁量階層で対象とする「単身世帯の世帯主年齢」以上の世帯数。以下同様とする。）の公営住宅の入居資格世帯数と著しい困窮年収未満の世帯数についても、時系列で出力・表示される（表 2.16）。
- ・なお、表 2.15、表 2.16 では、単身世帯は60歳以上を対象とした場合の推計結果を示している。

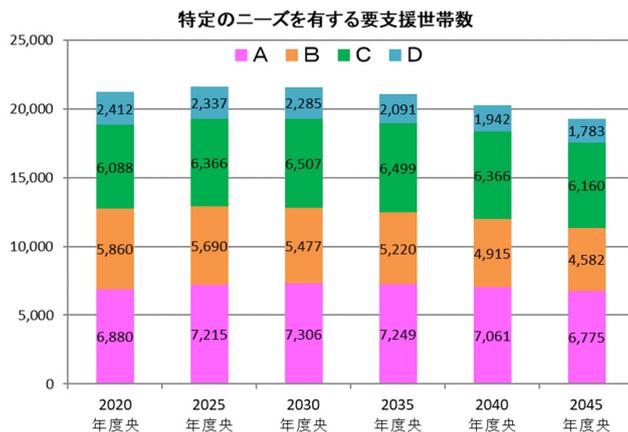
(2) 特定のニーズを有する要支援世帯数の推計結果

- ・公営住宅の入居資格世帯数のうちの特定のニーズを有する要支援世帯数として、2020年から2045年までの各時点における次の[A]～[D]の4類型の各世帯数の推計結果が出力され、表及び図で時系列に表示される（表 2.17）。

- [A] : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
- [B] : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯
- [C] : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
- [D] : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯

表 2.17 特定のニーズを有する要支援世帯(4類型)の世帯数の推計結果の出力・時系列表示(例)

		2020 年度央	2025 年度央	2030 年度央	2035 年度央	2040 年度央	2045 年度央
著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数	A	6,880	7,215	7,306	7,249	7,061	6,775
著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数	B	5,860	5,690	5,477	5,220	4,915	4,582
著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数	C	6,088	6,366	6,507	6,499	6,366	6,160
著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数	D	2,412	2,337	2,285	2,091	1,942	1,783
A+B 合計		12,740	12,904	12,783	12,469	11,976	11,357
A+C 合計		12,968	13,580	13,813	13,748	13,427	12,935
A+B+C 合計		18,828	19,270	19,291	18,968	18,342	17,517
A~D 合計		21,240	21,607	21,576	21,059	20,284	19,300



特定のニーズを有する要支援世帯(4類型)について、世帯ごとの世帯数の推計結果を出力し、時系列で表示

- ・また、各時点における世帯人数別の4類型の要支援世帯数の推計結果についても出力され、時系列で表示される（表 2.18）。
- ・さらに、各時点における4類型の要支援世帯数については、図 2.3 に示した4象限の図上に推計結果が出力・表示される（図 2.15）。

表 2.18 特定のニーズを有する要支援世帯(4類型)の世帯人数別の世帯数の推計結果の出力・表示(例)

A. 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数

■世帯数

世帯人員	2020年度央	2025年度央	2030年度央	2035年度央	2040年度央	2045年度央
1人	406	429	448	457	456	447
2人	1,102	1,274	1,392	1,464	1,493	1,489
3人	1,413	1,463	1,478	1,463	1,422	1,361
4人	2,440	2,557	2,525	2,447	2,332	2,192
5人	1,080	1,061	1,050	1,021	978	926
6人以上	438	429	413	397	380	360
合計	6,880	7,215	7,306	7,249	7,061	6,775

B. 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数

■世帯数

世帯人員	2020年度央	2025年度央	2030年度央	2035年度央	2040年度央	2045年度央
1人	866	891	911	913	897	867
2人	2,439	2,367	2,276	2,165	2,035	1,894
3人	1,544	1,468	1,387	1,300	1,206	1,110
4人	750	714	667	618	568	517
5人	194	186	176	166	154	142
6人以上	66	64	61	58	55	51
合計	5,860	5,690	5,477	5,220	4,915	4,582

C. 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数

■世帯数

世帯人員	2020年度央	2025年度央	2030年度央	2035年度央	2040年度央	2045年度央
1人	789	828	839	831	808	773
2人	1,449	1,646	1,770	1,837	1,855	1,833
3人	1,574	1,578	1,548	1,495	1,420	1,334
4人	1,645	1,653	1,695	1,695	1,663	1,623
5人	581	617	620	609	591	570
6人以上	51	43	36	32	29	27
合計	6,088	6,366	6,507	6,499	6,366	6,160

D. 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数

■世帯数

世帯人員	2020年度央	2025年度央	2030年度央	2035年度央	2040年度央	2045年度央
1人	1,022	1,036	1,021	979	930	871
2人	1,104	1,030	977	867	785	705
3人	235	227	232	201	185	168
4人	41	35	43	35	34	32
5人	8	8	11	7	6	6
6人以上	2	2	2	1	1	1
合計	2,412	2,337	2,285	2,091	1,942	1,783



図 2.15 特定のニーズを有する要支援世帯(4類型)の世帯数の推計結果の4象限図での出力・表示(例) (2025年・2035年推計値を例示)

2) 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果

(1) 住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果

- 住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者のうち、政府統計調査のデータを用いて把握できる次の i) から iv) の属性の世帯について、各時点における各世帯数の推計結果が出力され、表及び図で時系列に表示される(表 2.19、図 2.16)。
 - i) 低額所得世帯(政令月収 15.8 万円以下の世帯のうち、下記 ii から v に該当しない世帯)
 - ii) -1 高齢単身世帯
 - ii) -2 高齢夫婦のみ世帯
 - iii) 子育て世帯(内数として、ひとり親世帯)
 - iv) 外国人のみの世帯
- 推計結果は世帯の収入階層別にも出力・表示される。すなわち、i の世帯については、「著しい困窮年収水準未満の世帯」か「著しい困窮年収水準以上の本来階層」かの別、ii から iv の世帯については、「著しい困窮年収水準未満の世帯」、「著しい困窮年収水準以上の本来階層」、「裁量階層」か「裁量階層を超える収入階層(公営住宅の入居資格を有しない、公営住宅階層以外の世帯)」かの別に区分して出力・表示される。
- なお、表 2.19、図 2.16 では、低額所得世帯のうち単身世帯は、高齢単身世帯を除く世帯を対象に推計をした結果を示している^{注17)}。

表 2.19 住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果の出力・表示(例)(2025 年・2035 年推計値を例示)

2025年						
世帯属性	住宅確保要配慮者の世帯数					
	①	②	小計	③	④	合計
低額所得世帯(下記以外)	30,649	40,351	71,000	18,162	36,818	71,000
高齢単身世帯	10,235	13,663	23,898	4,427	7,129	35,455
高齢夫婦のみ世帯	3,576	3,690	7,266	1,174	2,282	10,722
子育て世帯	17,589	12,692	30,281	6,048	12,443	48,773
(うち ひとり親世帯)	4,274	3,555	7,830	1,406	2,705	11,941
外国人世帯	464	610	1,074	276	583	1,932
	①+②		133,519	③~④合計		167,882

①: 著しい困窮年収水準未満の世帯。地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満世帯

②: 政令月収 15.8 万円以下(著しい困窮年収水準以上)の世帯

③: 政令月収 15.8 万円超 21.4 万円以下の世帯

④: 政令月収 21.4 万円超の世帯

ただし、低額所得世帯のうち1人世帯は 全世界帯 を対象

世帯属性別の住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果について、収入階層別に表示

2035年						
世帯属性	住宅確保要配慮者の世帯数					
	①	②	小計	③	④	合計
低額所得世帯(下記以外)	28,780	36,896	65,677	16,786	34,140	65,677
高齢単身世帯	10,736	13,655	24,391	4,542	7,533	36,466
高齢夫婦のみ世帯	3,597	3,542	7,140	1,153	2,174	10,467
子育て世帯	15,680	11,436	27,116	5,106	10,418	42,640
(うち ひとり親世帯)	4,109	3,291	7,401	1,268	2,472	11,140
外国人世帯	452	581	1,033	261	545	1,839
	①+②		125,356	③~④合計		157,088

①: 著しい困窮年収水準未満の世帯。地域毎の民間市場での家賃水準等を踏まえた必要年収未満世帯

②: 政令月収 15.8 万円以下(著しい困窮年収水準以上)の世帯

③: 政令月収 15.8 万円超 21.4 万円以下の世帯

④: 政令月収 21.4 万円超の世帯

ただし、低額所得世帯のうち1人世帯は 全世界帯 を対象

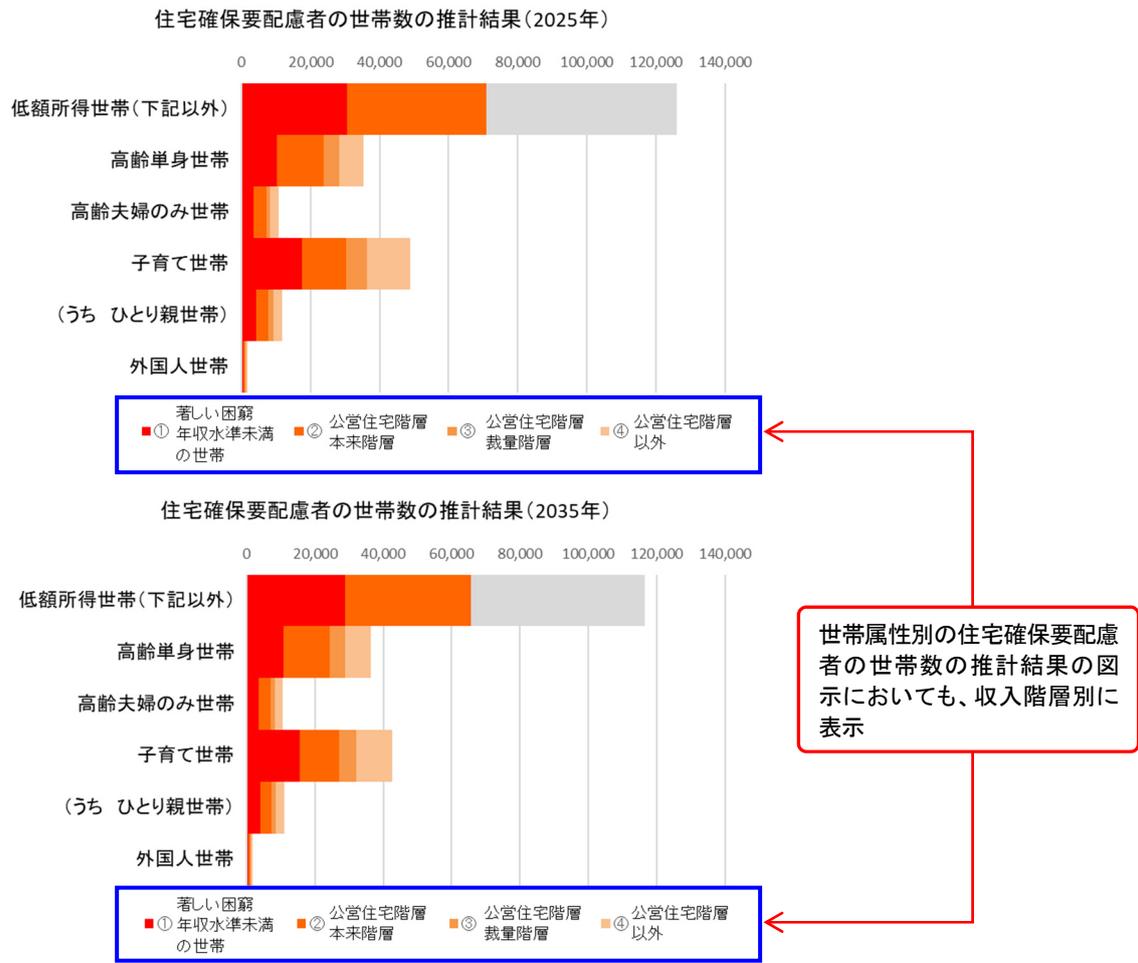


図 2.16 住宅確保要配慮者の世帯数の推計結果の出力・作図による表示(例)
(2025年・2035年推計値を例示)

注

- 注 1) 各地方公共団体において、「総合計画」をはじめとする関連の基本計画等の検討の中で既に世帯数の推計が行われている場合は、そのデータを利用することで差し支えない。新たに世帯数の推計を行う場合については、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」を用いることができる。
- 注 2) 『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019年推計）は、国立社会保障・人口問題研究所のホームページ（<http://www.ipss.go.jp/pp-pjsetai/j/hppj2019/t-page.asp>）より入手することができる。その他の政府統計調査データは、e-Stat（政府統計の総合窓口：<https://www.e-stat.go.jp/>）より入手することができる。
- 注 3) 世界保健機関（WHO）の定義では、「65歳以上」の者を高齢者としている。我が国においては、法律によって高齢者の定義は様々であるが、住宅政策の分野では「60歳以上」の者を高齢者とすることが多い。例えば、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（最終改正：令和元年6月14日）」第5条第1項で規定する、サービス付き高齢者向け住宅の入居対象とする高齢者は、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年8月12日）」第3条において「60歳以上」の者と規定されている。
- 注 4) 平成23年5月2日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布された。この法律により公営住宅法の一部改正が行われ、公営住宅の入居資格要件において、改正前の公営住宅法（第23条第1項）で規定されていた「現に同居し、又は同居しようとする親族があること（ただし、50歳以上の者、身体障害者等の政令で定める者については単身での入居が可能）」とする同居親族要件が廃止されることとなった（施行日は平成24年3月31日）。このため、地方公共団体において、引き続き同居親族要件の維持、単身入居について一定の制限等を必要とする場合は、各地方公共団体で定める条例において規定することが必要とされている。現在定められている各地方公共団体の条例では、一般的には改正前の公営住宅法の規定と同様、60歳以上の者を単身入居要件に定めている場合が多いが、本プログラムでは、様々な地方公共団体のニーズに対応できるよう選択肢の拡充をしている。
- 注 5) 公営住宅法第23条第1項の規定では、「入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案」して各事業主体の条例で裁量階層を定めることができることとなっている。裁量階層として規定する子育て世帯については、地域の実情に応じて様々な子どもの年齢や子どもの人数の世帯が規定されている。このため、本プログラムでは、国勢調査の集計表の表章区分に基づき、「18歳未満」（概ね高校生まで）の範囲内で、「15歳未満」（概ね中学生まで）、「12歳未満」（概ね小学生まで）、「6歳未満」（概ね小学生前の乳幼児）の区分に加え、多子世帯を対象とし、地方公共団体の実情に応じて、裁量階層の入居資格要件を有する子育て世帯の子どもの年齢を選択できるようにしている。
- なお、「住宅セーフティネット法」で定める住宅確保要配慮者第2条第1項第5号では、子育て世帯とは「子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を養育している者」と定義している（図2.4参照）。
- 注 6) 「公営住宅等による要支援世帯数」の推計にあたっては、フローとしての収入だけでなく、貯蓄等の資産を考慮し、高額貯蓄世帯を要支援世帯から除外することについての検討ニーズも想定される。しかし、地方公共団体ごとの借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の貯蓄額について統計的に把握するうえでの制約が大きいため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では対応していない。詳細は第4章の4.2.1の注4を参照。
- 注 7) 高家賃負担率以上の世帯とは、年収200万円未満世帯の平均家賃負担率以上の家賃負担をしている世帯と定義する。年間収入階級が低い世帯ほど家賃負担率は高くなる傾向にあることは既によく知られているところであることから、過去の住宅・土地統計調査で共通的に把握できる最も低い年間収入階級である200万円未満の世帯の平均家賃負担率を用いている。詳細は第4章の4.2.1の【ステップ3】⑩-3を参照。
- 注 8) 住宅確保要配慮者として「障害者」のいる世帯数の住宅確保も課題であるが、世帯人数別の障害者のいる世帯の割合など、障害者のいる世帯数を把握するための統計データは不足しているため、現時点では適切に推計することができない。このため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」においては、障害者のいる世帯数を抽出して出力・表示することには対応していない。今後の検討課題である。なお、統計上、低額所得である障害者のいる世帯の場合は低額所得世帯に、高齢者である障害者の単身世帯や

夫婦のみ世帯の場合は高齢単身世帯や高齢夫婦のみ世帯に含まれていることになる。

注9) 町村については、人口1万5千以上の町村は、住宅・土地統計調査の調査対象となりうる（標本調査区の抽出と対象とされている）。しかし、標本数の制約上、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」に用いるクロス集計表の利用においては制約がある。

注10) 推計に用いる住宅・土地統計調査データの年次は、【政令市①】のプログラムでは、平成10年以降の各調査であるが、【一般市①】のプログラムでは、平成15年以降の各調査である。一般市では、推計のベースとなる「借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の主世帯数」の集計表が平成15年以降の調査でしか表章されていないためである。

また、平成25年、平成30年住宅・土地統計調査では、政令市について「21大都市」と表記されており、この21大都市には、東京特別区部（23区の合計）が含まれている。特別区については、区部全体（23区の合計）で推計する場合は【政令市版】を用い、区ごとに推計する場合は【一般市版】を利用する。

なお、住宅・土地統計調査の集計表が表章されていない町村を対象とした、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」【町村版】は別途改めて公開する予定である。

注11) プログラムでは、統計調査データで把握できる実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行っている。こうしたトレンド推計を行う場合、投入できる実績値が多いほど推計の精度が向上する。このため、市との合併の場合は、投入する実績値の多い【一般市①】のプログラムを利用することが望ましい。

注12) 注2と同様である。

注13) 国勢調査において、世帯主年齢5歳階級別一般世帯数及び年齢5歳階級別人口は全市区町村で表章されているため、（推計上の実績値として用いている）1995年以降に市町村合併をしている場合は、合併した該当市区町村の人口・世帯数を足し合わせて過去の実績値を計算し、それをもとに推計を行う。

このため、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」の「統計データ入力シート」では、入力漏れを防止するため、入力番号1（図注1）において合併等以前に現在の当該市区町村を構成していた旧市区町村名を記入したうえで、入力番号2において過去の各時点での当該市区町村を構成していた各市区町村の世帯主年齢5歳階級別一般世帯数及び年齢5歳階級別人口を入力することとしている。

1 【入力】〈市町村合併〉 当該市区町村を構成する合併前の市区町村の変遷（シート：A-1 関係） 入力済

〈対象市区町村〉 1995年以降に市町村合併等をしている場合の当該市区町村を構成する合併前市区町村の変遷

部分に【市町村合併の推移：当該市区町村（2015年現在）を構成する各時点での市区町村名】のデータを入力

	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
1	旧X2市	旧X1市	X市	X市	X市
2	A町	なし	なし	なし	なし
3	B町	B町	なし	なし	なし
4	C町	C町	なし	なし	なし
5	なし	なし	なし	なし	なし
6	なし	なし	なし	なし	なし
7	なし	なし	なし	なし	なし
8	なし	なし	なし	なし	なし
9	なし	なし	なし	なし	なし
10	なし	なし	なし	なし	なし
11	なし	なし	なし	なし	なし
12	なし	なし	なし	なし	なし
13	なし	なし	なし	なし	なし
14	なし	なし	なし	なし	なし
15	なし	なし	なし	なし	なし

※ 各年次の10月1日時点

対象市(旧 X2 市)は、1995 年～2000 年の間に A 町を吸収合併し旧 X1 市となり、さらに 2000 年～2005 年の間に B 町と C 町を吸収合併して現在の X 市となった例。

- ・2000 年時点以前では合併前の B 町と C 町を記入
→ X 市の 2000 年時点の人口・世帯数は、旧 X1 市 + B 町 + C 町
- ・1995 年時点では B 町と C 町に加え、合併前の A 町を記入
→ X 市の 1995 年時点の人口・世帯数は、旧 X2 市 + A 町 + B 町 + C 町

図注.1 1995年以降の市町村合併の変遷を整理するための入力欄

注14) 注2と同様、e-Stat（政府統計の総合窓口：<https://www.e-stat.go.jp/>）より入手できる。

注15) 『日本の地域別将来推計人口』（平成30年（2018年）3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）による人口推計は、2045年の値まで推計されているため、これと推計期間を合わせることで、より長期的な将来の動向を把握することとしている。

注16) 人口・世帯の増減傾向、年齢別の人口や世帯主年齢別の世帯数の傾向などが都道府県の平均値に近い市区町村では、市町村ごとの世帯主率を推計せずに、都道府県の値をそのまま適用することが考えられる。

注17) 「住宅セーフティネット法」第2条第1項第1号で定める、いわゆる「低額所得者（世帯）」については、同法国土交通省令第1条及び第2条において「政令月収15.8万円以下の世帯」と定義されている。なお、低額所得世帯のうちの単身者の扱いについては、60歳以上の高齢単身世帯は住宅確保要配慮者として別途推計され、結果が出力・表示されるため、ここでは高齢単身世帯を除く世帯を対象として推計することを基本（デフォルト）としている。ただし、各地方公共団体において、公営住宅の入居資格者として定められている単身者の年齢を設定（選択）して推計をすることが可能である。

第3章 世帯数の将来推計手法に関する技術解説

住宅確保要配慮者世帯数の推計の基礎となるのが「世帯数」の将来推計である。本章では、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」において採用している推計手法について、都道府県、市区町村の別に解説する。

3. 1 都道府県における世帯数の推計手法

1) 推計期間

2020年から2045年までの25年間を推計期間とする。推計は5年ごとの時点（2020年、2025年、2030年、2035年、2040年及び2045年）について行う。

2) 推計の基本的考え方

人口については、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が推計・公表している『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』において、2020年から2045年までの5年ごとの男女・年齢5歳階級別の将来推計人口が示されている。

一方、世帯数については、社人研による『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019（平成31）年推計）において、男女・年齢5歳階級別の将来世帯数が示されているが、推計期間は2020年から2040年までの5年ごとの時点である。

推計にあたっては、より長期的な将来の動向を把握できることが望ましい。このため「世帯数推計支援プログラム（改良版）【都道府県版】」においては、将来推計人口の推計期間と合わせるため、社人研による2040年までの世帯数の将来推計をもとに、2045年の世帯数を新たに推計して用いることとしている。

3) 推計の具体的方法

「世帯数推計支援プログラム（改良版）【都道府県版】」において採用している推計手法について以下に解説する。

(1) 世帯主率の推計

社人研による都道府県の将来世帯数の推計に用いられている方法は「世帯主率法」である^{注1)}。

世帯主率法とは、世帯数は世帯主数に等しいことを利用し、人口に世帯主率（人口に占める世帯主数の割合）を乗じることによって世帯主数、すなわち、世帯数を求める手法である（図3.1）。

$$\boxed{\text{世帯数}} = \boxed{\text{世帯主数}} = \boxed{\text{人口}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{世帯主率} \\ \text{(人口に占める世帯主数の割合)} \end{array}}$$

図3.1 世帯主率法による世帯数の推計の考え方

『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019（平成31）年推計）においては、世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別^{注2)}に世帯数の推計に用いられた「世帯主率」が公表されている。このため、2020年から2040年までの5年ごとの時点での世帯主率の公表値をもとに、2045年時点の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の世帯主率を推計する（図3.2）。

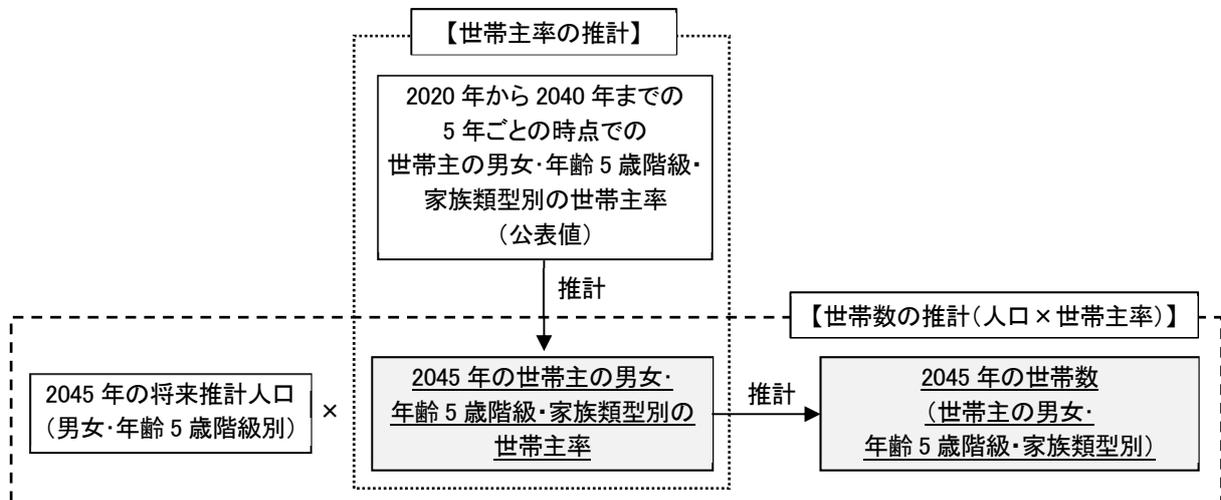


図 3.2 2045 年時点の世帯主率及び世帯数の推計の考え方

具体的な推計手法としては、2015年から2040年までの5年ごとの時点での男女・年齢5歳階級別の世帯主率の値に、直線近似、対数近似、指数近似の3種類の近似（回帰）式をあてはめて、この関係を2045年に延長する方法（トレンド推計）を用いる^{注3)}。

なお、推計プログラムにおいては、下記 i) の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別に直線近似、対数近似、指数近似のうち決定係数の最も高い近似式の値を採用することを基本としているが、各都道府県のニーズに応じた推計ができるよう、ii)、iii)の方法により求めた世帯主率も選択して採用できるようにしている。

- i) 世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別に直線近似、対数近似、指数近似のうち決定係数の最も高い近似式の値を採用
- ii) 世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の全区分について対数近似の値を採用
- iii) 世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の全区分について直近値である2040年の値を固定して採用

(2) 世帯数の推計

上記の方法で決定（採用）した男女・年齢5歳階級・家族類型別の世帯主率を、『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』で公表されている2045年の男女・年齢5歳階級別の将来推計人口に乗じて、2045年の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の世帯数を推計する（図3.2）。

3. 2 市区町村における世帯数の推計手法

1) 推計期間

都道府県の場合と同様、2020年から2045年までの25年間の推計期間とし、5年ごとの時点について推計する。

2) 推計の基本的考え方

市区町村の将来人口については、社人研が推計・公表している『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』において、2045年までの5年ごとの男女・年齢5歳階級別の推計人口が示されている。

一方、市区町村における将来の世帯数やその根拠となる世帯主率については、社人研において推計・公表が行われていない。

市区町村における世帯数を（世帯主率法により）簡便に推計する方法としては、市区町村の男女・年齢5歳階級別の推計人口に、該当する都道府県の世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の世帯主率を適用する方法が考えられる。しかし、この方法は、都道府県全体の値（平均値）を一律に適用することとなるため、都道府県内の市区町村間（例えば、県庁所在都市等の市部と町村部等）における世帯形成の特徴や違いを反映することができないなどの問題がある。

このため、「世帯数推計支援プログラム（改良版）【市区町村版】」においては、国勢調査（総務省統計局）で表章されている、都道府県と市区町村の年齢5歳階級別の人口と世帯数の関係をもとに、都道府県の世帯主率を市区町村別に補正して推計し、適用する方法を基本として用いる^{注4)}。

3) 推計の具体的方法

「世帯数推計支援プログラム（改良版）【市区町村版】」において採用している推計手法について以下に解説する。

(1) 世帯主率の推計

まず、市区町村別の世帯主率を図3.3に示すフローで推計する。具体的な推計手法を以下に解説する。

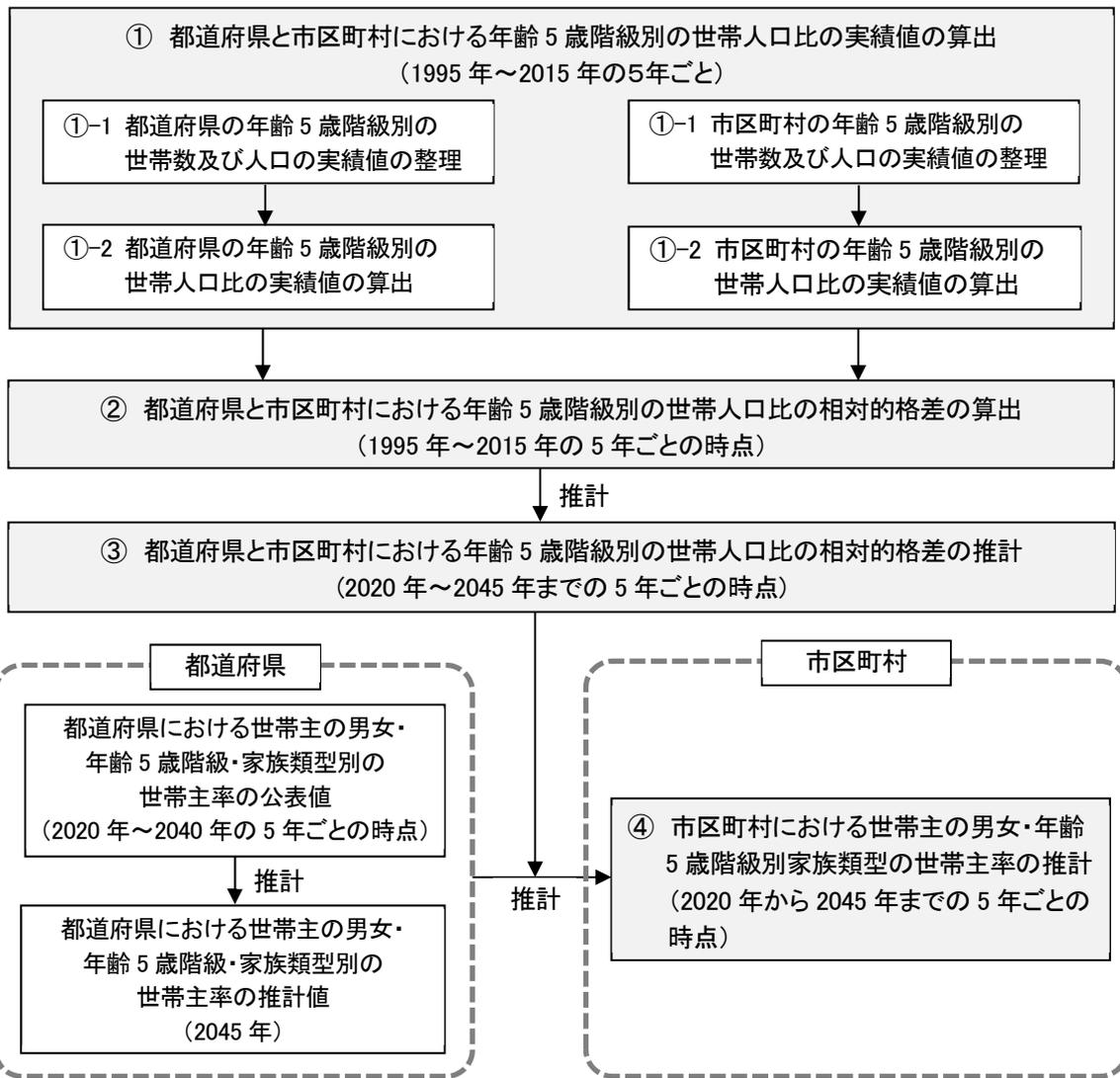


図 3.3 市区町村における世帯主率の推計フロー

① 都道府県と市区町村における年齢 5 歳階級別の世帯人口比の実績値の算出

①-1 年齢 5 歳階級別の人口及び世帯数の実績値の整理

まず、国勢調査（総務省統計局）をもとに、1995 年から 2015 年までの 5 年ごとの時点での都道府県と市区町村における年齢 5 歳階級別の人口及び世帯数の実績値を整理・算出する。

なお、1995 年から 2015 年までの間に市区町村合併をしている場合は、合併前の市区町村の値を足し合わせて実績値を整理することに留意する（図 3.4）。

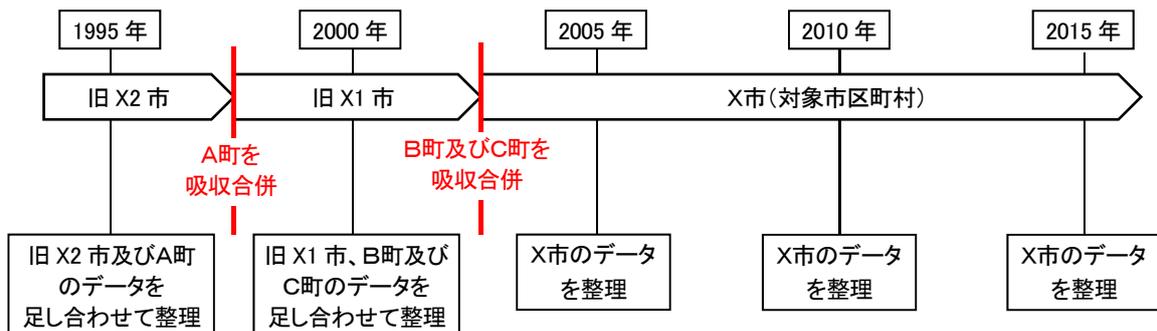


図 3.4 市区町村合併をしている場合の人口及び世帯数の実績値の整理の考え方(例)

①-2 年齢 5 歳階級別の世帯人口比の実績値の算出

次に、年齢 5 歳階級別の人口に対する世帯数（世帯主数）の比を「世帯人口比」と定義し、①-1 で整理した人口及び世帯数をもとに、1995 年から 2015 年までの 5 年ごとの時点での年齢 5 歳階級別の「世帯人口比」の実績値を算出する。

世帯人口比は次式で求める。

$$\text{年齢 5 歳階級別の世帯人口比} = \text{年齢 5 歳階級別世帯数（世帯主数）} / \text{年齢 5 歳階級別人口}$$

② 都道府県と市区町村における年齢 5 歳階級別の世帯人口比の相対的格差の算出

①で算出した都道府県と市区町村における年齢 5 歳階級別の世帯人口比をもとに、市区町村と都道府県における相対的格差の実績値を算出する。

相対的格差は次式で求める。

年齢 5 歳階級別の相対的格差

$$= (\text{市区町村の年齢 5 歳階級別世帯人口比} / \text{都道府県の年齢 5 歳階級別の世帯人口比}) - 1$$

③ 都道府県と市区町村における年齢 5 歳階級別の世帯人口比の相対的格差の推計

②で算出した都道府県と市区町村における年齢 5 歳階級別の世帯人口比の相対的格差の実績値をもとに、2020 年から 2045 年までの 5 年ごとの時点（以下「目標時点」という。）での世帯人口比の相対的格差をトレンド推計する。

具体的には、1995 年から 2015 年までの 5 年ごとの時点での年齢 5 歳階級別の世帯人口比の相対的格差の実績値に、直線近似、対数近似、指数近似の 3 種類の近似（回帰）式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

④ 市区町村における男女・年齢 5 歳階級別家族類型の世帯主率の推計

④-1 世帯人口比の相対的格差をもとにした世帯主率の推計

2.1 で求めた都道府県における世帯主の男女・年齢 5 歳階級・家族類型別の世帯主率（2020 年から 2040 年までの 5 年ごとの時点は社人研による推計の公表値、2045 年は「世帯数推計支援プログラム（改良版）【都道府県版】」による推計値）に、③で推計した都道府県と市区町村における年齢 5 歳階級別の世帯人口比の相対的格差を乗じて^{注5)}、2020 年から 2045 年までの 5 年ごとの時点での市区町村における世帯主の男女・年齢 5 歳階級・家族類型別の世帯主率を求める。

なお、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」においては、市区町村の世帯主率の決定にあたって、下記 i) の直線近似、対数近似、指数近似のうち決定係数の最も高い近似式の値を採用することを基本としている。ただし、各都道府県のニーズに応じた推計ができるよう、ii)、iii) の方法により推計した世帯主率や、iv) 都道府県の値も選択・採用できるようにしている。

i) 市区町村の世帯主率を推計：都道府県と市区町村における年齢 5 歳階級別の世帯人口比の相対的格差の推計にあたって、直線近似、対数近似、指数近似のうち決定係数の最も高い近似式の値を採用

ii) 市区町村の世帯主率を推計：都道府県と市区町村における年齢 5 歳階級別の世帯人口比の相対的格差の推計にあたって、対数近似の値を採用

iii) 市区町村の世帯主率を推計：都道府県と市区町村における年齢 5 歳階級別の世帯人口比の相対的格差は直近値である 2015 年の値を固定して採用

iv) 都道府県の世帯主率を採用

④-2 実績値（2015年）をもとにした世帯主率の補正

④-1で推計した世帯主率について、2015年の実績値をもとにした補正を行う。具体的には、次の手順で補正を行う。

- ア) 世帯主率の推計対象は2020年から2040年までの5年ごとの時点であるが、2015年についても、社人研による「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019（平成31）年推計）において、都道府県での世帯主率の推計値が示されている。これに、2015年における都道府県と市区町村における年齢5歳階級別の世帯人口比の相対的格差を乗じることで、都道府県の世帯主率をもとにした、市区町村における男女・年齢5歳階級別の世帯主率（以下「推計世帯主率」という。）が推計できる。
- イ) 一方、国勢調査（総務省統計局）においては、2015年の市区町村における世帯の家族類型・世帯主の年齢5歳階級・男女別の一般世帯数と、年齢5歳階級・男女別の人口が表章されている。そこで、世帯の家族類型・世帯主の年齢5歳階級・男女別の一般世帯数を年齢5歳階級・男女別の人口で除することにより、国勢調査の2015年の実績値をもとにした、市区町村における男女・年齢5歳階級別の世帯主率（以下「実績世帯主率」という。）が算出できる。
- ウ) 次に、ア)で求めた推計世帯主率とイ)で求めた実績世帯主率との相対的格差を、男女・年齢5歳階級別に算出する。
- エ) ウ)で求めた2015年時点での相対的格差は、2020年以降も一定であると仮定し、この相対的格差を④-1で推計した世帯主率に乗じることで、2020年から2045年までの5年ごとの時点での市区町村における世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の世帯主率の補正を行う。得られた補正值を最終的に用いる世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の世帯主率とする。

(2) 世帯数の推計

上記の④-2で求めた世帯主の男女・年齢5歳階級・家族類型別の世帯主率を、『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』において公表されている男女・年齢5歳階級別の推計人口に乗じることで、市区町村における2020年から2045年までの5年ごとの時点での世帯数を推計する。

注

注 1) マクロモデルとしての世帯数の推計手法は、大別すると、静的モデルと動的モデルとがあり、静的モデルの代表例として「世帯主率法」、動的モデルの代表例として「世帯推移率法」がある。社人研による世帯数の将来推計の方法は、全国推計においては世帯推移率法が用いられているが（参考文献 1、参考文献 2）、都道府県別推計においては、世帯主率法が用いられている（参考文献 3、参考文献 4）。

「世帯数推計支援プログラム（改良版）」における推計は、社人研の都道府県別推計をもとに実施するものであることから、同様に「世帯主率法」を用いた推計手法を採用している。

注 2) 世帯主率は、世帯主の男女・年齢階級 5 歳階級（20 歳以下及び 85 歳以上は一括りとなっている。）のほか、「単独世帯」、「夫婦のみ世帯」、「夫婦と子どもからなる世帯」、「ひとり親と子どもからなる世帯」、「その他世帯」の計 5 種類の家族類型別に示されている。

注 3) 社人研による世帯数の将来推計における都道府県別の世帯主率の推計にあたっては、都道府県別の将来の男女・年齢 5 歳階級・家族類型別世帯主率の全国値に対する相対的格差を設定し、その上で全国の世帯主率を基準として都道府県別の将来の男女・年齢 5 歳階級・家族類型別世帯主率を求めている。具体的には、都道府県別の世帯主率の全国値に対する相対的格差の設定にあたっては、次のような技術的処理が行われている。詳細は参考文献 4 の p.4~6 を参照されたい。

① 2000 年、2005 年、2010 年及び 2015 年の 4 時点について、男女・家族類型別に世帯主率の全国値に対する相対的格差を分析し、それをもとに推計する。すなわち、各年次について都道府県別に算出される男女・家族類型別世帯主率の相対的格差を用いて男女・家族類型別に標準偏差を算出し、それをもとに近似（回帰）式を用いたトレンド推計又は直近値を固定的に適用して 2040 年までの値を求める。

② 世帯主の年齢別の家族類型別世帯主率の相対的格差は、都道府県ごとに過去の時系列変動は多様であることが認められるため、2000 年、2005 年、2010 年及び 2015 年の 4 時点の国勢調査データをもとに都道府県別の男女・家族類型別世帯主率の全国値に対する相対的格差を年齢別に算出する。その上で、4 時点間の相対的格差の変化に応じて将来の相対的格差の動向を次の i) から iii) の 3 パターンに類型化し、各パターンについて 2040 年の相対的格差の水準を仮定する。

i) 過去 15 年間（5 年ごと 3 期間）に一貫して縮小の場合：過去の趨勢の延長で縮小すると仮定

ii) 過去 15 年間（5 年ごと 3 期間）に一貫して拡大の場合：2015 年の水準に固定と仮定

iii) i)、ii) 以外の場合：ゆるやかに縮小すると仮定し、縮小の幅を i) の幅の 1/2 と仮定

「世帯数推計支援プログラム（改良版）」においても、都道府県における 2045 年時点の世帯主率にあたっては、本来は上記のような変化動向を踏まえた詳細な検討が必要となるが、同プログラムは簡便な推計手法として開発したものであることから、過去の実績値をもとにしたトレンド推計手法を採用している。なお、トレンド推計にあたっては、将来値の変化が最も緩やかに推計される「対数近似式」を適用した推計を行うことが多いが、世帯主率の推計においては上記のような動向変化を詳細に把握することが必要であることに鑑み、実績値に「直線近似」、「対数近似」、「指数近似」の 3 種類の近似（回帰）式をあてはめて最も決定係数の高い近似式を採用して、その関係を 2045 年に延長して推計する方法を基本として用いること（推計条件の設定におけるデフォルト）としている。

注 4) 市区町村の世帯主率の推計においても、都道府県値に対する相対的格差の時系列変動を踏まえた動的な検討が必要となるが、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」では、簡便な推計手法として、過去の実績値をもとにしたトレンド推計による推計手法を採用している。なお、注 3) と同様の考え方にに基づき、「直線近似」、「対数近似」、「指数近似」の 3 種類の近似（回帰）式をあてはめて最も決定係数の高い近似式を用いた推計値を採用する方法を基本として用いている。

ただし、第 2 章の注 16) でも述べたように、人口・世帯の増減傾向、年齢別の人口や世帯主年齢別の世帯数の傾向などが都道府県の平均値に近い市区町村では、市区町村ごとの世帯主率を推計せずに、都道府県の値をそのまま適用する方法も考えられる。

注 5) 社人研による世帯主率法を用いた都道府県別の将来世帯数の推計においては、全国の世帯主率に対する各都道府県の世帯主率との相対的な関係に着目し、将来の全国の世帯主率をもとに都道府県ごとの将来の世帯主率が設定されている。詳細は参考文献 4 の p.4~6 を参照されたい。

「世帯数推計支援プログラム（改良版）」では、同様の考え方を都道府県と市区町村の関係にも適用し、都道府県と市区町村における年齢 5 歳階級別の世帯人口比の相対的な関係と都道府県の将来の世帯主率をもとに、市区町村ごとの将来の世帯主率を推計・設定している。

なお、世帯主率は男女別・家族類型別に異なるため、本来は男女別・家族類型別に世帯人口比の相対的格差を求め、それを乗じる必要がある。しかし、世帯人口比の算出にあたって、世帯主の男女別・家族類型別の世帯数を推計して計算する方法は非常に煩雑となることから、簡便な推計手法として、年齢5歳階級の別のみに着目し、男女合計かつ全家族類型での相対的格差を求め、同じ年齢階級の場合は男女・家族類型にかかわらず、同じ相対的格差の推計値を乗じることとしている。

参考文献

- 1) 「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018（平成30）年推計）、平成30年1月12日、国立社会保障・人口問題研究所
- 2) 報告書「日本の世帯数の将来推計（全国推計）－2015（平成27）～2040（平成52）年－（2018（平成30）年推計）」、人口問題研究資料第339号、平成30年2月28日、国立社会保障・人口問題研究所
- 3) 「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019（平成31）年推計）、平成31年4月19日、国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部
- 4) 報告書「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）－2015（平成27）年～2040（平成52）年－（2019（平成31）年推計）」、人口問題研究資料第343号、令和元年12月25日、国立社会保障・人口問題研究所

第4章 住宅確保要配慮者世帯数の推計手法に関する技術解説

本章では、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」において採用している推計手法について、都道府県、政令市、一般市の別に解説する^{注1)}。

4. 1 推計の概要

1) 推計期間

住宅確保要配慮者世帯数の推計は、世帯数の将来推計の結果を用いて行う。このため、第3章で解説した世帯数の将来推計手法の場合と同様、2020年から2045年までの25年間を推計期間とし、推計は5年ごとの時点（2020年、2025年、2030年、2035年、2040年及び2045年）について行う。

2) 推計の内容

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、「世帯数推計支援プログラム（改良版）」の活用等により得られた世帯数の将来推計結果をもとに、国勢調査（総務省統計局）、住宅・土地統計調査（総務省統計局）、家計調査（総務省統計局）等の政府統計調査（基幹統計調査）で把握できるデータを組み合わせて推計を行う。

なお、第1章の1.2の1)でも述べたように、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、次の（1）及び（2）の対象世帯数の推計が可能である。推計の基本的な考え方を以下に示す。

（1）公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数

① 公営住宅の入居資格世帯数の推計

2020年から2045年までの5年ごとの時点（以下「目標時点」という。）における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数を求め、このうち公営住宅の入居資格世帯（本来階層及び裁量階層）に該当する世帯数を推計する。

これにより、現に公営住宅に入居している世帯を含む借家に居住する公営住宅の入居資格世帯の最大数が推計される。推計された世帯数が、公営住宅に対する需要の最大値となる。

② 要支援世帯数の推計

近年の厳しい財政状況のもとでは、公営住宅ストックの量的拡大が困難となり、真に住宅に困窮する者に対する公営住宅の的確な供給など、ストックの効率的な運用が強く求められるようになってきている。その一方で、公営住宅の入居資格世帯のすべてが公営住宅への入居ニーズを有しているとは限らない。

このため、公営住宅の入居資格世帯数のうち、それぞれの地域の状況に応じて、世帯の困窮度や居住面積水準、民間市場での家賃水準、家賃負担率の状況等を勘案して、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯の数、すなわち、「公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数」を推計する。

なお、本章では、「公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計」を、単に「要支援世帯数の推計」とも表記する。

(2) 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計

目標時点における借家世帯のうち、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者として、政府統計のデータを用いて把握できる次の i) から iv) の住宅確保要配慮者の世帯を対象とし、借家に居住する該当世帯数を推計する。

- i) 低額所得者の世帯（下記 ii から iv 以外の世帯）
- ii) 高齢者世帯（単身世帯、夫婦のみ世帯）
- iii) 子育て世帯
- iv) 外国人のみの世帯

なお、本章では、「住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計」を、単に「住宅確保要配慮者の世帯数の推計」とも表記する。

以上より、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」において推計可能な対象世帯と推計結果の活用場面の関係を図示すると、図 4.1 のようになる。

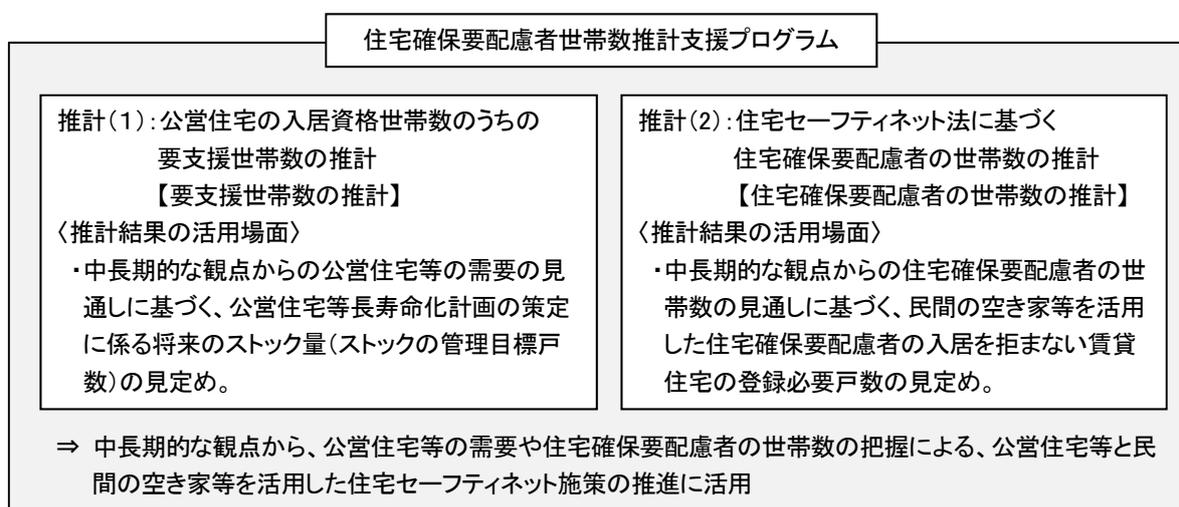


図 4.1 住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムで推計可能な対象世帯と推計結果の活用場面

4. 2 都道府県における推計手法

4. 2. 1 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計

1) 推計の基本的枠組み

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【都道府県版】」を用いた、公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数についての推計フローを図 4.2 に示す。次の3ステップで推計を行う。

【ステップ1】 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

【ステップ2】 目標時点における公営住宅の入居資格世帯数の推計

【ステップ3】 目標時点における要支援世帯数の推計

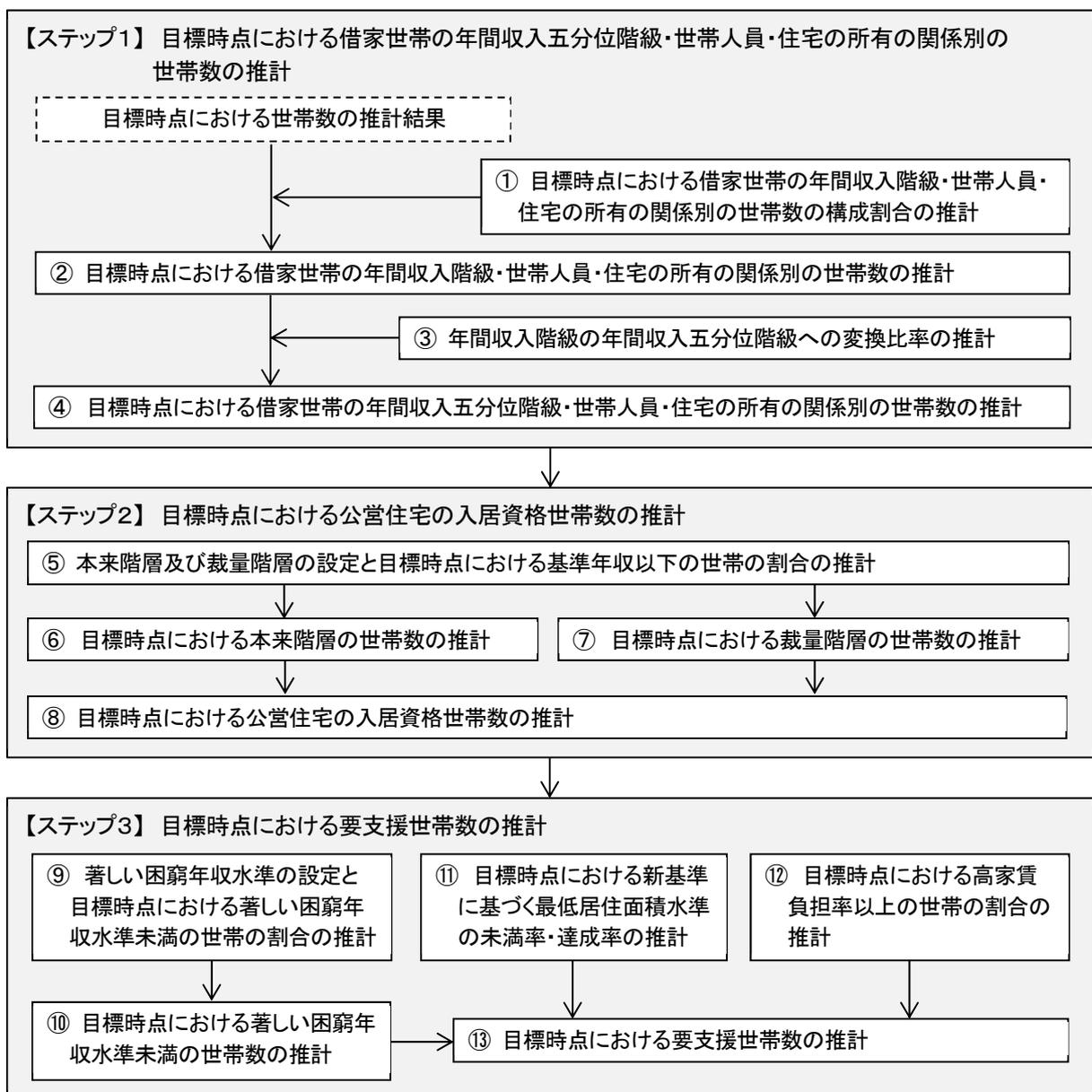


図 4.2 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計フロー

2) 推計の具体的方法

(1) 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計【ステップ1】

ステップ1では、次の手順で、目標時点における借家に居住する世帯数について、年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別に推計する。

① 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の構成割合の推計

住宅・土地統計調査で把握できる借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数から各世帯数の構成割合を算出し、実績値をもとに将来値をトレンド推計する。

都道府県においては、1998年、2003年、2008年、2013年及び2018年の各住宅・土地統計調査において、借家世帯の年間収入階級9区分（200万円未満、200万円以上300万円未満、300万円以上400万円未満、400万円以上500万円未満、500万円以上700万円未満、700万円以上1,000万円未満、1,000万円以上1,500万円未満、1,500万円以上2,000万円未満、2,000万円以上。以下同様とする。）、世帯人員7区分（1人、2人、3人、4人、5人、6人、7人以上。以下同様とする。）、住宅の所有の関係5区分（公営の借家、UR・公社の借家、民営の借家（木造）、民営の借家（非木造）、給与住宅。以下同様とする。）別の世帯数を共通的に把握することができる。このデータを用いて、5時点の全世帯に占める借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の構成割合を算出し（表4.1）、各構成割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う^{注2)}。

表 4.1 全世帯数に占める借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の

世帯人員(7区分) 住宅の所有の関係 (2区分)	総数	世帯の年間収入階級(9区分)								
		200万円 未満	200～ 300	300～ 400	400～ 500	500～ 700	700～ 1000	1000～ 1500	1500～ 2000	2000 万円 以上
借家	0.312	0.098	0.065	0.053	0.036	0.038	0.017	0.004	0.000	0.000
1人	0.164	0.066	0.035	0.023	0.015	0.015	0.007	0.003	0.000	0.000
2人	0.068	0.019	0.016	0.012	0.008	0.009	0.004	0.000	0.000	0.000
3人	0.042	0.008	0.008	0.009	0.006	0.007	0.003	0.001	0.000	0.000
4人	0.028	0.003	0.005	0.007	0.005	0.006	0.002	0.000	0.000	0.000
5人	0.008	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
6人	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
7人以上	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
公営の借家	0.053	0.029	0.012	0.007	0.002	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000
1人	0.021	0.016	0.003	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
2人	0.016	0.008	0.005	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3人	0.008	0.003	0.002	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
4人	0.006	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
5人	0.002	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6人	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
7人以上	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
UR・公社の借家	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1人	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
2人	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3人	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
4人	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
5人	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6人	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
7人以上	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
民営借家(木造)	0.099	0.031	0.021	0.018	0.012	0.012	0.004	0.001	0.000	0.000
1人	0.044	0.020	0.010	0.006	0.004	0.003	0.001	0.000	0.000	0.000
2人	0.024	0.007	0.006	0.005	0.003	0.003	0.001	0.000	0.000	0.000
3人	0.015	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.001	0.000	0.000	0.000
4人	0.011	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.001	0.000	0.000	0.000
5人	0.003	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6人	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
7人以上	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
民営借家(非木造)	0.141	0.037	0.030	0.025	0.019	0.019	0.008	0.003	0.000	0.000
1人	0.086	0.029	0.019	0.014	0.010	0.008	0.004	0.002	0.000	0.000
2人	0.025	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.002	0.000	0.000	0.000
3人	0.017	0.002	0.003	0.003	0.003	0.004	0.001	0.001	0.000	0.000
4人	0.010	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000
5人	0.002	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
6人	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
7人以上	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
給与住宅	0.020	0.001	0.003	0.003	0.003	0.005	0.004	0.001	0.000	0.000
1人	0.013	0.001	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.001	0.000	0.000
2人	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
3人	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
4人	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
5人	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6人	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
7人以上	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

構成割合（実績値の例）

構成割合の各セルについて、5時点での実績値に「対数近似式」をあてはめて、目標時点における将来値をトレンド推計

② 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

目標時点における世帯数の将来推計結果に、①で求めた構成割合の推計値を乗じ、目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数を推計する。

③ 年間収入階級の年間収入五分位階級への変換比率の推計

②で推計した世帯数について、住宅・土地統計調査で表章されている年間収入階級9区分を年間収入五分位階級に変換したデータを作成するため、年間収入五分位階級の各分位の境界値及び中央値を推計したうえで、年間収入階級9区分の年間収入五分位階級への変換比率を推計する。

まず、年間収入五分位階級の各分位の境界値（第Ⅰ・Ⅱ分位、第Ⅱ・Ⅲ分位、第Ⅲ・Ⅳ分位、第Ⅳ・Ⅴ分位の境界値）及び中央値の将来値を推計する。年間収入五分位階級は「家計調査」において、調査対象全世帯についての各分位の境界値及び中央値が公表されている。利用可能な2002年から2018年までの各年次のデータを用いて、各分位の境界値及び中央値それぞれの実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う（表4.2）。

表 4.2 年間収入五分位階級の各分位の境界値及び中央値の推計結果(全国共通)

	年間収入五分位階級の各分位境界値				年間収入五分位階級の各分位中央値				
	第Ⅰ・第Ⅱ分位	第Ⅱ・第Ⅲ分位	第Ⅲ・第Ⅳ分位	第Ⅳ・第Ⅴ分位	第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位
2002年	280	415	583	839	189	348	494	700	1,202
2003年	278	412	576	809	187	347	489	683	1,142
2004年	279	405	566	808	187	341	481	677	1,129
2005年	273	401	556	793	186	336	474	661	1,111
2006年	265	392	545	783	181	329	463	654	1,130
2007年	268	396	540	778	179	332	463	648	1,144
2008年	269	393	546	774	183	331	464	648	1,110
2009年	257	378	525	759	176	318	449	631	1,100
2010年	251	375	517	742	171	315	440	617	1,064
2011年	252	371	508	731	172	314	434	607	1,074
2012年	248	364	503	722	170	308	430	600	1,065
2013年	251	367	505	735	176	311	431	607	1,077
2014年	244	360	504	737	166	304	427	607	1,068
2015年	244	359	500	731	170	304	424	608	1,071
2016年	242	353	499	729	170	298	420	602	1,072
2017年	238	354	496	727	166	295	420	601	1,067
2018年	238	355	500	738	168	296	423	606	1,072
2020年	240	354	494	722	167	299	419	594	1,056
2025年	236	348	485	712	165	294	411	584	1,045
2030年	233	344	479	704	164	290	406	577	1,037
2035年	230	340	473	697	162	286	401	571	1,029
2040年	228	336	468	692	161	284	397	565	1,023
2045年	226	333	464	687	160	281	393	560	1,018

(単位:万円)

実績値

各収入分位の境界値及び中央値の実績値に「対数近似式」をあてはめて、目標時点における将来値をトレンド推計

次に、推計した年間収入五分位階級の各分位の境界値・中央値を年間収入階級9区分の境界値と照合させて按分計算することにより、年間収入階級9区分の年間収入五分位階級への変換比率を推計する（表4.3）。

表 4.3 年間収入階級9区分の年間収入五分位階級への変換比率の推計結果(例)

住宅の所有の関係	年間収入五分位階級	世帯の年間収入階級									
		0 ~ 200	200 ~ 300	300 ~ 400	400 ~ 500	500 ~ 700	700 ~ 1000	1000 ~ 1500	1500 ~ 2000	2000 ~	
借家総数	Ⅰ	0 ~ 240	100%	40%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	Ⅱ	240 ~ 354	0%	60%	54%	0%	0%	0%	0%	0%	
	Ⅲ	354 ~ 494	0%	0%	46%	94%	0%	0%	0%	0%	
	Ⅳ	494 ~ 722	0%	0%	0%	6%	100%	7%	0%	0%	
	Ⅴ	722 ~	0%	0%	0%	0%	0%	93%	100%	100%	100%

表 4.2 の推計をもとに年間収入五分位階級を設定し、年間収入階級9区分の年間収入五分位階級への変換比率を案分計算して推計

④ 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

②で推計した目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数について、③で推計した年間収入階級9区分の年間収入五分位階級への変換比率を乗じて変換することで、目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数を推計する（表4.4）。

なお、借家に居住する対象世帯数の推計にあたっては、借家の住宅の所有の関係別に推計を行い、その結果を合計して総数を求めるものとする。以下の4.2.1の【ステップ2】及び【ステップ3】の推計並びに4.2.2の「住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計」についても同様の方法によるものとする。

表4.4 目標時点における借家世帯の「年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数」の「年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数」への変換例

〈借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数（例）〉

住宅の所有の関係	世帯人員	総数	世帯の年間収入階級								
			200万円未満	200～300	300～400	400～500	500～700	700～1000	1000～1500	1500～2000	2000万円以上
公営の借家	合計	38,225	21,139	8,571	5,209	1,783	1,112	412	0	0	0
	1人	14,910	11,628	2,175	573	186	239	110	0	0	0
	2人	11,251	5,863	3,273	1,482	527	105	0	0	0	0
	3人	5,700	2,254	1,386	1,212	395	358	96	0	0	0
	4人	4,362	911	1,103	1,330	490	395	133	0	0	0
	5人	1,593	307	492	553	154	15	73	0	0	0
	6人	391	167	134	59	31	0	0	0	0	0
	7人以上	17	9	9	0	0	0	0	0	0	0
UR・公社の借家	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民営借家（木造）	合計	71,945	22,495	15,294	12,802	8,992	8,707	3,093	505	58	0
	1人	32,181	14,459	6,981	4,693	2,676	2,249	849	217	58	0
	2人	17,642	4,759	4,239	3,403	2,102	2,207	869	63	0	0
	3人	11,199	2,169	2,227	2,325	1,758	1,871	746	103	0	0
	4人	7,898	787	1,121	1,769	1,733	1,855	514	119	0	0
	5人	2,086	243	491	557	434	282	76	2	0	0
	6人	622	9	179	55	188	151	39	0	0	0
	7人以上	317	69	56	0	100	92	0	0	0	0
民営借家（非木造）	合計	101,988	26,564	21,447	18,116	13,806	13,985	5,829	1,925	151	164
	1人	62,609	21,236	14,096	10,002	6,912	6,153	2,722	1,315	53	120
	2人	18,322	3,294	3,781	3,490	2,786	3,286	1,437	193	54	0
	3人	12,153	1,275	2,206	2,523	2,204	2,604	880	372	44	44
	4人	7,102	544	1,169	1,537	1,651	1,576	625	0	0	0
	5人	1,584	173	152	522	202	366	123	45	0	0
	6人	218	42	42	42	50	0	42	0	0	0
	7人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給与住宅	合計	14,374	844	2,121	2,334	1,833	3,784	2,742	655	0	60
	1人	9,444	750	1,872	1,588	1,120	2,073	1,658	384	0	0
	2人	1,920	58	151	290	283	628	449	0	0	60
	3人	1,528	0	40	248	329	506	264	141	0	0
	4人	1,188	36	59	177	86	405	363	62	0	0
	5人	286	0	0	31	16	171	0	68	0	0
	6人	9	0	0	0	0	0	9	0	0	0
	7人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
借家総数	合計	226,533	71,041	47,434	38,461	26,415	27,588	12,076	3,085	209	224
	1人	119,144	48,073	25,123	16,856	10,894	10,713	5,338	1,917	111	120
	2人	49,136	13,975	11,444	8,666	5,699	6,227	2,755	256	54	60
	3人	30,580	5,697	5,858	6,308	4,686	5,339	1,986	616	44	44
	4人	20,550	2,277	3,453	4,812	3,960	4,232	1,635	182	0	0
	5人	5,549	723	1,135	1,663	806	834	272	115	0	0
	6人	1,240	217	356	156	270	151	90	0	0	0
	7人以上	335	78	64	0	100	92	0	0	0	0

表4.4に、表4.3の年間収入階級9区分の年間収入五分位階級への変換比率の推計結果を乗じて、住宅・土地統計調査で表章されている年間収入階級9区分を年間収入五分位階級に変換



〈借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数への変換後（例）〉

住宅の 所有の 関係	世帯人員	年間収入五分位階級					合計
		第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位	
		0 ～ 240	240 ～ 354	354 ～ 494	494 ～ 722	722 ～	
公営の 借家	1人	12,505	1,609	435	258	102	14,910
	2人	7,183	2,759	1,169	139	0	11,251
	3人	2,813	1,486	922	390	89	5,700
	4人	1,356	1,382	1,065	437	124	4,362
	5人	505	594	396	30	68	1,593
	6人以上	233	117	56	2	0	408
	合計	24,596	7,948	4,044	1,256	382	38,225
UR・ 公社の 借家	1人	0	0	0	0	0	0
	2人	0	0	0	0	0	0
	3人	0	0	0	0	0	0
	4人	0	0	0	0	0	0
	5人	0	0	0	0	0	0
	6人以上	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
民営 借家 (木造)	1人	17,274	6,718	4,644	2,482	1,063	32,181
	2人	6,469	4,381	3,519	2,405	870	17,642
	3人	3,067	2,594	2,705	2,038	795	11,199
	4人	1,239	1,631	2,428	2,004	596	7,898
	5人	441	596	660	315	73	2,086
	6人以上	173	170	295	265	36	939
	合計	28,662	16,090	14,251	9,508	3,433	71,945
民営 借家 (非 木造)	1人	26,921	13,852	11,028	6,793	4,015	62,609
	2人	4,819	4,155	4,199	3,569	1,581	18,322
	3人	2,164	2,689	3,213	2,809	1,277	12,153
	4人	1,015	1,534	2,245	1,727	580	7,102
	5人	235	375	427	388	159	1,584
	6人以上	59	48	66	6	39	218
	合計	35,214	22,653	21,178	15,293	7,650	101,988
給与 住宅	1人	1,504	1,981	1,772	2,264	1,923	9,444
	2人	120	248	397	679	477	1,920
	3人	16	159	421	547	386	1,528
	4人	60	131	161	437	400	1,188
	5人	0	17	29	172	68	286
	6人以上	0	0	0	1	8	9
	合計	1,699	2,536	2,780	4,099	3,261	14,374
借家 総数	1人	58,205	24,161	17,879	11,798	7,102	119,144
	2人	18,591	11,543	9,283	6,791	2,927	49,136
	3人	8,060	6,928	7,261	5,784	2,547	30,580
	4人	3,670	4,678	5,899	4,604	1,699	20,550
	5人	1,181	1,582	1,513	905	368	5,549
	6人以上	465	335	417	274	84	1,574
	合計	90,171	49,227	42,252	30,156	14,727	226,533

借家に居住する世帯数

(2) 目標時点における公営住宅の入居資格世帯数の推計【ステップ2】

ステップ2では、次の手順で、目標時点における借家世帯のうちの公営住宅の入居資格世帯数を推計する。

⑤ 本来階層及び裁量階層の設定と目標時点における基準年収以下の世帯の割合の推計

公営住宅の入居資格の収入基準を本来階層及び裁量階層それぞれについて設定し、扶養親族数別に本来階層及び裁量階層に相当する年間税込総収入、すなわち入居要件を満たす基準年収（以下単に「基準年収」という。）を算出したうえで、目標時点における基準年収以下となる世帯の割合を年間収入五分位階級・世帯人員別に推計する。

i) 公営住宅の入居収入基準の設定

公営住宅の入居収入基準は次のように定められている（公営住宅法第23条第1号及び同施行令第6条）。

ア) 本来階層：低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして、政令で規定する基準（月収15万8千円（収入分位25%））を参酌して、地方公共団体（事業主体）が条例で定める金額（イで定める基準以下）。

イ) 裁量階層：入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として、政令で規定する基準（月収25万9千円（収入分位50%））を上限として、地方公共団体（事業主体）が条例で定める金額。

このため、【ステップ2】の公営住宅の入居資格世帯数の推計においては、公営住宅の入居収入基準は将来的にも変わらないものと仮定したうえで、地方公共団体の実情を反映した推計ができるよう、次のような入居収入基準（政令月収）の設定を可能としている。

ア) 本来階層：政令月収15万8千円（収入分位25%）以下、政令月収13万9千円（収入分位20%）以下、政令月収12万3千円（収入分位15%）以下、政令月収10万4千円（収入分位10%）以下から選択が可能。

イ) 裁量階層：政令月収25万9千円（収入分位50%）以下、政令月収21万4千円（収入分位40%）以下、政令月収18万6千円（収入分位32.5%）以下、15万8千円（収入分位25%）以下から選択が可能。

ii) 本来階層及び裁量階層の基準年収の算出

本来階層及び裁量階層について、i) で設定した入居収入基準をもとに、「年末調整」の計算方法を逆算して基準年収を算出する。具体的には、表4.5をもとに、次のとおり算出する。

ア) 政令月収を年収に変換し、これに所得控除額を加えて、扶養親族数別の年間総所得金額を計算する。なお、所得控除額は、対象者の年齢や属性によって複数の種類があるが、便宜上、平成30年度税制改正による給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替への対応としての「給与所得者等の10万円控除（控除額：10万円／給与所得者1人）」（以下、「給与所得者等控除」という。）と、「同一生計配偶者及び扶養親族の扶養控除（控除額：38万円／人）」（以下、「扶養親族等控除」という。）のみを扱うこととする。

イ) アで求めた年間総所得金額をもとに、給与所得控除後の給与等の金額の計算式の逆算式（表4.5のB. 給与所得控除前年収の列の計算式）を用いて、扶養親族数別の給与所得控除前年収を算出する（表4.6）。なお、給与所得と年金所得とで計算式等が異なるが、便宜上、給与所得の場合で計算することとする。

表 4.5 年末調整のしかたに基づく給与所得控除前年収の逆算式（令和2年分）

年末調整のしかた(R2年分)					給与所得控除後の 給与等の金額の計算式 ※	給与所得控除前年収の逆算式		係数	
年調給与額 A の区分 (百万円変換)						A. 扶養親族数別の 扶養控除前年収	B. 給与所得 控除前年収		
円から	円まで	百万円 から	(平均)	百万円 から					
1	550,999	0		55	0円				
551,000	1,618,999	55		162	A-550,000円	~ 106.90	(A+55)		55
1,619,000	1,619,999	162	161.95	162	A×60%+97,600円	106.9 ~ 106.96	(A-9.76)/0.6	0.6	9.76
1,620,000	1,621,999	162	162.10	162	A×60%+98,000円	107.0 ~ 107.12	(A-9.8)/0.6	0.6	9.8
1,622,000	1,623,999	162	162.30	162	A×60%+98,800円	107.2 ~ 107.32	(A-9.88)/0.6	0.6	9.88
1,624,000	1,627,999	162	162.60	163	A×60%+99,600円	107.4 ~ 107.64	(A-9.96)/0.6	0.6	9.96
1,628,000	1,799,999	163	171.40	180	A×60%+100,000円	107.7 ~ 118.00	(A-10)/0.6	0.6	10
1,800,000	3,599,999	180	270.00	360	A×70%-80,000円	118.0 ~ 244.00	(A+8)/0.7	0.7	8
3,600,000	6,599,999	360	510.00	660	A×80%-440,000円	244.0 ~ 484.00	(A+44)/0.8	0.8	44
6,600,000	8,499,999	660	755.0	850	A×90%-1,100,000円	484.0 ~ 655.00	(A+110)/0.9	0.9	110
8,500,000	20,000,000	850		2,000	A-1,950,000円	655 ~ 1,805	(A-195)		195

※ 年調給与額が660万円以上のものについて、表中に示す計算式により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を給与所得控除後の給与等の金額とする。

給与所得控除後の給与等の金額の計算式の逆算式。これを用いて、給与所得控除前年収を算出する。

表 4.6 政令月収（収入分位）に対応した扶養人数別の給与所得控除前年収（全国共通）

(単位:万円)

	扶養人数	政令月収 10.4万円	政令月収 12.3万円	政令月収 13.9万円	政令月収 15.8万円	政令月収 18.6万円	政令月収 21.4万円	政令月収 25.9万円
		収入分位 10%	収入分位 15%	収入分位 20%	収入分位 25%	収入分位 32.5%	収入分位 40%	収入分位 50%
		扶養親族数別の 扶養控除前年収	0	135	158	177	200	233
	1	173	196	215	238	271	305	359
	2	211	234	253	276	309	343	397
	3	249	272	291	314	347	381	435
	4	287	310	329	352	385	419	473
	5	325	348	367	390	423	457	511
扶養親族数別の 給与所得控除前年収 (単純逆算値)	0	204	237	264	297	345	389	456
	1	258	291	318	351	394	436	504
	2	313	345	371	400	442	484	551
	3	366	395	419	447	489	531	599
	4	414	442	466	495	537	579	646
	5	461	490	514	542	584	626	690
扶養親族数別の 給与所得控除前年収 (端数補正後)	0	204	237	264	297	345	389	456
	1	258	291	318	351	394	436	504
	2	313	345	371	400	442	484	551
	3	366	395	419	447	489	531	599
	4	414	442	466	495	537	579	646
	5	461	490	514	542	584	626	690

政令月収(収入分位)に対応した扶養人数別の基準年収(給与所得控除前年収)

iii) 基準年収以下の世帯の割合の推計

本来階層及び裁量階層ごとに、目標時点における基準年収以下となる世帯の割合を年間収入五分位階級・扶養人数（世帯人員）^{注3)}別に推計する。具体的には、ステップ1の③で推計した年間収入五分位階級の各分位の境界値と、ii)で算出した扶養人数別の基準年収を照合し、本来階層及び裁量階層ごとに、目標時点における年間収入五分位階級・扶養人数別の基準年収以下となる世帯の割合を按分計算して推計する。

⑥ 目標時点における本来階層の世帯数の推計

⑤で推計した年間収入五分位階級・世帯人員別の「本来階層」の基準年収以下の世帯の割合を用いて、目標時点における本来階層に該当する世帯数を推計する。

本来階層は、図 4.3 に示すとおり、単身世帯と 2 人以上世帯とに区分して各対象世帯数を推計し、両者の推計結果を合算して求める。

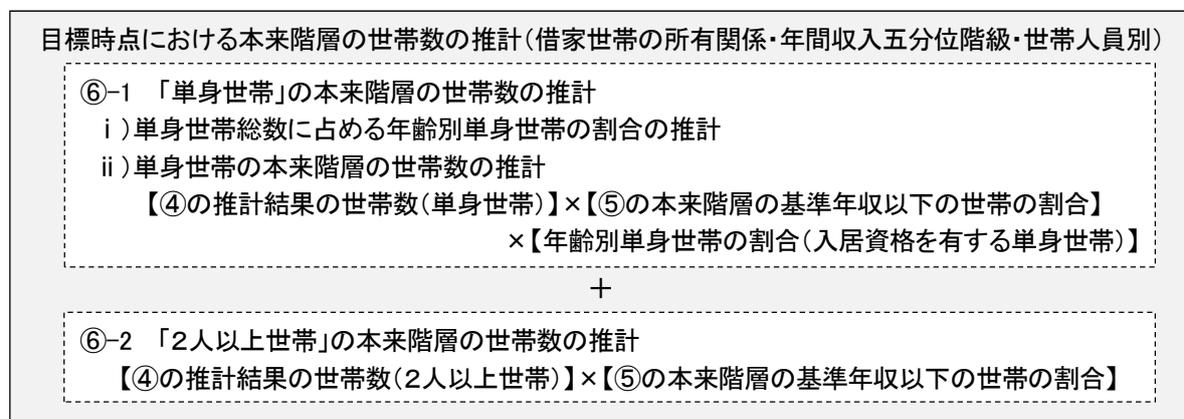


図 4.3 目標時点における本来階層の世帯数の推計の考え方

⑥-1 「単身世帯」の本来階層の世帯数の推計

単身世帯については、2012 年 4 月より公営住宅の入居者資格要件のうち同居親族要件が廃止されたため、地方公共団体が条例で単身入居の基準を定めることが可能となっている。

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、各都道府県の実情に応じた対象世帯の設定ができるよう、入居資格を有する単身世帯(者)の年齢を 25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上から選択できるようにしている。このため、これらの各年齢別の単身世帯の本来階層の世帯数について、次の手順で推計する。

i) 単身世帯総数に占める年齢別単身世帯の割合の推計

目標時点における単身世帯の総数に占める年齢別単身世帯の割合について借家の住宅の所有の関係別に推計する。具体的には、1998 年、2003 年、2008 年、2013 年及び 2018 年の各住宅・土地統計調査を用いて、借家の住宅の所有の関係別に、年齢別(25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上)の単身世帯数が単身世帯の総数に占める割合(以下「年齢別単身世帯割合」という。)を算出し、5 時点の各割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目撃時点まで延長して将来値の推計を行う(表 4.7)。

表 4.7 目標時点における年齢別単身世帯割合の推計結果(例)

〈公営住宅の場合(例)〉

	年齢別単身世帯割合					
	25歳以上	30歳以上	40歳以上	50歳以上	60歳以上	75歳以上
2020年	99.1%	98.5%	95.6%	88.3%	72.9%	31.3%
2025年	99.1%	98.7%	95.8%	88.5%	74.1%	33.0%
2030年	99.1%	98.9%	95.9%	88.6%	75.2%	34.5%
2035年	99.1%	99.1%	96.0%	88.8%	76.0%	35.7%
2040年	99.1%	99.1%	96.1%	88.9%	76.8%	36.9%
2045年	99.1%	99.1%	96.2%	89.0%	77.5%	37.9%

〈民営借家(非木造)の場合(例)〉

	年齢別単身世帯割合					
	25歳以上	30歳以上	40歳以上	50歳以上	60歳以上	75歳以上
2020年	83.5%	73.3%	55.6%	35.6%	17.8%	4.1%
2025年	85.4%	76.2%	58.8%	37.9%	19.2%	4.5%
2030年	87.0%	78.7%	61.5%	39.8%	20.4%	4.8%
2035年	88.4%	80.8%	63.9%	41.5%	21.5%	5.0%
2040年	89.7%	82.7%	66.0%	43.0%	22.4%	5.2%
2045年	90.8%	84.5%	67.9%	44.4%	23.2%	5.4%

目標時点における年齢別の単身世帯数が単身世帯の総数に占める割合を借家の住宅の所有の関係別に推計(5 時点の実績値に対数近似式をあてはめたトレンド推計)

ii) 単身世帯の本来階層の世帯数の推計

④で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数のうち単身世帯の世帯数に、⑤で推計した本来階層の基準年収以下の世帯の割合を乗じ、これにさらに i) で推計した年齢別単身世帯割合を乗じることで、目標時点における年齢別の単身世帯の本来階層の世帯数を推計する。

なお、年齢別単身世帯割合は年間収入五分位階級によって異なることも考えられるが、データの制約上、年間収入五分位階級別の推計は困難である。このため、i) で求めた割合は年間収入との関係においては一定であると仮定して推計する（後述の⑦-1「単身世帯」の裁量階層、⑦-2「夫婦のみ世帯」、⑦-3「子育て世帯」の各裁量階層の世帯数の推計の場合も同様、推計に用いる割合は年間収入との関係においては一定であると仮定する。）。

⑥-2 「2人以上世帯」の本来階層の世帯数の推計

④で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数のうち2人以上世帯の各世帯人員別の世帯数に、⑤で推計した本来階層の基準年収以下の世帯数の構成割合を乗じることで、目標時点における2人以上世帯の世帯人員別の本来階層の世帯数を推計する。

⑦ 目標時点における裁量階層の世帯数の推計

⑤で推計した年間収入五分位階級・世帯人員別の「裁量階層」の基準年収以下の世帯の割合を用いて、目標時点における裁量階層に該当する世帯数を推計する。裁量階層は、図 4.4 に示すとおり、「単身世帯」(⑦-1) 並びに2人以上世帯のうちの「夫婦のみ世帯」(⑦-2) 及び「子育て世帯」(⑦-3) を対象とし、各世帯の世帯数の推計結果を合算して求める。

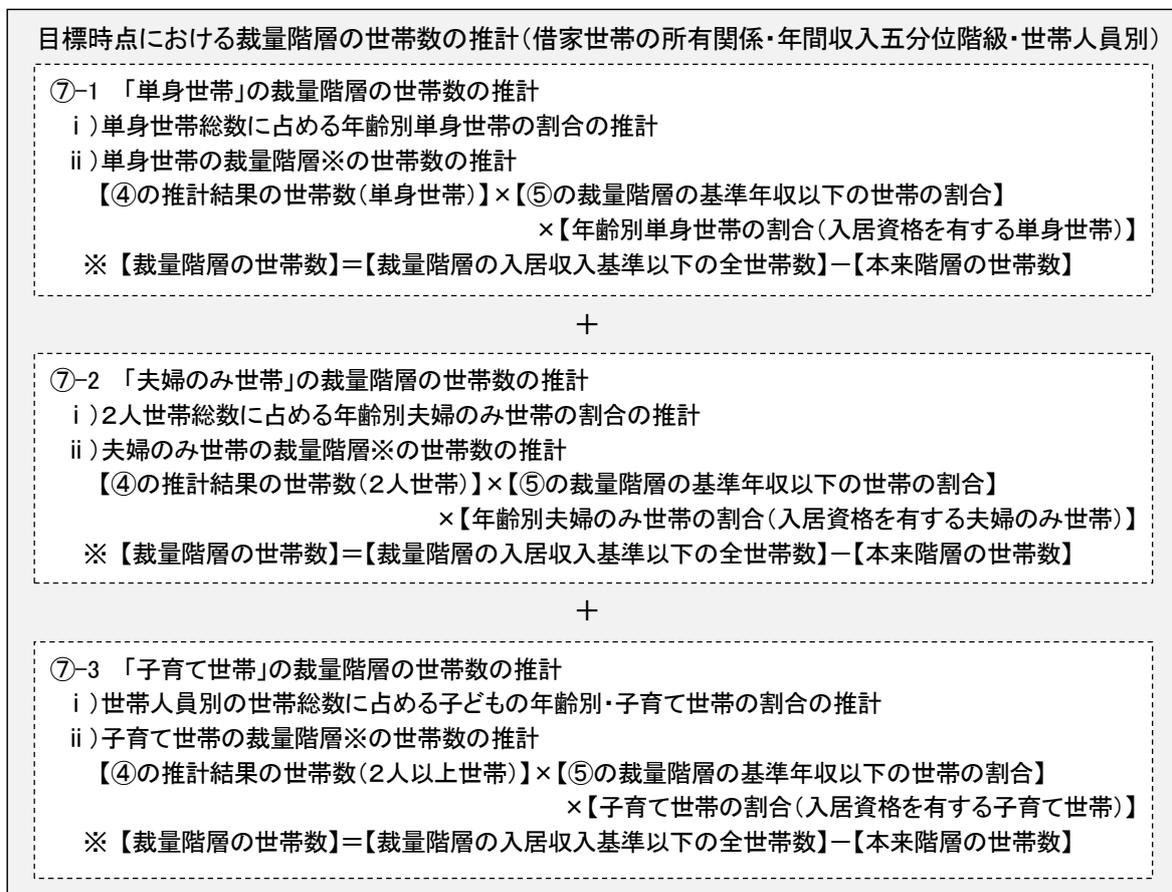


図 4.4 目標時点における裁量階層の世帯数の推計の考え方

⑦-1 「単身世帯」の裁量階層の世帯数の推計

裁量階層の単身世帯の入居資格年齢の設定及び該当世帯数の推計手法は、⑥-1 で示した本来階層の場合と同様の考え方とする。

なお、裁量階層の基準年収以下の世帯数（例えば、政令月収 25 万 9 千円以下の全世帯数）から、本来階層の基準年収以下の世帯数（例えば、政令月収 15 万 8 千円以下の世帯数）を差し引いた数が、裁量階層の世帯数（例えば、政令月収 15 万 8 千円超～25 万 9 千円以下の世帯数）となる。

⑦-2 「夫婦のみ世帯」の裁量階層の世帯数の推計

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、「夫婦のみ世帯」についても各都道府県の実情に応じた対象世帯の設定ができるよう、入居資格を有する世帯主年齢を 25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上から選択できるようにしている。このため、これらの各年齢別の夫婦のみ世帯の裁量階層の世帯数について、次の手順で推計する。

i) 2人世帯の総数に占める年齢別夫婦のみ世帯の割合の推計

目標時点における 2 人世帯の総数に占める年齢別の夫婦のみ世帯の割合について借家の住宅の所有の関係別に推計する。具体的には、1998 年、2003 年、2008 年、2013 年及び 2018 年の各住宅・土地統計調査を用いて、借家の住宅の所有の関係別に、年齢別（25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上）の夫婦のみ世帯数が 2 人世帯の総数に占める割合（以下「年齢別夫婦のみ世帯割合」という。）を算出し、5 時点の各割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う（表 4.8）。

表 4.8 目標時点における年齢別夫婦のみ世帯割合の推計結果(例)

〈公営住宅の場合(例)〉

	年齢別夫婦のみ世帯割合					
	25歳以上	30歳以上	40歳以上	50歳以上	60歳以上	75歳以上
2020年	45.7%	45.7%	44.9%	43.4%	35.5%	12.8%
2025年	45.2%	45.2%	45.3%	44.2%	36.7%	13.6%
2030年	44.8%	44.8%	45.7%	45.0%	37.6%	14.3%
2035年	44.5%	44.5%	46.0%	45.6%	38.5%	14.9%
2040年	44.2%	44.2%	46.3%	46.1%	39.3%	15.4%
2045年	43.9%	43.9%	46.5%	46.5%	40.0%	15.8%

〈民営借家(非木造)の場合(例)〉

	年齢別夫婦のみ世帯割合					
	25歳以上	30歳以上	40歳以上	50歳以上	60歳以上	75歳以上
2020年	59.5%	53.0%	34.5%	21.9%	11.9%	2.4%
2025年	58.4%	53.1%	35.7%	22.9%	12.6%	2.5%
2030年	57.5%	53.2%	36.8%	23.7%	13.2%	2.5%
2035年	56.7%	53.3%	37.8%	24.4%	13.7%	2.5%
2040年	56.0%	53.4%	38.6%	25.1%	14.2%	2.5%
2045年	55.4%	53.5%	39.4%	25.6%	14.6%	2.6%

目標時点における年齢別の夫婦のみ世帯数が2人世帯の総数に占める割合を借家の住宅の所有の関係別に推計(5時点の実績値に対数近似式をあてはめたトレンド推計)

ii) 夫婦のみ世帯の裁量階層の世帯数の推計

④で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数のうち 2 人世帯の世帯数に、⑤で推計した裁量階層の基準年収以下の世帯の割合を乗じ、これにさらに i) で推計した年齢別夫婦のみ世帯割合を乗じて得た世帯数から、本来階層の基準年収以下の世帯数を差し引いて、目標時点における夫婦のみ世帯の裁量階層の世帯数を推計する。

⑦-3 「子育て世帯」の裁量階層の世帯数の推計

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」では、「子育て世帯」についても各都道府県の実情に応じた対象世帯の設定ができるよう、入居資格を有する子育て世帯における子どもの年齢を 6 歳未満、12 歳未満、15 歳未満、18 歳未満から選択できるようにしている。また、18 歳未満の子どもが 3 人以上の多子世帯についても選択できるようにしている。

このため、これらの子どもの年齢・人数（以下「子どもの年齢等」という。）別の子育て世帯の裁量階層の世帯数について、次の手順で推計する。

i) 子ども年齢等別子育て世帯の割合の推計

目標時点における世帯人員別の世帯総数に占める子育て世帯の割合について、借家世帯の子ども年齢等別・住宅の所有の関係別に推計する。具体的には、都道府県については、1995年、2000年、2005年、2010年及び2015年の各国勢調査のオリジナルデータを用いて、借家世帯の世帯人員・子どもの年齢等（末子が6歳未満、12歳未満、15歳未満、18歳未満の別及び18歳未満の子どもが3人以上。以下同様とする。）・住宅の所有の関係別の子育て世帯とその内数としてのひとり親世帯の世帯数について特別集計を行い、データを提供している。このデータをもとに、借家世帯の世帯人員・子どもの年齢・住宅の所有の関係別に、子育て世帯数が世帯総数に占める割合（以下「子ども年齢等別子育て世帯割合」という。）を算出し、5時点の各割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う（表4.9）。

表 4.9 目標時点における子ども年齢等別子育て世帯割合の推計結果(例)

〈6歳未満の子どもがいる世帯・ 公営住宅の場合(例)〉						〈6歳未満の子どもがいる世帯・ 民営借家の場合(例)〉					
	世帯人員						世帯人員				
	2人	3人	4人	5人	6人以上		2人	3人	4人	5人	6人以上
2020年	2.9%	14.4%	31.7%	48.4%	63.0%	2020年	2.3%	46.4%	50.7%	54.5%	59.4%
2025年	2.8%	12.1%	30.4%	48.2%	63.6%	2025年	2.2%	45.8%	50.8%	54.8%	60.0%
2030年	2.7%	10.2%	29.2%	48.0%	64.0%	2030年	2.2%	45.3%	50.8%	55.1%	60.6%
2035年	2.7%	8.4%	28.2%	47.9%	64.4%	2035年	2.2%	44.9%	50.9%	55.3%	61.0%
2040年	2.6%	6.9%	27.3%	47.8%	64.8%	2040年	2.2%	44.5%	51.0%	55.5%	61.4%
2045年	2.6%	5.5%	26.4%	47.7%	65.1%	2045年	2.2%	44.2%	51.0%	55.6%	61.8%

〈18歳未満の子どもが3人以上いる世帯・ 公営住宅の場合(例)〉						〈18歳未満の子どもが3人以上いる世帯・ 民営借家の場合(例)〉					
	世帯人員						世帯人員				
	2人	3人	4人	5人	6人以上		2人	3人	4人	5人	6人以上
2020年	0.0%	0.0%	12.7%	83.2%	94.0%	2020年	0.0%	0.0%	5.9%	77.2%	90.3%
2025年	0.0%	0.0%	13.4%	82.7%	93.7%	2025年	0.0%	0.0%	6.0%	76.6%	89.8%
2030年	0.0%	0.0%	14.0%	82.2%	93.4%	2030年	0.0%	0.0%	6.2%	76.1%	89.4%
2035年	0.0%	0.0%	14.6%	81.7%	93.1%	2035年	0.0%	0.0%	6.3%	75.6%	89.0%
2040年	0.0%	0.0%	15.1%	81.3%	92.8%	2040年	0.0%	0.0%	6.4%	75.2%	88.7%
2045年	0.0%	0.0%	15.5%	81.0%	92.6%	2045年	0.0%	0.0%	6.5%	74.9%	88.4%

目標時点における世帯人員・子どもの年齢等別の子育て世帯数が世帯総数に占める割合を借家の住宅の所有の関係別に推計(5時点の実績値に対数近似式をあてはめたトレンド推計)

ii) 子育て世帯の裁量階層の世帯数の推計

④で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数のうち2人以上世帯の各世帯人員別の世帯数に、⑤で推計した裁量階層の基準年収以下の世帯の割合を乗じ、これにさらに i) で推計した子ども年齢等別子育て世帯割合を乗じて得た世帯数から、本来階層の基準年収以下の世帯数を差し引いて、目標時点における子育て世帯の裁量階層の世帯数を推計する。

⑧ 目標時点における公営住宅の入居資格世帯数の推計

⑥で推計した本来階層の世帯数と、⑦で推計した裁量階層の世帯数の合計が、目標時点における公営住宅の入居資格世帯数となる。

(3) 目標時点における公営住宅の入居資格世帯数のうち要支援世帯数の推計【ステップ3】

ステップ3では、目標時点における公営住宅の入居資格世帯数のうち、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき要支援世帯数を推計する^{注4)}。

要支援世帯数については、次の2つの方法での推計が自動的に行われる。

- i) 公営住宅の入居資格世帯数のうち、著しい困窮年収水準未満の世帯数を求めて、それを要支援世帯数とする方法（従来の方法）。
- ii) 公営住宅の入居資格世帯数について、世帯の年間収入、居住面積水準、家賃負担率等の観点から住宅の困窮状況を図 4.5 に示す4類型に区分し、各類型に該当する世帯数を要支援世帯数とする方法。

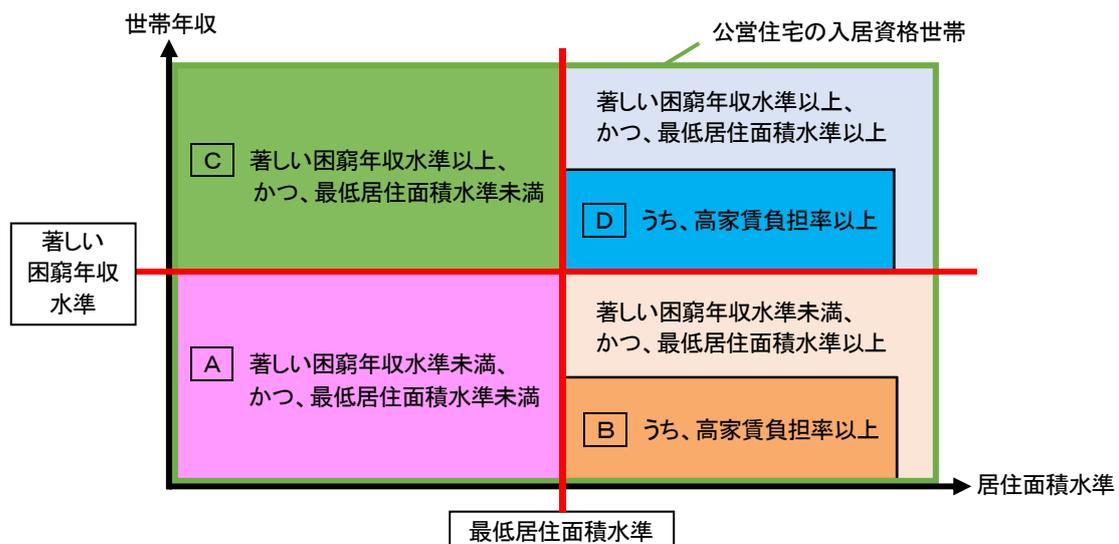


図 4.5 要支援世帯数の推計に係る住宅の困窮状況の4類型(図 2.3 再掲)

図 4.5 に示す各類型は次のとおりである。

- A** : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
- B** : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯
- C** : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯
- D** : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯

なお、A～Dの各類型をもとに要支援世帯数を具体的に設定するにあたっては、各類型の世帯数に次の算入率を乗じ、その合計世帯数を要支援世帯数とすることが標準的と考えられる。

- A** : 世帯の収入階層が低く、最低居住面積水準未満の狭い住宅に居住しているため、最も優先度が高い類型 ⇒ 100%算入が必須
- B** : 最低居住面積水準以上の広い住宅に居住しているが、Aと同等の低所得階層であり、高家賃負担率以上となっているため、優先度が高い類型 ⇒ 100%算入が理想
- C** : 著しい困窮年収水準以上の収入階層であるが、最低居住面積水準未満の住宅に居住しているため、優先度が高い類型 ⇒ 100%算入が理想
- D** : 著しい困窮年収水準以上の収入階層で、最低居住面積水準以上の住宅に居住しているが、高家賃負担率以上となっている類型 ⇒ 地域の実情や政策ニーズ等に応じて参入^{注5)}

要支援世帯数の具体的な推計は次の手順で行う。

⑨ 著しい困窮年収水準の設定と目標時点における著しい困窮年収水準未達の世帯の割合の推計

⑨-1 著しい困窮年収水準の設定

「著しい困窮年収水準」は、次の i)、ii) のいずれかの方法により設定する。

i) 優先入居等の収入水準を適用する方法

各地方公共団体において、公営住宅への優先入居や家賃減免等（以下「優先入居等」という。）を行う場合の収入水準を条例で定めている場合は、その対象となる年収を著しい困窮年収水準として設定する。

なお、優先入居等の収入水準を定めていない場合は、政令月収 10.4 万円（収入分位 10%に相当）を用いることも考えられる（表 4.6 の扶養親族数別の給与所得控除前年収〈端数補正後〉の欄を参照）。

ii) 地域毎の民間市場での家賃水準等の統計データを用いて算出する方法

統計データを用いて算出する場合、地域別の家賃負担限度率（⑨-3 で後述）の範囲で、「住生活総合計画（全国計画）」で定める最低居住面積水準を満たす面積の民間賃貸住宅（各地域の民間市場での平均家賃単価（1㎡当たり平均家賃）の住宅とする。）に居住するために必要な年収を著しい困窮年収水準として設定する。

⑨-2 優先入居等の収入水準を適用する場合の著しい困窮年収水準未達の世帯の割合の推計

著しい困窮年収水準として優先入居等の収入水準を適用する場合は、目標時点における年間収入五分位階級・扶養人数別の優先入居水準等の収入水準以下となる世帯の割合を推計する。推計の考え方・方法は、【ステップ 2】⑤で解説した本来階層及び裁量階層の設定と基準年収以下の世帯の割合の推計と同じである。

⑨-3 地域毎の民間市場での家賃水準等を用いて算出する場合の著しい困窮年収水準未達の世帯の割合の推計

著しい困窮年収水準を地域毎の民間市場での家賃水準等を用いて算出して適用する場合は、著しい困窮年収水準は次式で求められる。

$$\begin{aligned} & \text{[著しい困窮年収水準（年間収入五分位階級別・世帯人員別）]} \\ & = \text{[民営借家の 1㎡当たり平均家賃]} \times \text{[最低居住面積水準面積]} \div \text{[地域別家賃負担限度率]} \end{aligned}$$

具体的には、次の手順・方法で目標時点における著しい困窮年収水準未達の世帯の割合を推計する。

i) 民営借家の 1㎡当たり平均家賃の推計

住宅・土地統計調査で把握できる実績値をもとに、目標時点における民営借家の 1㎡当たり平均家賃を推計する。具体的には、1998 年、2003 年、2008 年、2013 年及び 2018 年の各住宅・土地統計調査で民営借家の 1㎡当たり平均家賃が表章されており、5 時点の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

ii) 最低居住面積水準を満たす民営借家の 1ヶ月当たり平均家賃の推計

i) で推計した目標時点における民営借家の 1㎡当たり平均家賃に、「住生活基本計画（全国計画）」で定められている世帯人員別の最低居住面積水準を乗じて、目標時点における世帯人員別の

最低居住面積水準を満たす民間借家の1ヶ月当たり平均家賃を推計する。

iii) 著しい困窮年収水準の推計

著しい困窮年収水準を設定するため、ii) で推計した地域の平均的な家賃単価の最低居住面積水準を満たす民間借家に、地域毎の標準的な家賃負担限度率で居住するために必要な年間収入を推計する。

家賃負担限度率については、「第七期住宅建設5箇年計画検討資料(平成7年4月21日住宅地審議会・住宅部会・基本問題小委員会提出資料)」において、年間収入五分位階級・世帯人員別の家賃負担限度率(全国共通値)が示されている。この全国共通値の標準限度率に、公営住宅の家賃算定に用いられている市町村立地係数(当該都道府県内の1位・2位の大きさの市町村立地係数の平均値)を乗じて地域別家賃負担限度率を算出してこれを用いる(表4.10)。

表 4.10 家賃負担限度率(全国共通値)と地域別家賃負担限度率の算出結果(例)

【家賃負担限度率(全国共通値)】

世帯人員	年間収入五分位階級				
	第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位
1人世帯	19.0%	20.5%	21.0%	21.0%	21.0%
2人世帯	18.5%	20.5%	21.0%	21.0%	21.0%
3人世帯	16.5%	19.5%	21.5%	22.0%	22.0%
4人世帯	15.0%	18.0%	20.5%	21.0%	21.0%
5人世帯	14.0%	18.0%	20.5%	21.0%	21.0%
6人世帯	14.0%	18.0%	20.5%	21.0%	21.0%

※ 第七期住宅建設五ヵ年計画に係る検討資料(平成7年4月21日住宅地審議会・住宅部会・基本問題小委員会提出資料)による。

当該都道府県内の1位・2位の大きさの市町村立地係数の平均値が「0.925」(1位:0.95、2位:0.90)の場合
→ 全国共通値を各0.925倍

【地域別家賃負担限度率の算出結果(例)】

世帯人員	年間収入五分位階級				
	第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位
1人世帯	17.6%	19.0%	19.4%	19.4%	19.4%
2人世帯	17.1%	19.0%	19.4%	19.4%	19.4%
3人世帯	15.3%	18.0%	19.9%	20.4%	20.4%
4人世帯	13.9%	16.7%	19.0%	19.4%	19.4%
5人世帯	13.0%	16.7%	19.0%	19.4%	19.4%
6人世帯	13.0%	16.7%	19.0%	19.4%	19.4%

著しい困窮年収水準の具体的な推計については、ii) で求めた世帯人員別の最低居住面積水準を満たす民間借家の1ヶ月当たり平均家賃を年間家賃額に変換したうえで、年間収入五分位階級・世帯人員別の地域別家賃負担限度率で除することにより、年間収入五分位階級・世帯人員別の著しい困窮年収水準が推計できる。

なお、市町村立地係数を用いた地域補正を行わずに全国共通値の標準限度率をそのまま用いて推計することも可能である。「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の「推計条件設定シート」では、地域補正の考慮の有無を選択・設定することで、自動的に適用する家賃負担限度率が算出されるようになっている。

iv) 著しい困窮年収水準未達の世帯の割合の推計

iii) で推計した目標時点における著しい困窮年収水準と、【ステップ1】③で推計した目標時点における年間収入五分位階級の境界値を照らし合わせて、目標時点における年間収入五分位階級・世帯人員別の著しい困窮年収水準未達の世帯の割合を按分計算して推計する。

⑩ 目標時点における著しい困窮年収水準未満の世帯数の推計

⑧で推計した目標時点における公営住宅の入居資格世帯数に、⑨で推計した目標時点における著しい困窮年収水準未満の世帯の割合を乗じて、年間収入五分位階級・世帯人員別の著しい困窮年収水準未満の世帯数を推計する。

⑪ 目標時点における新基準に基づく最低居住面積水準の未満率・達成率の推計

目標時点における最低居住面積水準の未満率・達成率について、次の手順で推計する。

⑪-1 世帯人員別の最低居住面積水準未満率の推計

都道府県については、2008年、2013年及び2018年の各住宅・土地統計調査及び住生活総合調査のオリジナルデータを用いて、最低居住面積水準の算定における新基準（10歳未満の子どもがいる世帯における子どもの年齢別の世帯人員の変換、世帯人員が4人を超える世帯の場合の5%の面積控除、単身の学生・単身赴任者等の比較的短期居住者の場合の面積の緩和等。以下同様とする。）を考慮した最低居住面積水準の達成状況について特別集計を行い^{注6)}、データを提供している。このデータをもとに、借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別の最低居住面積水準未満率の実績値を算出し、3時点の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う（表4.11）。

表4.11 目標時点における世帯人員別の最低居住面積水準未満率の推計結果(例)

〈公営住宅の場合(例)〉

	世帯人員					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
2020年	2.5%	5.6%	17.1%	35.2%	43.9%	57.3%
2025年	2.8%	6.7%	18.0%	39.8%	46.4%	55.4%
2030年	3.0%	7.5%	18.6%	43.5%	48.5%	53.9%
2035年	3.2%	8.2%	19.2%	46.5%	50.2%	52.6%
2040年	3.4%	8.8%	19.7%	49.1%	51.6%	51.6%
2045年	3.5%	9.3%	20.1%	51.4%	52.8%	50.6%

〈民営借家(非木造)の場合(例)〉

	世帯人員					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
2020年	6.7%	10.8%	16.9%	36.6%	44.4%	42.8%
2025年	6.2%	12.3%	17.9%	39.6%	46.9%	42.8%
2030年	5.8%	13.4%	18.6%	42.1%	48.9%	42.9%
2035年	5.5%	14.4%	19.3%	44.1%	50.5%	42.9%
2040年	5.2%	15.2%	19.8%	45.8%	51.9%	42.9%
2045年	5.0%	16.0%	20.3%	47.3%	53.2%	43.0%

目標時点における世帯人員別の最低居住面積水準未満率を借家の住宅の所有の関係別に推計(3時点の実績値に対数近似式をあてはめたトレンド推計)

⑪-2 世帯人員別の誘導居住面積水準未満率の推計

都道府県については、⑪-1と同様、2008年、2013年及び2018年の各住宅・土地統計調査のオリジナルデータを用いて、誘導居住面積水準（一般型・都市型）の達成状況について特別集計を行い、データを提供している。このデータを用いて、借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別の「誘導居住面積水準未満」の世帯の割合について、特別集計結果から実績値を算出し、3時点の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

⑪-3 世帯人員別の最低居住面積水準達成率の推計

⑪-1及び⑪-2の推計結果をもとに、次のいずれかの方法により、借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別の最低居住面積水準達成率^{注7)}を推計する（表4.12）。

i) 誘導居住面積水準達成世帯を含む方法

誘導居住面積水準達成世帯を含めて算出する場合は、最低居住面積水準達成率は次式で求められる。

$$\text{「最低居住面積水準達成率」} = 1 - \text{「最低居住面積水準未満率」} \text{ (⑪-1)}$$

ii) 誘導居住面積水準達成世帯を除く方法

誘導居住面積水準達成世帯を除いて算出する場合は、最低居住面積水準達成率は次式で求められる。

$$\text{「最低居住面積水準達成率」} = \text{「誘導居住面積水準未達率」} (\text{㉑}-2) - \text{「最低居住面積水準未達率」} (\text{㉑}-1)$$

表 4.12 目標時点における世帯人員別の最低居住面積水準達成率の算出(推計)結果(例)

【誘導居住面積水準達成世帯を含む方法の場合】

〈公営住宅の場合(例)〉

	世帯人員					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
2020年	97.5%	94.4%	82.9%	64.8%	56.1%	42.7%
2025年	97.2%	93.3%	82.0%	60.2%	53.6%	44.6%
2030年	97.0%	92.5%	81.4%	56.5%	51.5%	46.1%
2035年	96.8%	91.8%	80.8%	53.5%	49.8%	47.4%
2040年	96.6%	91.2%	80.3%	50.9%	48.4%	48.4%
2045年	96.5%	90.7%	79.9%	48.6%	47.2%	49.4%

〈民営借家(非木造)の場合(例)〉

	世帯人員					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
2020年	93.3%	89.2%	83.1%	63.4%	55.6%	57.2%
2025年	93.8%	87.7%	82.1%	60.4%	53.1%	57.2%
2030年	94.2%	86.6%	81.4%	57.9%	51.1%	57.1%
2035年	94.5%	85.6%	80.7%	55.9%	49.5%	57.1%
2040年	94.8%	84.8%	80.2%	54.2%	48.1%	57.1%
2045年	95.0%	84.0%	79.7%	52.7%	46.8%	57.0%

目標時点における世帯人員別の最低居住面積水準未達率(誘導居住面積水準達成世帯を含む)を借家の住宅の所有の関係別に推計。「1-最低居住面積水準未達率(㉑-1)」で算出される。

【誘導居住面積水準達成世帯を除く場合】

〈公営住宅の場合(例)〉

	世帯人員					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
2020年	23.8%	49.9%	65.6%	57.9%	53.1%	35.3%
2025年	21.3%	47.4%	64.5%	52.5%	49.8%	35.6%
2030年	19.3%	45.5%	63.5%	48.2%	47.2%	35.8%
2035年	17.6%	43.9%	62.7%	44.7%	45.0%	36.0%
2040年	16.2%	42.5%	62.1%	41.6%	43.1%	36.2%
2045年	15.0%	41.3%	61.5%	39.0%	41.5%	36.3%

〈民営借家(非木造)の場合(例)〉

	世帯人員					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
2020年	39.6%	57.7%	67.6%	57.0%	54.8%	59.9%
2025年	38.7%	55.7%	65.6%	53.6%	52.9%	62.3%
2030年	38.0%	54.1%	64.0%	51.0%	51.5%	64.2%
2035年	37.4%	52.8%	62.7%	48.8%	50.3%	65.7%
2040年	36.9%	51.6%	61.6%	46.9%	49.3%	67.1%
2045年	36.5%	50.6%	60.6%	45.3%	48.4%	68.3%

目標時点における世帯人員別の誘導居住面積水準未達率(誘導居住面積水準達成世帯を除く)を借家の住宅の所有の関係別に推計。「誘導居住面積水準未達率」(㉑-2) - 「最低居住面積水準未達率(㉑-1)」で算出される。

⑫ 目標時点における高家賃負担率以上の世帯の割合の推計

目標時点における高家賃負担率以上の世帯の割合について、次の手順で推計する。

⑫-1 借家世帯の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分・住宅の所有の関係別の世帯数の構成割合の推計

住宅・土地統計調査で把握できる実績値をもとに、目標時点における借家世帯の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分・住宅の所有の関係別の世帯数の構成割合を推計する。具体的には、1998年、2003年、2008年、2013年及び2018年の各住宅・土地統計調査で表章されている借家世帯の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分・住宅の所有の関係別の世帯数の実績値をもとに、家賃区分を7区分(1万円未満、1万円以上2万円未満、2万円以上4万円未満、4万円以上6万円未満、6万円以上8万円未満、8万円以上10万円未満、10万円以上)に整理したうえで構成割合を算出し、5時点の各構成割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

⑫-2 借家世帯の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

【ステップ1】①において目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の構成割合を推計している。この推計で把握できる借家世帯の年間収入階級・住宅の所有の関係別の世帯数の構成割合と、⑫-1の推計で把握できる借家世帯の年間収入階級・住宅の所有の関係別の世帯数の構成割合とを比較し、両者の構成割合が同じとなるよう⑫-1の推計結果の補正を行う。

補正後の借家世帯の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分・住宅の所有の関係別の世帯数の構成割合を、①において推計された目標時点における借家の住宅の所有の関係別の世帯数に乗じて、目標時点における借家世帯の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分・住宅の所有の関係別の世帯数を推計する（表4.13）。

表4.13 目標時点における年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分別の世帯数の推計結果(例)

〈公営住宅の場合(例)〉

年間収入階級	総数	1ヶ月当たり家賃区分(円)							
		0	10,000	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000	200,000
		10,000	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000	200,000	
総数	38,225	10,579	13,353	12,067	1,847	330	48	0	
200万円未満	21,139	7,211	8,445	5,123	361	0	0	0	
200～300	8,571	1,468	3,319	3,361	361	63	0	0	
300～400	5,209	1,193	1,168	2,357	396	94	0	0	
400～500	1,783	162	280	803	396	94	48	0	
500～700	1,112	315	102	424	191	79	0	0	
700～1000	412	231	39	0	143	0	0	0	
1000～1500	0	0	0	0	0	0	0	0	
1500～2000	0	0	0	0	0	0	0	0	
2000万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0	

〈民営借家(非木造)の場合(例)〉

年間収入階級	総数	1ヶ月当たり家賃区分(円)							
		0	10,000	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000	200,000
		10,000	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000	200,000	
総数	101,988	5,946	1,508	20,375	50,556	19,964	2,732	907	
200万円未満	26,564	2,150	409	9,974	11,551	2,170	276	34	
200～300	21,447	1,455	427	4,652	11,821	2,822	270	0	
300～400	18,116	896	295	2,438	10,494	3,700	189	105	
400～500	13,806	618	3	1,519	7,808	3,475	277	107	
500～700	13,985	618	257	1,285	6,342	4,516	726	242	
700～1000	5,829	158	117	366	2,117	2,184	635	252	
1000～1500	1,925	51	0	140	401	805	360	167	
1500～2000	151	0	0	0	0	151	0	0	
2000万円以上	164	0	0	0	24	140	0	0	

⑫-3 高家賃負担率の推計

「高家賃負担率」とは、当該地域の民営借家に居住している年間収入200万円未満の世帯の平均家賃負担率と定義する^{注8)}。高家賃負担率以上の世帯の割合は次の手順で推計する。

i) 民営借家に居住する年間収入200万円未満世帯の1ヶ月当たり平均家賃の推計

住宅・土地統計調査で把握できる実績値をもとに、目標時点における民営借家に居住する年間収入200万円未満の世帯の平均家賃負担率を推計する。具体的には、1998年、2003年、2008年、2013年及び2018年の各住宅・土地統計調査で表章されている借家の住宅の所有の関係別・年間収入階級別の1ヶ月当たり平均家賃の実績値から、民営借家に居住する年間収入200万円未満の世帯の1ヶ月当たり平均家賃を抜き出し、5時点の実績値に対数近似式をあてはめて、この

関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

ii) 高家賃負担率の推計

年間収入 200 万円未満の世帯の平均的な年間収入を 150 万円と仮定し^{注9)}、i) で推計した目標時点における 1 ヶ月当たり平均家賃の対世帯年収の割合である家賃負担率を推計(計算)する。

⑫-4 借家世帯の年間収入五分位階級・住宅の所有の関係別の高家賃負担率以上の世帯の割合の推計

借家世帯の年間収入五分位階級・住宅の所有の関係別の高家賃負担率以上の世帯の割合について、次の手順で推計する。

i) 年間収入階級別の高家賃負担率となる 1 ヶ月当たり家賃額の算出

目標時点における年間収入階級 9 区分の収入区分別に、⑫-3 で推計した高家賃負担率を乗じ、高家賃負担率となる 1 ヶ月当たり家賃額を算出する(表 4.14)。

なお、各年間収入階級区分の平均的な年間収入は、便宜上、200 万円未満では 150 万円、200 万円以上 300 万円未満では 250 万円、300 万円以上 400 万円未満では 350 万円、400 万円以上 500 万円未満では 450 万円、500 万円以上 700 万円未満では 600 万円、700 万円以上 1,000 万円未満では 850 万円、1,000 万円以上 1,500 万円未満では 1,250 万円、1,500 万円以上 2,000 万円未満では 1,750 万円、2,000 万円以上では 2,500 万円と仮定して求める。

表 4.14 目標時点における年間収入階級別の高家賃負担率となる 1 ヶ月当たり家賃額の算出結果(例)

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
高家賃負担率	31.0%	31.3%	31.5%	31.7%	31.9%	32.0%

年間収入階級区分	標準年間収入	高家賃負担率となる 1 ヶ月当たり家賃額(円)					
		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
200万円未満	150万円	38,820	39,130	39,390	39,620	39,830	40,010
200~300	250万円	64,690	65,210	65,650	66,040	66,380	66,690
300~400	350万円	90,560	91,290	91,910	92,450	92,930	93,360
400~500	450万円	116,440	117,370	118,170	118,860	119,480	120,030
500~700	600万円	155,250	156,490	157,550	158,480	159,300	160,040
700~1000	850万円	219,930	221,690	223,200	224,510	225,680	226,720
1,000~1,500	1,250万円	323,430	326,020	328,230	330,160	331,870	333,420
1,500~2,000	1,750万円	452,800	456,420	459,520	462,220	464,620	466,780
2,000万円以上	2,500万円	646,850	652,030	656,450	660,320	663,740	666,830

目標時点における年間収入 200 万円未満の世帯の平均家賃負担率の推計(5 時点の実績値に対数近似式をあてはめたトレンド推計)

目標時点における高家賃負担率(年間収入 200 万円未満世帯の平均家賃負担率)を年収区分ごとの標準年間収入に乗じて、高家賃負担率となる 1 ヶ月当たり家賃額を算出

ii) 借家世帯の年間収入階級・住宅の所有の関係別の高家賃負担率以上の世帯数の推計

⑫-2 で推計した借家世帯の年間収入階級・1 ヶ月当たり家賃区分・住宅の所有の関係別の世帯数をもとに、i) で算出した年間収入階級別の高家賃負担率となる 1 ヶ月当たり家賃額を組み合わせ、借家世帯の年間収入階級・住宅の所有の関係別に高家賃負担率となる家賃を負担している世帯数を按分計算して推計する(表 4.15)。

iii) 借家の所有関係別・年間収入五分位階級別の高家賃負担率以上の世帯の割合の推計

ii) で推計した借家世帯の年間収入階級・住宅の所有の関係別の高家賃負担率以上の世帯数の推計結果について、【ステップ 1】③で推計した目標時点における年間収入五分位階級の境界値を用いて、年間収入階級 9 区分を年間収入五分位階級に変換する。

変換後の借家世帯の年間収入五分位階級・住宅の所有の関係別の高家賃負担率以上の世帯数の推計結果をもとに、借家世帯の年間収入五分位階級・住宅の所有の関係別の世帯総数に占める高家賃負担率以上の世帯の割合について集計する。

表 4.15 目標時点における年間収入階級別の高家賃負担率以上の世帯数の推計結果と
年間収入階級 9 区分の年間収入五分位階級への変換結果(例)

〈公営住宅の場合(例) : 年間収入階級 9 区分別の高家賃負担率以上の世帯数〉

年間収入階級	総数	1ヶ月あたり家賃区分(円)							高家賃負担率の世帯数	高家賃負担率の世帯の比率
		0 ~ 10,000	10,000 ~ 20,000	20,000 ~ 40,000	40,000 ~ 60,000	60,000 ~ 80,000	80,000 ~ 100,000	100,000 ~		
200万円未満	21,139	0	0	305	361	0	0	0	665	3.1%
200~300	8,571	0	0	0	0	48	0	0	48	0.6%
300~400	5,209	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
400~500	1,783	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
500~700	1,112	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
700~1000	412	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
1000~1500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
1500~2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
2000万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%

表 4.13 の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分別の世帯数と、表 4.14 の年間収入階級別の高家賃負担率となる1ヶ月当たり家賃額をもとに推計

按分計算により変換

〈公営住宅の場合(例) : 年間収入階級 9 区分別の高家賃負担率以上の世帯数〉

年間収入五分位階級		総数	1ヶ月あたり家賃区分(円)							高家賃負担率の世帯数	高家賃負担率の世帯の比率
			0 ~ 10,000	10,000 ~ 20,000	20,000 ~ 40,000	40,000 ~ 60,000	60,000 ~ 80,000	80,000 ~ 100,000	100,000 ~		
I	0 ~ 240	24,596	0	0	305	361	19	0	0	685	2.8%
II	240 ~ 354	7,948	0	0	0	0	29	0	0	29	0.4%
III	354 ~ 494	4,044	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
IV	494 ~ 722	1,256	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
V	722 ~ 3,000	382	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%

〈民営借家(非木造)の場合(例) : 年間収入階級 9 区分別の高家賃負担率以上の世帯数〉

年間収入階級	総数	1ヶ月あたり家賃区分(円)							高家賃負担率の世帯数	高家賃負担率の世帯の比率
		0 ~ 10,000	10,000 ~ 20,000	20,000 ~ 40,000	40,000 ~ 60,000	60,000 ~ 80,000	80,000 ~ 100,000	100,000 ~		
200万円未満	26,564	0	0	593	11,551	2,170	276	34	14,624	55.1%
200~300	21,447	0	0	0	0	2,161	270	0	2,431	11.3%
300~400	18,116	0	0	0	0	0	89	105	194	1.1%
400~500	13,806	0	0	0	0	0	0	89	89	0.6%
500~700	13,985	0	0	0	0	0	0	108	108	0.8%
700~1000	5,829	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
1000~1500	1,925	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
1500~2000	151	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
2000万円以上	164	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%

〈民営借家(非木造)の場合(例) : 年間収入階級 9 区分別の高家賃負担率以上の世帯数〉

年間収入五分位階級		総数	1ヶ月あたり家賃区分(円)							高家賃負担率の世帯数	高家賃負担率の世帯の比率
			0 ~ 10,000	10,000 ~ 20,000	20,000 ~ 40,000	40,000 ~ 60,000	60,000 ~ 80,000	80,000 ~ 100,000	100,000 ~		
I	0 ~ 240	35,214	0	0	593	11,551	3,042	385	34	15,605	44.3%
II	240 ~ 354	22,653	0	0	0	0	1,289	210	57	1,556	6.9%
III	354 ~ 494	21,178	0	0	0	0	0	41	131	172	0.8%
IV	494 ~ 722	15,293	0	0	0	0	0	0	114	114	0.7%
V	722 ~ 3,000	7,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%

⑬ 目標時点における要支援世帯数の推計

前述の一連の推計結果を踏まえ、目標時点における要支援世帯数について、次のAからDの4つの類型ごとに推計する。具体的には、次の手順で推計する。

⑬-1 **A** : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数

⑩で推計した年間収入五分位階級・世帯人員別の著しい困窮年収水準未満の世帯数に、⑪-1で推計した世帯人員別の最低居住面積水準未満率を乗じて（世帯人員が同じ場合、年間収入五分位階級にかかわらず最低居住面積水準未満率は同じと仮定する。以下同様とする。）、目標時点における「著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満」である世帯数を推計する。

⑬-2 **B** : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数

⑩で推計した年間収入五分位階級・世帯人員別の著しい困窮年収水準未満の世帯数に、⑪-3で推計した最低居住面積水準達成率を乗じて、「著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上」である世帯数を推計する。

次に、「著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上」である世帯数に、⑫-4で推計した年間収入五分位階級別の高家賃負担率以上の世帯の割合を乗じて（年間収入五分位階級が同じ場合、世帯人員にかかわらず高家賃負担率以上の世帯の割合は同じと仮定する。以下同様とする。）、目標時点における「著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上」である世帯数を推計する。

⑬-3 **C** : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数

⑧で推計した公営住宅の入居資格世帯数から、⑩で推計した著しい困窮年収水準未満の世帯数を差し引いて、年間収入五分位階級・世帯人員別の「著しい困窮年収水準以上」の世帯数が求められる。

次に、年間収入五分位階級・世帯人員別の「著しい困窮年収水準以上」の世帯数に、⑪-1で推計した世帯人員別の最低居住面積水準未満率を乗じて、目標時点における「著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満」である世帯数を推計する。

⑬-4 **D** : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数

⑧で推計した公営住宅の入居資格世帯数から、⑩で推計した著しい困窮年収水準未満の世帯数を差し引いて求めた著しい困窮年収水準以上の世帯数に、⑪-3で推計した最低居住面積水準達成率を乗じて、「著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上」である世帯数を推計する。

次に、「著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上」である世帯数に、⑫-4で推計した年間収入五分位階級別の高家賃負担率以上の世帯の割合を乗じて、目標時点における「著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上」である世帯数を推計する。

4. 2. 2 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計

1) 推計の基本的枠組み

(1) 推計の対象世帯

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【都道府県版】」を用いた、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計については、同法で定める住宅確保要配慮者（図 4.6）のうち、政府統計データを用いて把握できる次の i) から iv) の住宅確保要配慮者の世帯（図 4.6 において赤枠で囲んでいる世帯）を対象とし、借家に居住する該当世帯数について推計する。

- i) 低額所得世帯（政令月収 15.8 万円以下の世帯のうち、下記 ii から iv に該当しない世帯）
- ii) 高齢者世帯（単身世帯、夫婦のみ世帯）
- iii) 子育て世帯
- iv) 外国人のみの世帯

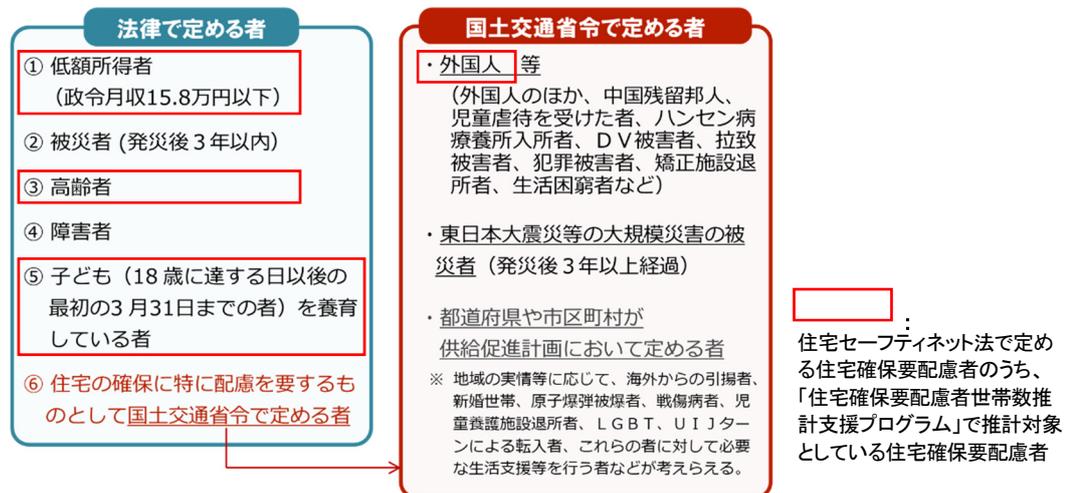


図 4.6 住宅セーフティネット法で定める住宅確保要配慮者と推計対象(図 2.4 再掲)

(2) 推計のフロー

住宅セーフティネット法における住宅確保要配慮者の定義上、低額所得世帯の他は世帯の収入は問われない。ただし、住宅確保要配慮者の居住の安定に向けた施策を検討するうえでは、公営住宅による支援が必要な世帯数と民間賃貸住宅を活用した支援が必要な世帯数等の検討に資するよう、収入階層別の世帯数の把握ができることが望ましい。そこで本推計では、収入階層を公営住宅の入居資格を有する本来階層（内数として著しい困窮年収水準未満の世帯）及び裁量階層と、裁量階層を超える収入階層（公営住宅の入居資格を有しない、公営住宅階層以外の世帯）とに区分して推計を行う^{注10)}。

「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【都道府県版】」における、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計フローを図 4.7 に示す。次の 3 ステップで推計を行う。

- 【ステップ 1】 目標時点における借家世帯数の推計（年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別）
- 【ステップ 2】 目標時点における低額所得世帯数及び公営住宅の入居資格世帯数の推計
- 【ステップ 3】 目標時点における住宅確保要配慮者の世帯数の推計

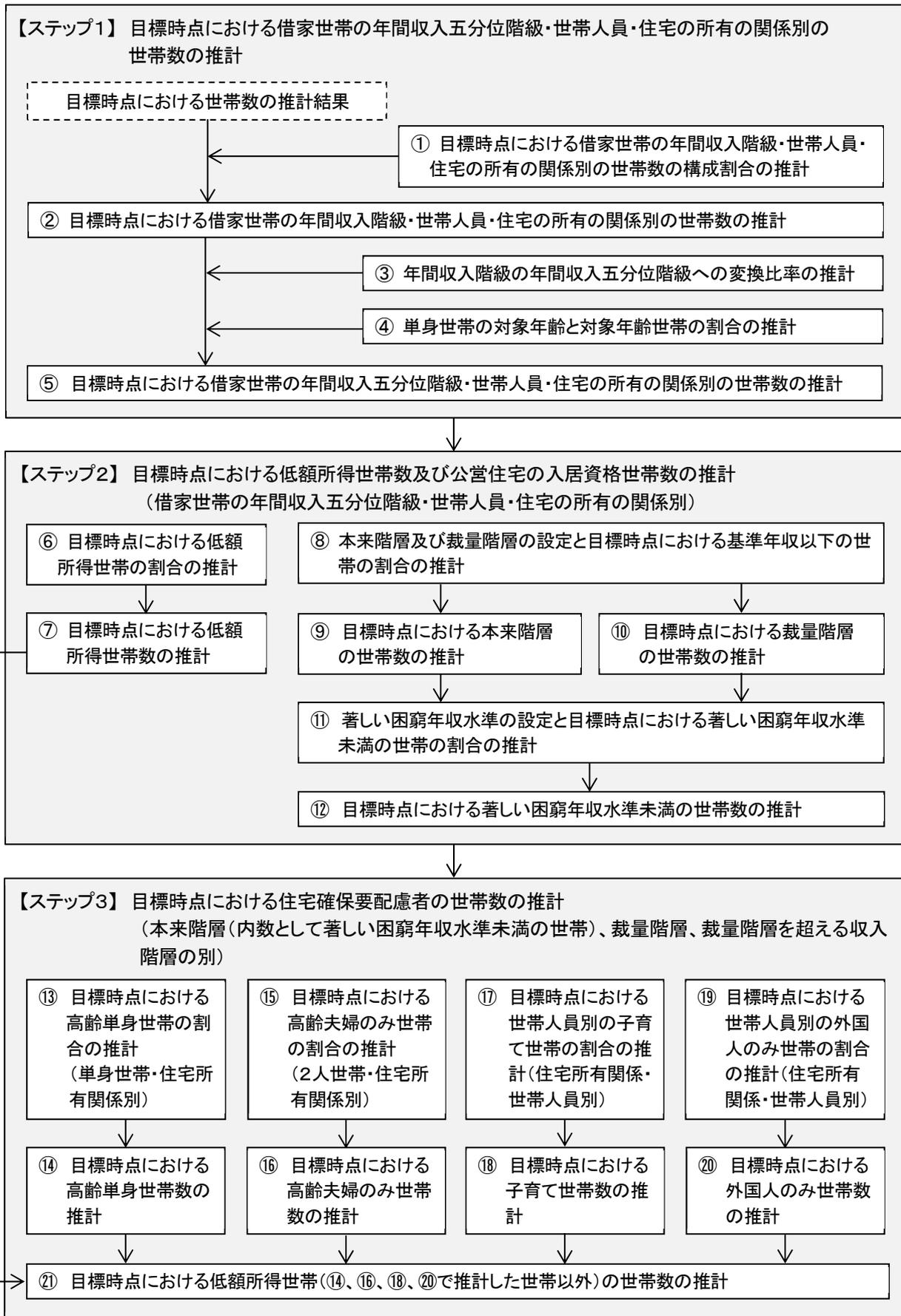


図 4.7 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計フロー

2) 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計の具体的方法

(1) 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計【ステップ1】

ステップ1では、次の手順で、目標時点における借家に居住する世帯数について、年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別に推計する。

① 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の構成割合の推計

4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ1】①と同様である。

② 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ1】②と同様である。

③ 年間収入階級の年間収入五分位階級への変換比率の推計

年間収入階級を年間収入五分位階級へ変換するために、各分位の境界値及び中央値を推計したうえで、年間収入階級9区分の年間収入五分位階級への変換比率を推計する。推計手法は、4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ1】③と同様である。

④ 単身世帯の対象年齢と対象年齢世帯の割合の推計

低額所得世帯等の世帯数の推計にあたっては、単身世帯の対象年齢によって該当世帯数が大きく変化することになる。このため、住宅確保要配慮者の世帯数の推計においては、単身者の対象年齢の選択・設定（25歳以上、30歳以上、40歳以上、50歳以上、60歳以上、75歳以上）に加えて、全世帯を対象とする場合も選択・設定できるようにしている。

目標時点における単身世帯の総数に占める年齢別単身世帯の割合の推計については、4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑥-1と同様、1998年、2003年、2008年、2013年及び2018年の各住宅・土地統計調査を用いて、借家の住宅の所有の関係別に年齢別単身世帯割合を算出し、5時点の各割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

⑤ 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数について推計する。推計にあたっては、単身世帯と2人以上世帯とに区分し、それぞれの推計結果を合算して該当世帯数を求める。

具体的には、単身世帯については、4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ1】④で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・住宅の所有の関係別の世帯数に、上記④で選択・設定した住宅の所有の関係別の年齢別単身世帯割合の推計値（全世帯を対象とする場合は100%）を乗じて求める。また、2人以上世帯については、4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ1】④の推計結果を用いる。

(2) 目標時点における低額所得世帯数及び公営住宅の入居資格世帯数の推計【ステップ2】

ステップ2では、次の手順で、目標時点における借家世帯のうち、住宅セーフティネット法で規定する低額所得世帯数について推計する。また、公営住宅の入居資格世帯数について、年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別に推計する。

⑥ 目標時点における低額所得世帯の割合の推計

⑥-1 低額所得世帯の基準年収の算出

住宅セーフティネット法では、低額所得世帯とは政令月収 15.8 万円以下の世帯と規定されている。このため、「年末調整」の計算方法を逆算して、政令月収 15.8 万円に相当する年間税込総収入金額（＝低額所得世帯の基準年収）を算出する。

具体的な算出方法は、4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑤のii)で解説した本来階層及び裁量階層の入居要件を満たす基準年収の算出方法と同様である。

⑥-2 低額所得世帯の基準年収以下の世帯の割合の推計

目標時点における低額所得世帯の基準年収以下（政令月収 15.8 万円に相当する年間税込総収入金額以下）となる世帯の割合を年間収入五分位階級・扶養人数（世帯人員別）別に推計する。

具体的には、ステップ1の③で推計した年間収入五分位階級の各分の境界値及び中央値と、⑥-1で算出した扶養人数別の低額所得世帯の基準年収を照合し、目標時点における年間収入五分位階級・扶養人数別の基準年収以下となる世帯の割合を按分計算して推計する。推計手法は、4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑤のiii)で解説した本来階層及び裁量階層の基準年収以下となる世帯の割合の推計手法と同様である。

⑦ 目標時点における低額所得世帯数の推計

⑤で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数に、⑥-2で推計した低額所得世帯の基準年収以下の世帯の割合を乗じて、目標時点における低額所得世帯数を推計する。

⑧ 本来階層及び裁量階層の設定と目標時点における基準年収以下の世帯の割合の推計

本来階層及び裁量階層の入居基準となる政令月収又は収入分位を設定し、目標時点における世帯人員・年間収入五分位階級別の本来階層及び裁量階層の基準年以下の世帯の割合を推計する。

本来階層及び裁量階層の入居基準となる政令月収又は収入分位の設定方法、及び、本来階層及び裁量階層の基準年以下の世帯の割合の推計手法は、4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑤と同様である。

⑨ 目標時点における本来階層の世帯数の推計

4.2.1の要支援世帯数の推計における推計結果（【ステップ2】⑥）を用いる。

⑩ 目標時点における裁量階層の世帯数の推計

4.2.1の要支援世帯数の推計における推計結果（【ステップ2】⑦）を用いる。

⑪ 著しい困窮年収水準の設定と目標時点における著しい困窮年収水準未達の世帯の割合の推計

著しい困窮年収水準となる政令月収又は収入分位を設定し、目標時点における世帯人員・年間収入五分位階級別の著しい困窮年収水準未達の世帯の割合を推計する。

著しい困窮年収水準となる政令月収又は収入分位の設定方法、及び、著しい困窮年収水準未満の世帯の割合の推計手法は、4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ3】⑨と同様である。

⑫ 目標時点における著しい困窮年収水準未満の世帯数の推計

4.2.1の要支援世帯数の推計における推計結果（【ステップ2】⑩）を用いる。

（3）目標時点における住宅確保要配慮者の世帯数の推計【ステップ3】

ステップ3では、次の手順で、目標時点における借家世帯のうちの住宅確保要配慮者の世帯について、高齢者世帯（単身世帯、夫婦のみ世帯）、子育て世帯、外国人のみ世帯の属性ごとの世帯数を推計する。推計にあたっては、世帯の収入階層の区分（低額所得世帯、公営住宅の本来階層（内数としての著しい困窮年収水準未満の世帯）、本来階層、裁量階層、裁量階層を超える収入階層の別。以下同様とする。）ごとに推計する。また、上記の世帯属性以外の低額所得世帯について、公営住宅の本来階層（内数としての著しい困窮年収水準未満の世帯）との関係から推計する。

⑬ 目標時点における高齢単身世帯の割合の推計

高齢者は60歳以上の者とし、目標時点における単身世帯の総数に占める60歳以上の高齢単身世帯の割合について借家の住宅の所有の関係別に推計する。また、その内数として、単身世帯の総数に占める75歳以上の高齢者世帯の割合についても推計する。

高齢単身世帯の割合の推計手法は、4.2.1の要支援世帯数の推計における年齢別単身世帯の割合の推計（【ステップ2】⑥-1のi））と同様である。

⑭ 目標時点における高齢単身世帯数の推計

⑭-1 高齢単身世帯数の推計

⑤で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数のうち単身世帯の世帯数に、⑬で推計した高齢単身世帯の割合を乗じて、目標時点における60歳以上及び75歳以上の高齢単身世帯数を年間収入五分位階級・住宅の所有の関係別に推計する。

なお、4.2.1の要支援世帯数の推計における⑥-1のii）でも指摘したとおり、単身世帯に占める高齢者世帯の割合は年間収入五分位階級によって異なることも考えられるが、データの制約上、年間収入五分位階級別の推計は困難であるため、⑬で推計した割合は年間収入との関係においては一定であると仮定して推計する（後述の⑯-1「高齢夫婦のみ」、⑰-1「子育て世帯」、⑱-1「外国人のみ世帯」の各世帯数の推計における場合も同様、推計に用いる割合は年間収入との関係においては一定であると仮定する。）。

⑭-2 収入階層別の高齢単身世帯数の推計

⑭-1で推計した高齢単身世帯について、次のi）からiv）の収入階層別の世帯数を推計する。

i）高齢単身世帯のうち低額所得の世帯数

⑭-1で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の高齢単身世帯数に、⑥で推計した目標時点における年間収入五分位階級別の低額所得世帯の割合を乗じて、高齢単身世帯のうち低額所得の世帯数を推計する。

ii）高齢単身世帯のうち本来階層の世帯数

⑭-1で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・住宅の所有の関係別の高齢単身世帯数に、⑧

で推計した目標時点における世帯人員・年間収入五分位階級別の本来階層の基準年収以下の世帯の割合を乗じて、高齢単身世帯のうち本来階層の世帯数を推計する。

iii) 高齢単身世帯のうち本来階層の内数として著しい困窮年収水準未満の世帯数

⑭-1 で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・住宅の所有の関係別の高齢単身世帯数に、⑪で推計した目標時点における世帯人員・年間収入五分位階級別の著しい困窮年収水準未満の世帯の割合を乗じて、高齢単身世帯のうち本来階層の内数として著しい困窮年収水準未満の世帯数を推計する。

iv) 高齢単身世帯のうち裁量階層の世帯数

⑭-1 で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・住宅の所有の関係別の高齢単身世帯数に、⑧で推計した目標時点における世帯人員・年間収入五分位階級別の裁量階層の基準年収以下の世帯の割合を乗じて得た世帯数から、本来階層の基準年収以下の世帯数を差し引いて、高齢単身世帯のうち裁量階層の世帯数を推計する。

v) 高齢単身世帯のうち裁量階層を超える年間収入の世帯数

⑭-1 で推計した高齢単身世帯数から、ii) で推計した本来階層の世帯数及びiv) で推計した裁量階層の世帯数を除くことで、裁量階層を超える年間収入の高齢単身世帯数を求める。

⑮ 目標時点における高齢夫婦のみ世帯の割合の推計

目標時点における2人世帯の総数に占める60歳以上の高齢夫婦のみ世帯の割合について借家の住宅の所有の関係別に推計する。また、その内数として、2人世帯の総数に占める75歳以上の高齢夫婦のみ世帯の割合についても推計する。

高齢夫婦のみ世帯の割合の推計手法は、4.2.1の要支援世帯数の推計における2人世帯の総数に占める年齢別夫婦のみ世帯の割合の推計（【ステップ2】⑦-2のi）と同様である。

⑯ 目標時点における高齢夫婦のみ世帯数の推計

⑯-1 高齢夫婦のみ世帯数の推計

⑮で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数のうち2人世帯の世帯数に、⑮で推計した借家の住宅の所有の関係別の高齢夫婦のみ世帯の割合を乗じて、目標時点における60歳以上及び75歳以上の高齢夫婦のみ世帯数を年間収入階級五分位階級・住宅の所有の関係別に推計する。

⑯-2 収入階層別の高齢夫婦のみ世帯数の推計

⑯-1で推計した高齢夫婦のみ世帯数について、⑭-2と同様の方法により、収入階層別の世帯数を推計する。

⑰ 目標時点における子育て世帯の割合の推計

目標時点における世帯人員（2人以上世帯）別の世帯総数に占める子育て世帯の割合について、借家世帯の子ども年齢等別（末子が6歳未満、12歳未満、15歳未満、18歳未満の別及び18歳未満の子どもが3人以上。以下同様とする。）・住宅の所有の関係別に推計する。

子育て世帯の割合の推計手法は、4.2.1の要支援世帯数の推計における世帯人員別の子ども年齢等別子育て世帯の割合の推計（【ステップ2】⑦-3のi）と同様である。

また、子育て世帯の内数として、ひとり親世帯（男親と子、女親と子の世帯の合計。以下同様とする。）の割合についても同様に推計する。都道府県については、1995年、2000年、2005年、2010

年及び 2015 年の各国勢調査のオリジナルデータを用いて、借家世帯の世帯人員・子どもの年齢等・住宅の所有の関係別のひとり親世帯の世帯数について特別集計を行い、データを提供している。このデータをもとに、借家世帯の世帯人員・子どもの年齢等・住宅の所有の関係別に、ひとり親の子育て世帯数が世帯総数に占める割合を算出し、5 時点の各割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

⑱ 目標時点における子育て世帯数の推計

⑱-1 子育て世帯数の推計

⑤で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数のうち 2 人以上世帯の世帯数に、⑰で推計した借家世帯の世帯人員・子ども年齢等・住宅の所有の関係別の子育て世帯の割合を乗じることにより、目標時点における子育て世帯及びその内数としてのひとり親世帯の世帯数について、年間収入階級五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別に推計する。

⑱-2 収入階層別の子育て世帯数の推計

⑱-1 で推計した子育て世帯の世帯数について、⑭-2 と同様の方法により、収入階層別の世帯数を推計する。

⑲ 目標時点における外国人のみ世帯の割合の推計

目標時点における世帯人員別の世帯総数に占める外国人のみ世帯の割合について借家の住宅の所有の関係別に推計する。具体的には、都道府県については、1995 年、2000 年、2005 年、2010 年及び 2015 年の各国勢調査のオリジナルデータを用いて、借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別の外国人のみ世帯の世帯数について特別集計を行い、データを提供している。このデータをもとに、借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別に、外国人のみ世帯が世帯総数に占める割合を算出し、5 時点の各割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

⑳ 目標時点における外国人のみ世帯数の推計

⑳-1 外国人のみ世帯数の推計

⑤で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数に、⑲で推計した借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別の外国人のみ世帯の割合を乗じて、目標時点における外国人のみ世帯の世帯数について、年間収入階級五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別に推計する。

⑳-2 収入階層別の外国人世帯数の推計

⑳-1 で推計した外国人のみ世帯数について、⑭-2 と同様の方法により、収入階層別の世帯数を推計する。

㉑ 目標時点における低額所得世帯（⑭、⑯、⑱、㉒で推計した世帯以外）の世帯数の推計

⑦で推計した目標時点における低額所得世帯数から、⑭で推計した高齢単身世帯、⑯で推計した高齢夫婦のみ世帯、⑱で推計した子育て世帯、㉒で推計した外国人のみ世帯の各世帯のうちの低額所得世帯を差し引く。これにより、高齢者世帯（単身世帯及び夫婦のみ世帯）、子育て世帯、外国人のみ世帯の各世帯属性に含まれない低額所得世帯の世帯数を推計する。

4. 3 政令市における推計手法

4. 3. 1 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計

1) 推計の基本的考え方

政令市については、住宅・土地統計調査の表章データは都道府県と同様の集計表を用いることができる。このため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【政令市版】」を用いた推計フロー及び推計手法は4.2.1で解説した都道府県の場合と基本的に同様である。ただし、住宅・土地統計調査や国勢調査の特別集計結果を用いる箇所については、都道府県のみを集計結果しか準備していないため、該当都道府県の推計結果から対象政令市^{注1 1)}の数値を推計して用いる必要がある。

なお、4.2で解説した都道府県における推計は、5時点の実績値を用いたトレンド推計の場合である。第2章の表2.1に示した【政令市版①】を用いる場合は【都道府県版】と同様の5時点の実績値を用いたトレンド推計をすることができるが、【政令市版②】、【政令市版③】においてトレンド推計を行う場合は、それぞれ3時点、2時点の実績値を用いて、【都道府県版】と同様の考え方で推計を行うことになる^{注1 2)}。

2) 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計の具体的方法

(1) 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計【ステップ1】

ステップ1では、次の手順で、目標時点における借家に居住する世帯数について、年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別に推計する。借家に居住する対象世帯数の推計にあたっては、借家の住宅の所有の関係別に推計を行い、その結果を合計して総数を求めるものとする。以下の4.3.1の【ステップ2】及び【ステップ3】の推計並びに4.3.2の「住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計」についても同様の方法によるものとする。

① 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の構成割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ1】①）と同様である。

② 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ1】②）と同様である。

③ 年間収入階級の年間収入五分位階級への変換比率の推計

都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ1】③）と同様である。

④ 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ1】④）と同様である。

(2) 目標時点における公営住宅の入居資格世帯数の推計【ステップ2】

⑤ 本来階層及び裁量階層の設定と目標時点における基準年収以下の世帯の割合の推計

本来階層及び裁量階層の設定方法、基準年収以下の世帯の割合の推計手法は、都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑤）と同様である。

⑥ 目標時点における本来階層の世帯数の推計

都道府県における推計手法（4.2.1の【ステップ2】⑥）と同様である。

⑦ 目標時点における裁量階層の世帯数の推計

⑦-1 「単身世帯」の裁量階層の世帯数の推計

都道府県における推計手法と同様、入居資格を有する単身者の年齢を25歳以上、30歳以上、40歳以上、50歳以上、60歳以上、75歳以上から選択できるようにしている。推計手法は、都道府県における場合（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑦-1）と同様である。

⑦-2 「夫婦のみ世帯」の裁量階層の世帯数の推計

都道府県における推計手法と同様、入居資格を有する夫婦のみ世帯の世帯主年齢を25歳以上、30歳以上、40歳以上、50歳以上、60歳以上、75歳以上から選択できるようにしている。推計手法は、都道府県における場合（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑦-2）と同様である。

⑦-3 「子育て世帯」の裁量階層の世帯数の推計

都道府県における推計手法と同様、入居資格を有する子育て世帯の子どもの年齢を6歳未満、12歳未満、15歳未満、18歳未満から選択できるようにしている。また、18歳未満の子どもが3人以上の多子世帯についても選択できるようにしている。

国勢調査において、借家世帯における世帯人員別の世帯総数に占める子ども年齢等別子育て世帯の割合を把握できる集計表は表章されていない。しかし、全世帯数を対象とした、対象政令市と該当都道府県における子どもの年齢別の子育て世帯数が表章されている。このデータを用いて、対象政令市と該当都道府県における総世帯数に占める子育て世帯の割合の相対的格差を推計し、それを該当都道府県の推計結果（借家世帯を対象とした国勢調査の特別集計結果に基づく推計値）に乗じることで、対象政令市の借家世帯における裁量階層の世帯数の将来値を推計する。

具体的には、次の手順で推計する。

i) 世帯人員別の子ども年齢等別子育て世帯の割合の推計

図4.8に示す手順で、対象政令市における世帯人員別の子ども年齢等別子育て世帯の割合を推計する。

i)-1 対象政令市と該当都道府県における子育て世帯の割合の相対的格差の推計

都道府県及び政令市については、2000年、2005年、2010年及び2015年の各国勢調査において、（持家世帯・借家世帯の区分によらない全世帯について）一般世帯数の総数と、6歳未満親族がいる一般世帯数、12歳未満親族がいる一般世帯数、15歳未満親族がいる一般世帯数、18歳未満親族がいる一般世帯数を把握することができる。このデータを用いて、対象政令市と該当都道府県における総世帯数に占める子どもの年齢別の子育て世帯の割合を算出し、両者における総世帯数に占める子育て世帯の割合の相対的格差を求める。

次に、この相対的格差の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して

将来値の推計を行う。

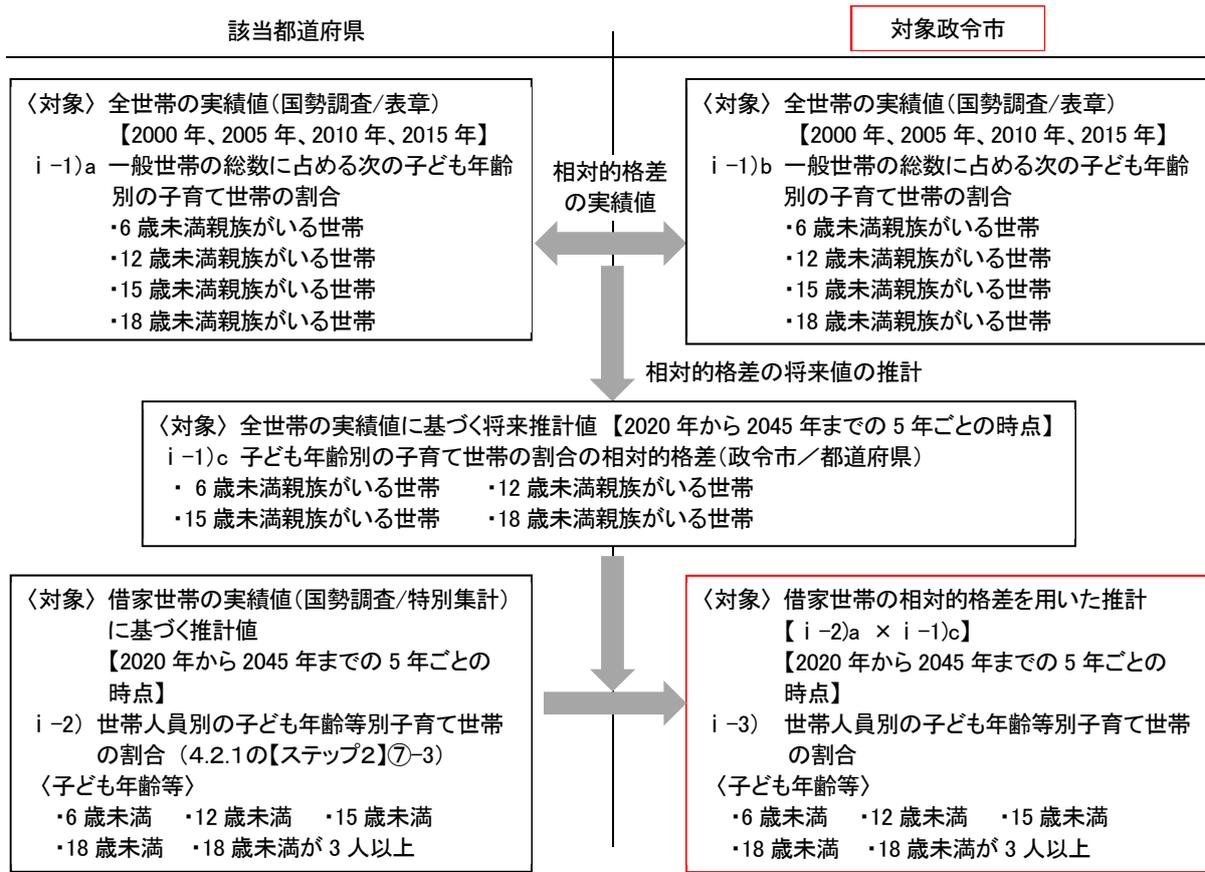


図 4.8 対象政令市における世帯人員別の子ども年齢等別子育て世帯の割合の推計フロー

i) -2 該当都道府県の借家世帯における世帯人員別の子ども年齢等別子育て世帯割合の推計

都道府県における推計手法(4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑦-3)で解説したとおり、都道府県については、1995年、2000年、2005年、2010年及び2015年の各
 国勢調査のオリジナルデータを用いて、借家世帯の世帯人員・子どもの年齢等・住宅の所有の関
 係別の世帯数について特別集計を行い、データを提供している。このデータをもとに、該当都道
 府県における借家世帯の世帯人員別に子ども年齢等別子育て世帯割合を算出し、5時点の各割合
 の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標準時点まで延長して将来値の推計を行う。

i) -3 対象政令市の借家世帯における子育て世帯の割合の推計

i) -2 で推計した該当都道府県の借家世帯における世帯人員別の子ども年齢等別子育て世帯
 の割合の推計値に、i) -1 で推計した対象政令市と該当都道府県における子育て世帯の割合の
 相対的格差の推計値を乗じることで、対象政令市の目標時点における借家世帯の世帯人員別の
 子ども年齢等別子育て世帯の割合を推計する。

ii) 子育て世帯の裁量階層の世帯数の推計

④で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数のうち
 2人以上の各世帯数に、⑤で推計した裁量階層の基準年収以下の世帯の割合を乗じ、これにさら
 にi) -2で推計した世帯人員別の子ども年齢等別子育て世帯割合を乗じて得た世帯数から、本来
 階層の基準年収以下の世帯数を差し引いて、目標時点における子育て世帯の裁量階層の世帯数を
 推計する。

⑧ 目標時点における公営住宅の入居資格世帯数の推計

⑥で推計した本来階層の世帯数と、⑦で推計した裁量階層の世帯数の合計が、目標時点における公営住宅の入居資格世帯数となる。

(3) 目標時点における公営住宅の入居資格世帯数のうち要支援世帯数の推計【ステップ3】

⑨ 著しい困窮年収水準の設定と目標時点における著しい困窮年収水準未満の世帯の割合の推計

著しい困窮年収水準の設定方法と、著しい困窮年収水準未満の世帯の割合の推計手法は、都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ3】⑨）と同様である。

⑩ 目標時点における著しい困窮年収水準未満の世帯数の推計

⑧で推計した目標時点における公営住宅の入居資格世帯数に、⑨で推計した目標時点における著しい困窮年収水準未満の世帯の割合を乗じて、年間収入五分位階級・世帯人員別の著しい困窮年収水準未満の世帯数を推計する。

⑪ 目標時点における新基準に基づく最低居住面積水準の未満率・達成率の推計

1998年、2003年、2008年、2013年及び2018年の各住宅・土地統計調査において、借家世帯における対象政令市と該当都道府県における住宅の所有の関係別の居住面積水準の達成状況（最低居住面積水準未満世帯数・以上世帯数、誘導居住面積水準未満・以上世帯数）が表章されている。

このデータを用いて、対象政令市と該当都道府県における借家の住宅の所有の関係別の居住面積水準の達成状況の相対的格差を推計し、それを該当都道府県における住宅・土地統計調査の特別集計結果に基づく推計値に乘じることで、対象政令市の借家世帯における最低居住面積水準の未満率・達成率の将来値を推計する。具体的には、次の手順で推計する（図4.9）。

i) 対象政令市と該当都道府県の借家世帯における居住面積水準の達成状況の相対的格差の推計

1998年、2003年、2008年、2013年及び2018年の各住宅・土地統計調査において、借家の住宅の所有の関係別の最低居住面積水準未満世帯数・以上世帯数、誘導居住面積水準未満・以上世帯数を把握することができる。このデータを用いて、借家の住宅の所有の関係別の最低居住面積水準未満率、最低居住面積水準達成率（誘導居住面積水準達成世帯を含む場合・含まない場合の別）を算出し、対象政令市と該当都道府県における最低居住面積水準未満率及び最低居住面積水準達成率の相対的格差を求める。次に、この相対的格差の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

ii) 該当都道府県の借家世帯における世帯人員別の最低居住面積水準未満率・達成率の推計

都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑩）で解説したとおり、都道府県については、2008年、2013年及び2018年における借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別の新基準に基づく最低居住面積水準の未満率・達成率について特別集計を行い、データを提供している。このデータをもとに、該当都道府県における借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別の最低居住面積水準未満率の実績値を算出し、3時点の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

iii) 対象政令市の借家世帯における世帯人員別の最低居住面積水準未満率・達成率の推計

ii)で推計した該当都道府県の借家世帯における世帯人員別の最低居住面積水準未満率・達成率の推計値に、i)で推計した対象政令市と該当都道府県における居住面積水準の達成状況の相

対的格差の推計値を乗じることで、対象政令市の目標時点における借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別の新基準に基づく最低居住面積水準の未満率・達成率（誘導居住面積水準未満率）を推計する。

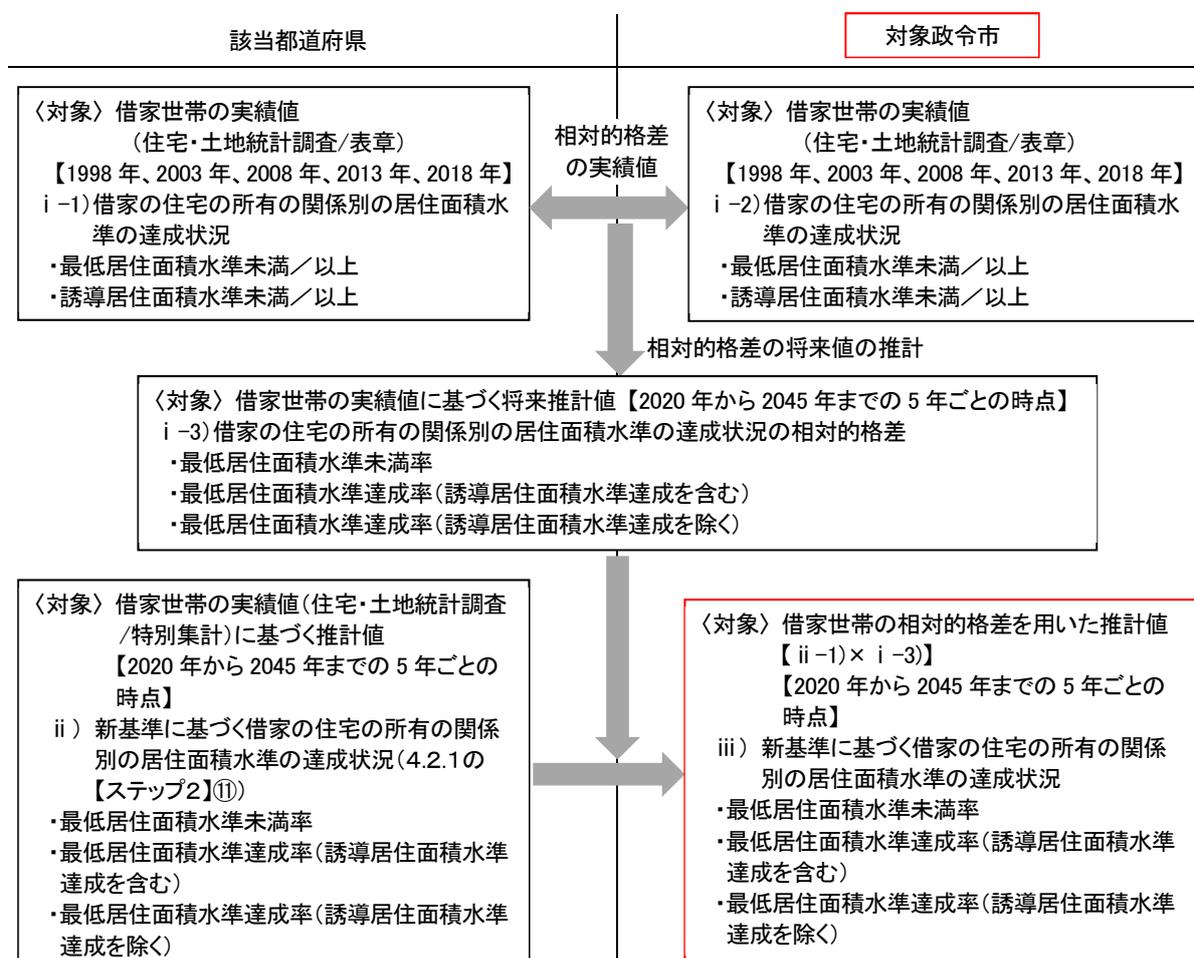


図 4.9 対象政令市における新基準に基づく最低居住面積水準の未満率・達成率の推計フロー

⑫ 目標時点における高家賃負担率以上の世帯の割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ3】⑫）と同様である。

⑬ 目標時点における要支援世帯数の推計

前述の一連の推計結果を踏まえ、目標時点における要支援世帯数について、次のAからDの4つの類型ごとに推計する。

具体的な推計手法は、都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ3】⑬）と同様である。

- ⑬-1 A : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数
- ⑬-2 B : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数
- ⑬-3 C : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数
- ⑬-4 D : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数

4. 3. 2 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計

1) 推計の基本的枠組み

(1) 推計の対象世帯

都道府県における推計手法と同様、次の i) から iv) の住宅確保要配慮者の世帯を対象とし、借家に居住する該当世帯数について推計する。

- i) 低額所得世帯（政令月収 15.8 万円以下の世帯のうち、下記 ii から iv に該当しない世帯）
- ii) 高齢者世帯（単身世帯、夫婦のみ世帯）
- iii) 子育て世帯
- iv) 外国人のみの世帯

(2) 推計のフロー

都道府県における推計手法と同様、次の 3 ステップで推計を行う。

【ステップ 1】 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

【ステップ 2】 目標時点における低額所得世帯数及び公営住宅の入居資格世帯数の推計

【ステップ 3】 目標時点における住宅確保要配慮者の世帯数の推計

なお、推計の対象とする世帯属性ごとに、公営住宅の入居資格を有する本来階層（内数として著しい困窮年収水準未満の世帯）及び裁量階層と、裁量階層を超える収入階層（公営住宅の入居資格を有しない、公営住宅階層以外の世帯）とに区分して推計を行う。

2) 住宅確保要配慮者の世帯数の推計の具体的方法

具体的な推計手法を以下に解説する。

(1) 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計【ステップ 1】

ステップ 1 では、次の手順で、目標時点における借家に居住する世帯数について、年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別に推計する。

① 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の構成割合の推計

都道府県における推計手法（4. 2. 2 の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ 1】

①）と同様である。

② 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

都道府県における推計手法（4. 2. 2 の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ 1】

②）と同様である。

③ 年間収入階級の年間収入五分位階級への変換比率の推計

都道府県における推計手法（4. 2. 2 の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ 1】

③）と同様である。

④ 単身世帯の対象年齢と対象年齢世帯の割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ1】④）と同様である。

⑤ 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ1】⑤）と同様である。

（2）目標時点における低額所得世帯数及び公営住宅の入居資格世帯数の推計【ステップ2】

ステップ2では、次の手順で、目標時点における借家世帯のうち、住宅セーフティネット法で規定する低額所得世帯及び公営住宅の入居資格世帯数について、年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別に推計する。

⑥ 目標時点における低額所得世帯の割合の推計

⑥-1 低額所得世帯の基準年収の算出

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ1】⑥-1）と同様である。

⑥-2 低額所得世帯の基準年収以下の世帯の割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ1】⑥-2）と同様である。

⑦ 目標時点における低額所得世帯数の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ1】⑦）と同様である。

⑧ 本来階層及び裁量階層の設定と目標時点における基準年収以下の世帯の割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ1】⑧）と同様である。

⑨ 目標時点における本来階層の世帯数の推計

対象政令市における4.3.1の要支援世帯数の推計（【ステップ2】⑥）による推計結果を用いる。

⑩ 目標時点における裁量階層の世帯数の推計

対象政令市における4.3.1の要支援世帯数の推計（【ステップ2】⑦）による推計結果を用いる。

⑪ 著しい困窮年収水準の設定と目標時点における著しい困窮年収水準未満の世帯の割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ3】⑪）と同様である。

⑫ 目標時点における著しい困窮年収水準未満の世帯数の推計

対象政令市における4.3.1の要支援世帯数の推計（【ステップ3】⑩）による推計結果を用いる。

(3) 目標時点における住宅確保要配慮者の世帯数の推計【ステップ3】

ステップ3では、次の手順で、目標時点における借家世帯のうち、住宅セーフティネット法で規定する高齢者世帯（単身世帯、夫婦のみ世帯）、子育て世帯、外国人世帯について世帯の収入階層別に推計する。また、上記の世帯属性以外の低額所得世帯について、公営住宅の本来階層（内数としての著しい困窮年収水準未満の世帯）との関係から推計する。

⑬ 目標時点における高齢単身世帯の割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ3】

⑬）と同様である。

⑭ 目標時点における高齢単身世帯数の推計

⑭-1 高齢単身世帯数の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ3】⑭-1）と同様である。

⑭-2 収入階層別の高齢単身世帯数の推計

⑭-1で推計した高齢単身世帯数について、収入階層別の世帯数を推計する。

推計手法は、都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ3】⑭-2）と同様である。

⑮ 目標時点における高齢夫婦のみ世帯の割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ3】

⑮）と同様である。

⑯ 目標時点における高齢夫婦のみ世帯数の推計

⑯-1 高齢夫婦のみ世帯数の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ3】⑯-1）と同様である。

⑯-2 収入階層別の高齢夫婦のみ世帯数の推計

⑯-1で推計した高齢夫婦のみ世帯数について、収入階層別の世帯数を推計する。

推計手法は、都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ3】⑯-2）と同様である。

⑰ 目標時点における子育て世帯の割合の推計

目標時点における世帯人員（2人以上世帯）別の世帯総数に占める子育て世帯の割合について、借家世帯の子ども年齢等別・住宅の所有の関係別に推計する。推計手法は、政令市における要支援世帯数の推計における子ども年齢等別子育て世帯の割合の推計（【ステップ2】⑦-3のi））と同様である。

また、子育て世帯の内数として、ひとり親世帯の割合についても推計する。推計手法は次のとおりである（図4.10）。

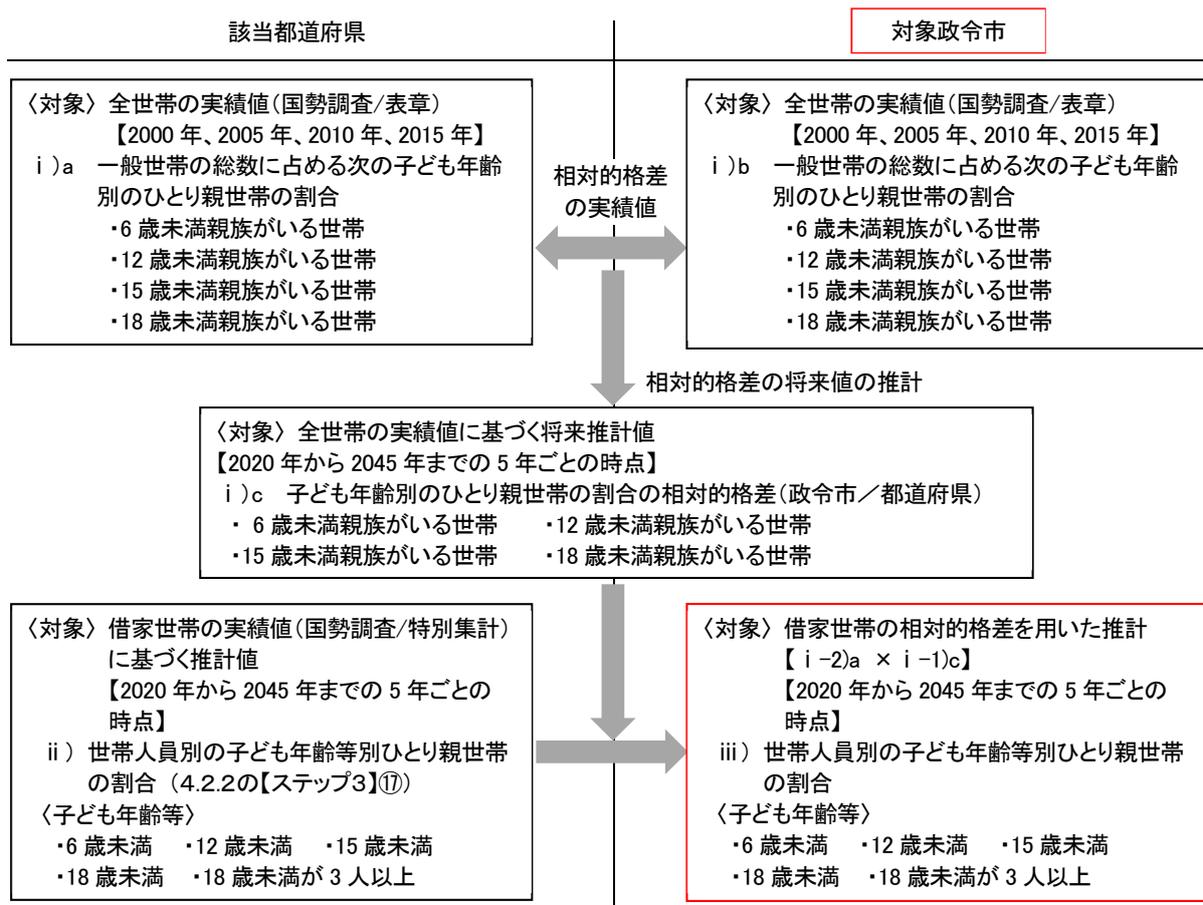


図 4.10 対象政令市における世帯人員別の子ども年齢等別ひとり親世帯の割合の推計フロー

i) 対象政令市と該当都道府県におけるひとり親世帯の割合の相対的格差の推計

都道府県及び政令市については、2000年、2005年、2010年及び2015年の各国勢調査において、(持家世帯・借家世帯の区分によらない全世帯について)一般世帯数の総数のうちのひとり親世帯(男親と子、女親と子)の総数と、6歳未満親族がいる一般世帯数、12歳未満親族がいる一般世帯数、15歳未満親族がいる一般世帯数、18歳未満親族がいる一般世帯数のそれぞれのうちのひとり親世帯数を把握することができる。このデータを用いて、4時点での対象政令市と該当都道府県における総世帯数に占める子ども年齢等別のひとり親世帯の割合を算出し、両者における総世帯数に占めるひとり親世帯の割合の相対的格差を求める。

次に、この相対的格差の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

ii) 該当都道府県の借家世帯における子ども年齢等別ひとり親世帯の割合の推計

都道府県における推計手法(4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑦-3)で解説したとおり、都道府県については、1995年、2000年、2005年、2010年及び2015年の各国勢調査のオリジナルデータを用いて、借家世帯の世帯人員・子どもの年齢等・住宅の所有の関係別のひとり親世帯の世帯数について特別集計を行い、データを提供している。このデータをもとに、借家世帯の世帯人員別に子ども年齢等別ひとり親世帯割合を算出し、5時点の各割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

iii) 対象政令市の借家世帯における世帯人員別の子ども年齢等別ひとり親世帯の割合の推計

ii) で推計した該当都道府県の借家世帯における子ども年齢等別ひとり親世帯割合の推計値に、i) で推計した対象政令市と該当都道府県におけるひとり親世帯の割合の相対的格差の推計値を乗じることで、対象政令市の目標時点における借家世帯の世帯人員別の子ども年齢等別ひとり親世帯割合を推計する。

⑩ 目標時点における子育て世帯数の推計

⑩-1 子育て世帯数の推計

⑤で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数のうち2人以上世帯の世帯数に、⑰で推計した借家世帯の世帯人員・子ども年齢等・住宅の所有の関係別の子育て世帯の割合を乗じることにより、目標時点における子育て世帯及びその内数としてのひとり親世帯の世帯数について、年間収入階級五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別に推計する。

⑩-2 収入階層別の子育て世帯数の推計

⑩-1 で推計した子育て世帯の世帯数について、収入階層別の世帯数を推計する。

推計手法は、都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ3】⑩-2）と同様である。

⑪ 目標時点における外国人のみ世帯の割合の推計

目標時点における世帯人員別の世帯総数に占める外国人のみ世帯の割合について借家世帯の世帯人員別に推計する。具体的には、次の方法で推計する（図 4.11）。

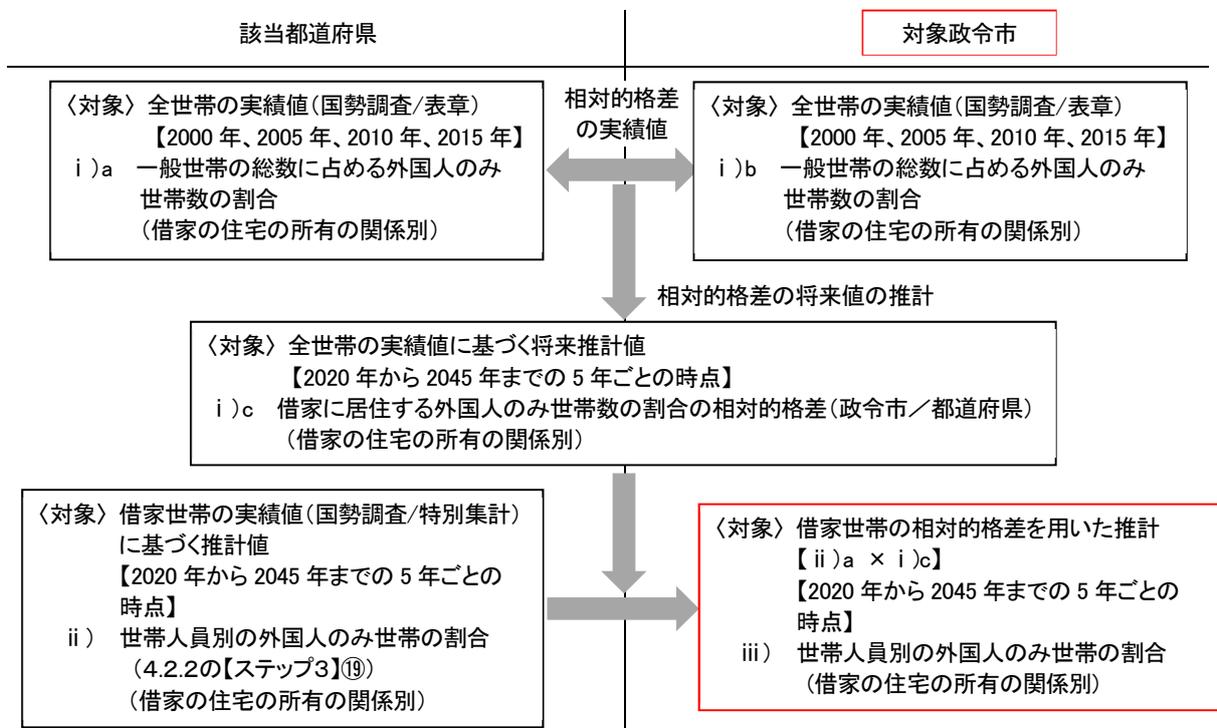


図 4.11 対象政令市における世帯人員別の外国人のみ世帯の割合の推計フロー

i) 対象政令市と該当都道府県における外国人のみ世帯の割合の相対的格差の推計

都道府県及び政令市については、2000年、2005年、2010年及び2015年の各国勢調査において、借家の世帯総数に占める外国人のみの世帯の割合を住宅の所有の関係別に把握することができる。このデータを用いて、4時点での対象政令市と該当都道府県における外国人のみ世帯の割合を算出し、この結果をもとに外国人のみ世帯の割合の対象政令市と該当都道府県との相対的格差の実績値を計算する。

次に、この実績値に対数近似式をあてはめて、その関係を延長して目標時点における外国人のみ世帯の割合の対象政令市と該当都道府県との相対的格差を住宅の所有の関係別に推計する。

ii) 該当都道府県の借家世帯における外国人のみ世帯の割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ3】⑭で解説したとおり、都道府県については、1995年、2000年、2005年、2010年及び2015年の各国勢調査のオリジナルデータを用いて、借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別の外国人のみ世帯の世帯数について特別集計を行い、データを提供している。このデータをもとに、該当都道府県における借家世帯の世帯人員別に外国人のみ世帯の割合を算出し、5時点の各割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

iii) 対象政令市の借家世帯における外国人のみ世帯の割合の推計

ii)で推計した該当都道府県の借家世帯における外国人のみ世帯の割合の推計値に、i)で推計した対象政令市と該当都道府県における外国人のみ世帯の割合の相対的格差の推計値を乗じることで、対象政令市の目標時点における借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別の外国人のみ世帯の割合を推計する。

⑳ 目標時点における外国人のみ世帯数の推計

⑳-1 外国人のみ世帯数の推計

⑤で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数に、⑭で推計した外国人のみ世帯の割合を乗じて、目標時点における外国人のみ世帯の世帯数について、年間収入階級五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別に推計する。

⑳-2 収入階層別の外国人のみ世帯数の推計

⑳-1で推計した子育て世帯の世帯数について、収入階層別の世帯数を推計する。

推計手法は、都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ3】⑳-2）と同様である。

㉑ 目標時点における低額所得世帯（⑭、⑯、⑱、㉑で推計した世帯以外）の世帯数の推計

⑦で推計した目標時点における低額所得世帯数から、⑭で推計した高齢単身世帯、⑯で推計した高齢夫婦のみ世帯、⑱で推計した子育て世帯、㉑で推計した外国人のみ世帯の各世帯のうちの低額所得世帯を差し引く。これにより、高齢者世帯（単身世帯及び夫婦のみ世帯）、子育て世帯、外国人のみ世帯の各世帯属性に含まれない低額所得世帯の世帯数を推計する。

4. 4 一般市における推計手法

1) 推計の基本的考え方

一般市においては、都道府県及び政令市と比較すると、住宅・土地統計調査（総務省統計局）において表章されている集計表について利用上の制約がある。例えば、次のような制約がある。

- i) 集計表の集計区分の詳細度が異なる。例えば、推計の出発点となる世帯年収・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数について、都道府県及び政令市では「世帯の年間収入階級 9 区分、世帯人員 7 区分、住宅の所有の関係 6 区分（平成 25 年の場合）」別の集計項目の区分で把握することができる。しかし一般市の場合は、平成 25 年以前では「世帯の年間収入階級 6 区分、世帯人員 7 区分、住宅の所有の関係 2 区分」別でしか把握できない。特に住宅の所有の関係については、借家の所有関係別の把握ができない（借家総数でしか把握できない）。
- ii) 表章されていない集計表がある。例えば、「借家の所有関係・世帯主年齢・世帯人員別の主世帯数」、「借家の所有関係・世帯主年齢別の夫婦のみ世帯数」等に係る集計表は一般市では表章されていない。

こうした制約があるため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム【一般市版】」を用いた一般市における推計においては、都道府県及び政令市とは異なる推計アルゴリズムを構築する必要がある。例えば、次のような観点からの推計アルゴリズムを構築する必要がある。

- i) の制約に対しては、（借家の住宅の所有の関係別の推計値を積み上げることはせず）借家総数で推計を行う方法を用いる。
- ii) の制約に対しては、一般市及び都道府県の双方において利用できる住宅・土地統計調査や国勢調査の集計表を用いて両者の格差を推計し、それを都道府県のみで表章されている集計表に基づく推計結果に乗じて、対象一般市における該当値を推計するなどの方法を用いる。

なお、一般市における推計においては、【一般市版①】を用いる場合は 4 時点の実績値を用いたトレンド推計、【一般市版②】、【一般市版③】においてトレンド推計を行う場合は、それぞれ 3 時点、2 時点の実績値を用いて推計を行うことになる^{注1 3)}。

4. 4. 1 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計

1) 推計の基本的枠組み

公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計フローについては、図 4.2 に示した都道府県の場合と基本的に同様である。次の 3 ステップで推計を行う。

【ステップ 1】 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数の推計

【ステップ 2】 目標時点における公営住宅の入居資格世帯数の推計

【ステップ 3】 目標時点における要支援世帯数の推計

2) 公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数の推計の具体的方法

(1) 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数の推計 【ステップ 1】

① 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の世帯数の構成割合の推計

住宅・土地統計調査で把握できる借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の世帯数から各世帯数の構成割合を算出し、実績値をもとに将来値をトレンド推計する。一般市では、2003 年、2008 年、2013 年及び 2018 年の各住宅・土地統計調査において、借家世帯の総数について、世帯の年間収入階級 6 区分（300 万円未満、300 万円以上 500 万円未満、500 万円以上 700 万円未満、700 万円以上 1,000 万円未満、1,000 万円以上 1,500 万円以上、1,500 万円以上。以下同様とする。）、世帯人員 7 区分（1 人、2 人、3 人、4 人、5 人、6 人、7 人以上。以下同様とする。）別の世帯数を共通的に把握することができる。このデータを用いて、4 時点の全世帯に占める借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の世帯数の構成割合を算出し、各構成割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目撃時点まで延長して将来値の推計を行う。

② 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の世帯数の推計

世帯数の将来推計結果に、①で求めた構成割合の推計値を乗じ、目標時点における一般市での借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の世帯数を推計する。

③ 年間収入階級の年間収入五分位階級への変換比率の推計

②で推計した世帯数について、住宅・土地統計調査で表章されている借家世帯の年間収入階級 6 区分を年間収入五分位階級に変換したデータを作成するため、年間収入階級 6 区分の年間収入五分位階級への変換比率を推計する。

年間収入五分位階級の各分位の境界値及び中央値については、都道府県における推計手法（4.2.1 の要支援世帯数の推計における【ステップ 1】③）の表 4.2 に示している推計結果を共通的に用いる。年間収入五分位階級の各分位の境界値及び中央値の推計値を年間収入階級 6 区分の境界値と照合させ按分計算することにより、年間収入階級 6 区分の年間収入五分位階級への変換比率を推計する。

④ 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数の推計

②で推計した目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の世帯数について、③で推計した年間収入階級 6 区分の年間収入五分位階級への変換比率を乗じて変換することで、目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数を推計する。

(2) 目標時点における公営住宅の入居資格世帯数の推計【ステップ2】

⑤ 本来階層及び裁量階層の設定と目標時点における基準年収以下の世帯の割合の推計

都道府県における推計手法と同様、本来階層は政令月収 15 万 8 千円（収入分位 25%）、政令月収 13 万 9 千円（収入分位 20%）、政令月収 12 万 3 千円（収入分位 15%）、政令月収 10 万 4 千円（収入分位 10%）から選択できるようにしている。また、裁量階層は、政令月収 25 万 9 千円（収入分位 50%）、政令月収 21 万 4 千円（収入分位 40%）、政令月収 18 万 6 千円（収入分位 32.5%）、15 万 8 千円（収入分位 25%）から選択できるようにしている。

このため、公営住宅の入居資格の収入基準について、本来階層及び裁量階層それぞれについて設定し、扶養親族数別の年間税込総収入金額（以下「基準年収」という。）を算出したうえで、目標時点における基準年収以下となる世帯の割合を年間収入五分位階級・世帯人員別に推計する。本来階層及び裁量階層の設定方法、基準年収以下の世帯の割合の推計手法は、都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑤）と同様である。

⑥ 目標時点における本来階層の世帯数の推計

⑤で推計した年間収入五分位階級・世帯人員別の「本来階層」の基準年収以下の世帯の割合を用いて、目標時点における本来階層に該当する世帯数を推計する。都道府県の場合と同様、「単身世帯」と「2人以上世帯」に区分して、各対象世帯の世帯数の推計結果を合算して求める。

⑥-1 「単身世帯」の本来階層の世帯数の推計

都道府県における推計手法と同様、入居資格を有する単身者の年齢を 25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上から選択できるようにしている。このため、これらの年齢別の単身世帯数について、次の手順で推計する。

i) 単身世帯総数に占める年齢別単身世帯の割合の推計

一般市については、借家世帯について「世帯主年齢・世帯人員別の世帯数」の集計表が表章されていない。このため、次の手順で推計する（図 4.12）。

i) -1 対象一般市と該当都道府県における世帯数推計結果からみた相対的格差の推計

都道府県及び一般市については、2020 年から 2045 年までの 5 年ごとの時点における将来世帯数（世帯型・世帯主年齢別）の推計結果において、（借家世帯のみを抽出することはできないが）持家を含む全世帯についての世帯型・世帯主年齢別の世帯数を共通的に把握することができる。

そこで、対象一般市及び該当都道府県における世帯総数を対象とし^{注14)}、年齢別（25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上）の単身世帯数が単身世帯の総数に占める割合（年齢別単身世帯割合）を算出し、この結果をもとに対象一般市と該当都道府県における年齢別単身世帯割合の相対的格差を推計する。

i) -2 該当都道府県における借家世帯の年齢別単身世帯割合の推計

都道府県については、1998 年、2003 年、2008 年、2013 年及び 2018 年の各住宅・土地統計調査において、「借家の住宅の所有の関係・世帯主年齢・世帯人員別の世帯数」の集計表が表章されている。このデータを用いて、該当都道府県の借家世帯（総数）における 1998 年から 2018 年までの 5 年ごとの時点での年齢別単身世帯割合の実績値を算出し、これに対数近似式をあてはめて、その関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

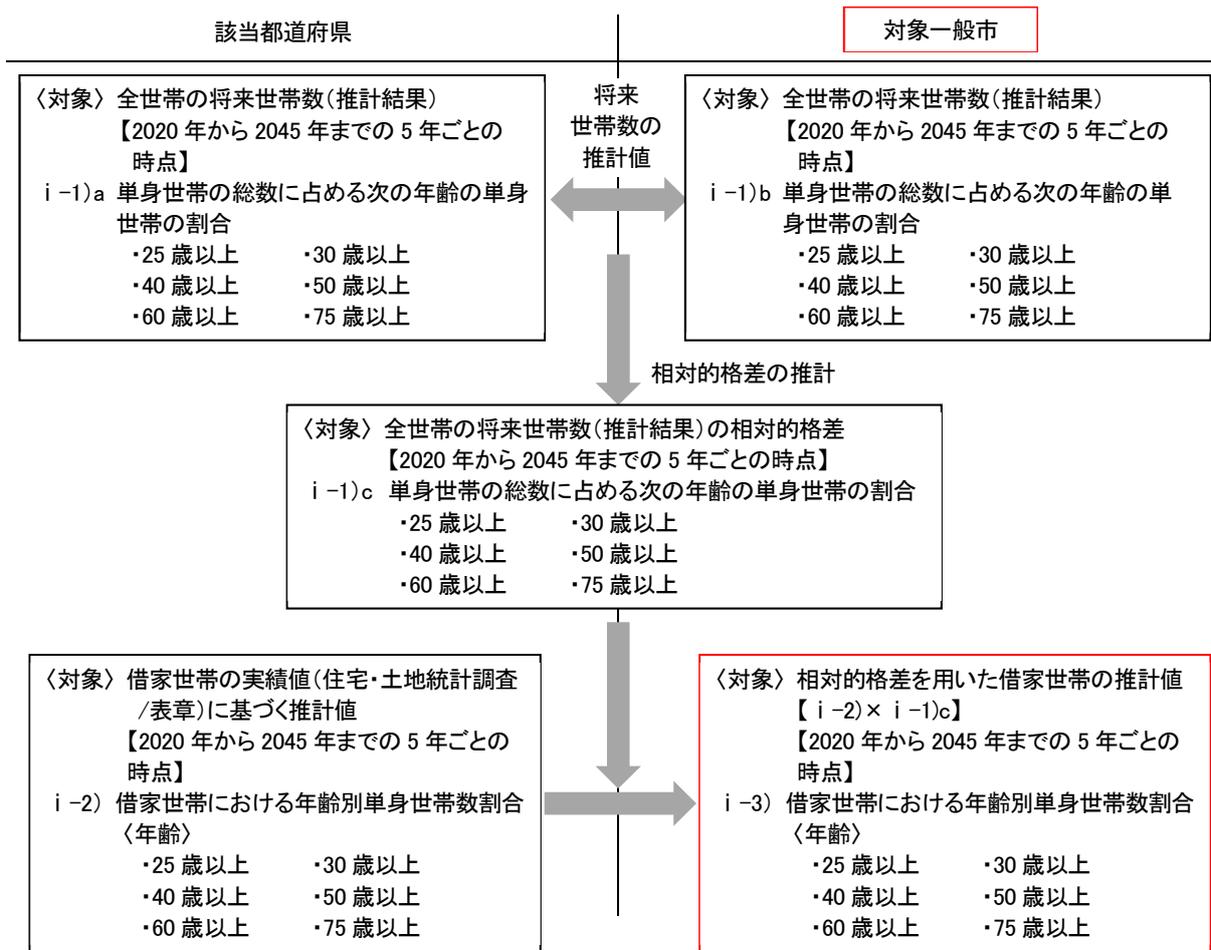


図 4.12 対象一般市における借家世帯における年齢別単身世帯数割合の推計フロー

i) -3 対象一般市における借家世帯の年齢別単身世帯割合の推計

i) -2 で推計した該当都道府県の借家世帯における年齢別単身世帯割合の推計値に、i) -1 で推計した対象一般市と該当都道府県における年齢別単身世帯割合の相対的格差の推計値を乗じることによって、対象一般市の目標時点における借家世帯の年齢別単身世帯割合を推計する。

ii) 単身世帯の本来階層の世帯数の推計

④で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数のうち単身世帯の世帯数に、⑤で推計した本来階層の基準年収以下の世帯の割合を乗じ、これにさらに i) で推計した年齢別単身世帯割合を乗じることによって、目標時点における年齢別の単身世帯の本来階層の世帯数を推計する。推計にあたっては、都道府県及び政令市の場合と同様、i) で求めた割合は年間収入との関係においては一定であると仮定する(後述の⑦-1「単身世帯」の裁量階層、⑦-2「夫婦のみ世帯」、⑦-3「子育て世帯」の各裁量階層の世帯数の推計の場合も同様、推計に用いる割合は年間収入との関係においては一定であると仮定する。)

⑥-2 「2人以上世帯」の本来階層の世帯数の推計

④で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数のうち2人以上世帯について、⑤で推計した本来階層の基準年収以下の世帯数の構成割合を乗じることによって、目標時点における2人以上世帯の世帯人員別の本来階層の世帯数を推計する。

⑦ 目標時点における裁量階層の世帯数の推計

⑤で推計した年間収入五分位階級・世帯人員別の「裁量階層」の基準年収以下の世帯の割合を用いて、目標時点における裁量階層に該当する世帯数を推計する。都道府県の場合と同様、裁量階層は「単身世帯」並びに2人以上世帯のうちの「夫婦のみ世帯」及び「子育て世帯」を対象とし、各世帯の世帯数の推計結果を合算して求める。

⑦-1 「単身世帯」の裁量階層の世帯数の推計

裁量階層の単身入居資格年齢の設定及び該当世帯数の推計手法は、⑥-1 で示した本来階層の場合と同様の考え方とする。

なお、裁量階層の基準年収以下の世帯数（例えば、政令月収 25 万 9 千円以下の全世帯数）から、本来階層の基準年収以下の世帯数（例えば、政令月収 15 万 8 千円以下の世帯数）を差し引いた数が、裁量階層の世帯数（例えば、政令月収 15 万 8 千円超～25 万 9 千円以下の世帯数）となる。

⑦-2 「夫婦のみ世帯」の裁量階層の世帯数の推計

都道府県における推計手法と同様、入居資格を有する夫婦のみ世帯の世帯主年齢を 25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上から選択できるようにしている。これらの年齢別の夫婦のみ世帯数（年齢別夫婦のみ世帯数）について、次の手順で推計する。

i) 借家世帯における2人世帯の総数に占める年齢別夫婦のみ世帯の割合の推計

⑥-1 の i) で指摘したとおり、一般市については、借家世帯について「世帯主年齢・世帯人員別の世帯数」の集計表が表章されていない。このため、次の手順で推計する（図 4.13）。

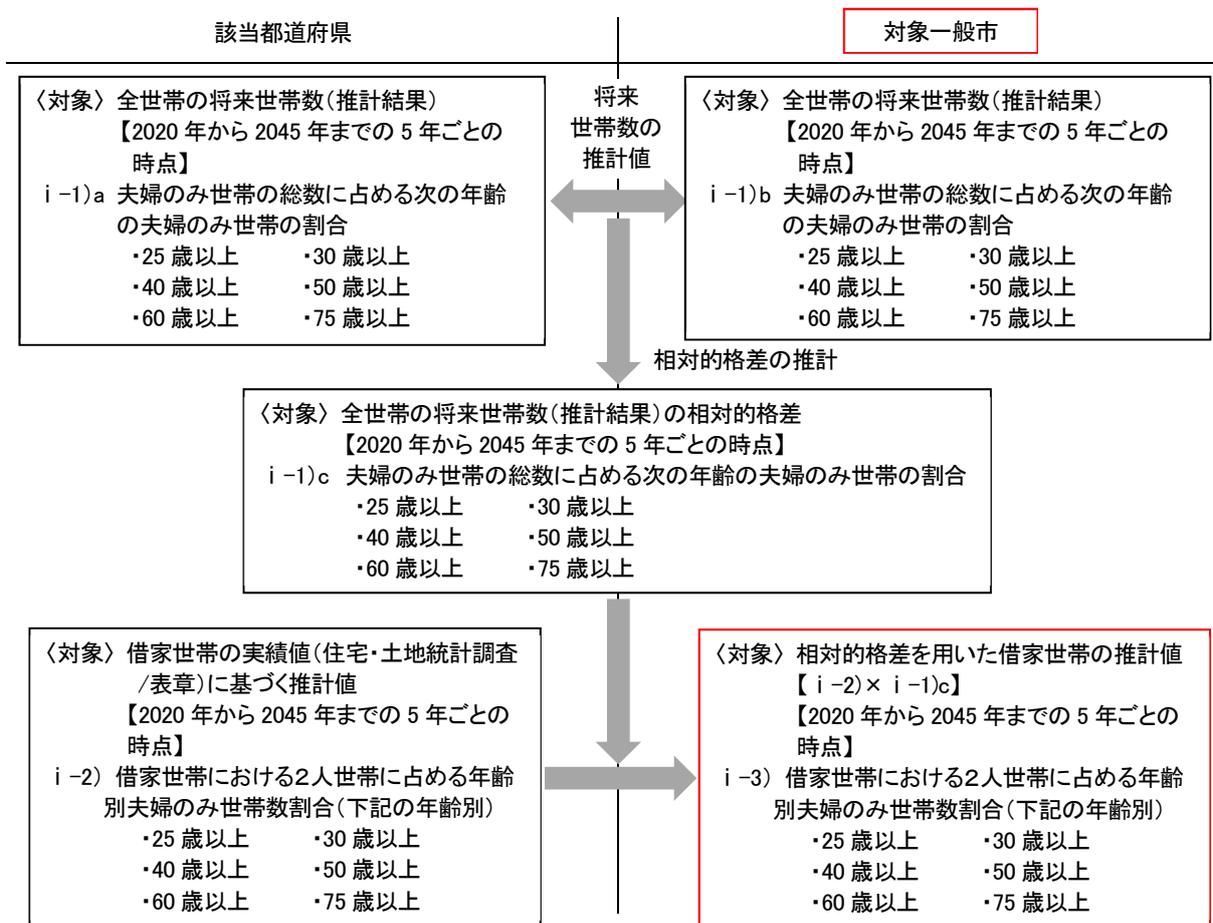


図 4.13 対象一般市における借家世帯における年齢別夫婦のみ世帯数割合の推計フロー

i) -1 対象一般市と該当都道府県における世帯数推計結果からみた相対的格差の推計

⑥-1のi)-1と同様、2020年から2045年までの5年ごとの時点における将来世帯数（世帯型別・世帯主年齢別）の推計結果を用いる。すなわち、対象一般市及び該当都道府県の（持家を含む）世帯総数を対象とし、年齢別（25歳以上、30歳以上、40歳以上、50歳以上、60歳以上、75歳以上）の夫婦のみ世帯数が2人世帯の総数に占める割合（年齢別夫婦のみ世帯割合）を算出し、この結果をもとに対象一般市と該当都道府県における年齢別夫婦のみ世帯割合の相対的格差を推計する。

i) -2 該当都道府県の借家世帯における2人世帯に占める年齢別夫婦のみ世帯割合の推計

都道府県について表章されている「借家世帯の世帯主年齢・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数」の集計表と、「家族類型・世帯主年齢・住宅の所有の関係別の世帯数」の集計表とを組み合わせ、該当都道府県の借家世帯における1998年から2018年までの5年ごとの時点での2人世帯に占める年齢別夫婦のみ世帯割合の実績値を算出し、これに対数近似式をあてはめて、その関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

i) -3 対象一般市の借家世帯における年齢別夫婦のみ世帯割合の推計

i)-2で推計した該当都道府県の借家世帯における年齢別夫婦のみ世帯割合の推計値に、i)-1で推計した対象一般市と該当都道府県における年齢別夫婦のみ世帯割合の相対的格差の推計値を乗じることで、対象一般市の目標時点における借家世帯の年齢別夫婦のみ世帯割合を推計する。

ii) 夫婦のみ世帯の裁量階層の世帯数の推計

④で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数のうち2人世帯の世帯数に、⑤で推計した裁量階層の基準年収以下の世帯の割合を乗じ、これにさらに⑥-1のi)で推計した年齢別夫婦のみ世帯割合を乗じて得た世帯数から、本来階層の基準年収以下の世帯数を差し引いて、目標時点における夫婦のみ世帯の裁量階層の世帯数を推計する。

⑦-3 「子育て世帯」の裁量階層の世帯数の推計

都道府県における推計手法と同様、入居資格を有する子育て世帯の子どもの年齢を6歳未満、12歳未満、15歳未満、18歳未満から選択できるようにしている。また、18歳未満の子どもが3人以上の多子世帯についても選択できるようにしている。このため、これらの子どもの年齢等別の子育て世帯数（子ども年齢等別子育て世帯数）について、次の手順で推計する。

i) 借家世帯における子どもの年齢別・世帯人員別の子育て世帯の割合の推計

次の手順で、対象一般市における世帯人員別の総世帯数に占める子ども年齢等別の子育て世帯の割合（年齢等別子育て世帯割合）を推計する。

i)-1 対象一般市と該当都道府県における子育て世帯の割合の相対的格差の推計

都道府県においては、2000年、2005年、2010年及び2015年の各国勢調査で、一般世帯数の総数のほか、子育て世帯の一般世帯数として、6歳未満親族、12歳未満親族、15歳未満親族、18歳未満親族がいる各世帯数を把握することができる。一方、一般市における子育て世帯の一般世帯数については、2010年及び2015年の国勢調査では6歳未満親族、12歳未満親族、15歳未満親族、18歳未満親族がいる各世帯数を把握することができるが、2000年及び2005年の国勢調査では6歳未満親族がいる世帯数及び18歳未満親族がいる世帯数しか把握できない^{注15)}

そこで、次の手順で推計する（図4.14）。

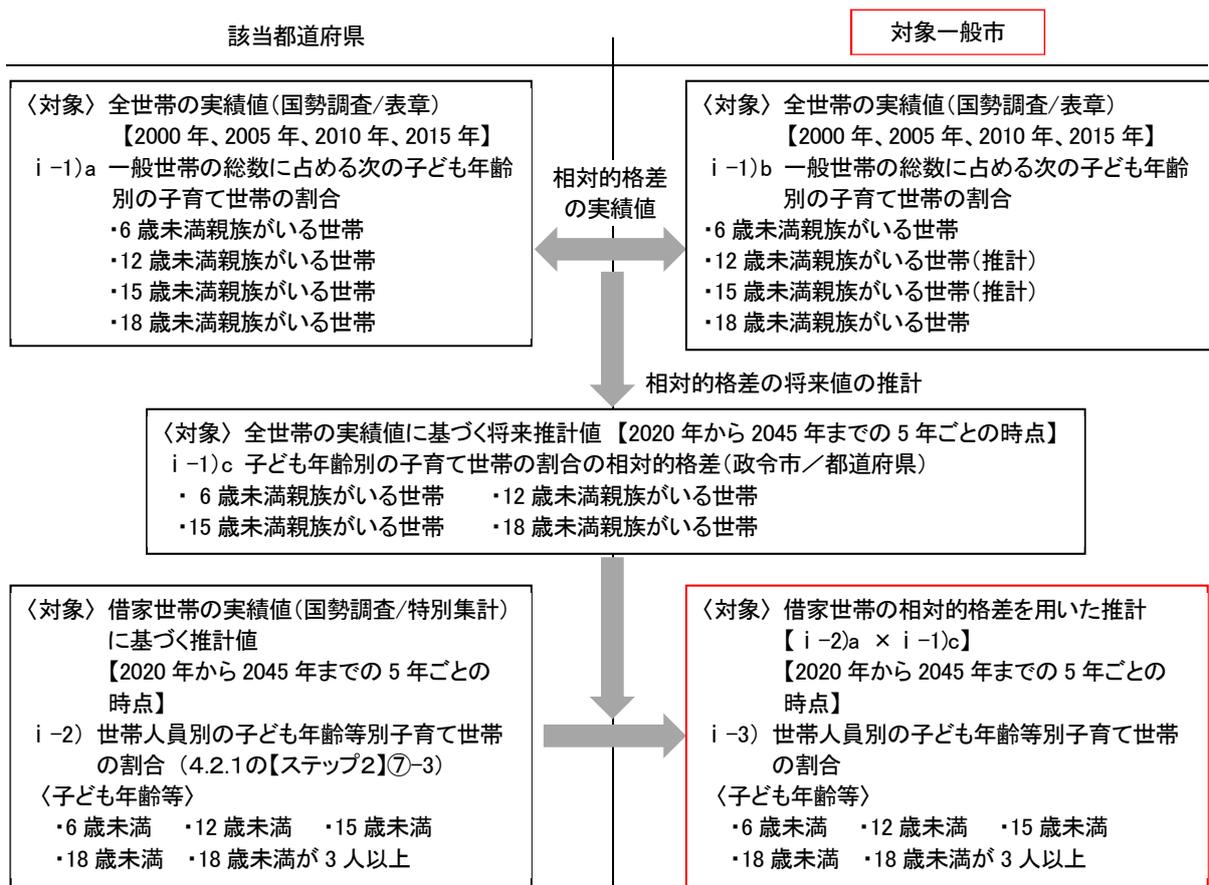


図 4.14 対象一般市における世帯人員別の子ども年齢等別子育て世帯の割合の推計フロー

ア) 対象一般市における2000年及び2005年の12歳未満親族、15歳未満親族がいる各世帯の割合について世帯人員別に推計する。具体的には、対象一般市における6歳未満親族がいる世帯及び18歳未満親族がいる世帯の割合の変化率を算出し、この変化率と該当都道府県における6歳未満親族、12歳未満親族、15歳未満親族、18歳未満親族がいる各世帯の割合の変化率を照合して推計する(図4.15)。

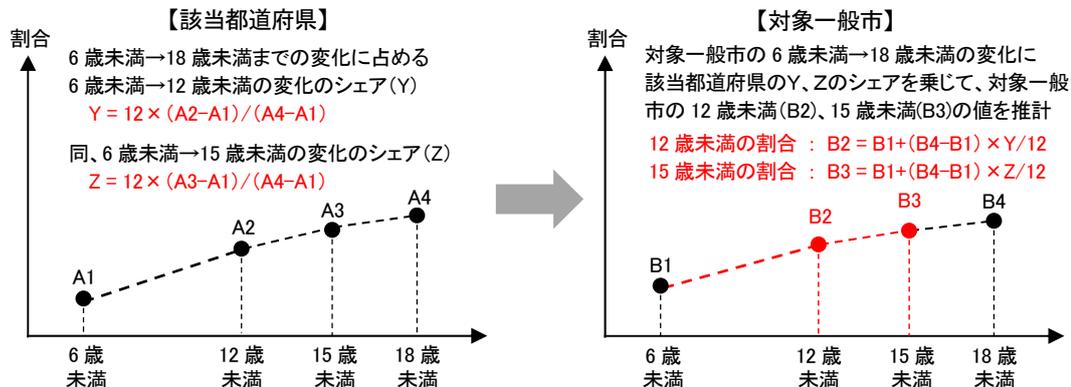


図 4.15 12歳未満親族・15歳未満親族がいる世帯数の各割合の推計の考え方

イ) アの推計結果をもとに、2000年、2005年、2010年及び2015年の4時点での対象一般市と該当都道府県における子ども年齢等別子育て世帯割合を算出し、この結果をもとに一般世帯の総数における年齢別子育て世帯割合の対象一般市と該当都道府県との相対的格差

の実績値を計算する。

ウ) イで得られた実績値に対数近似式をあてはめて、その関係を延長して目標時点における年齢別子育て世帯割合の対象一般市と該当都道府県との相対的格差を推計する。

い) -2 該当都道府県の借家世帯における子育て世帯の割合の推計

都道府県における推計手法(4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ2】⑦-3)で解説したとおり、都道府県については、1995年、2000年、2005年、2010年及び2015年の各
国勢調査のオリジナルデータを用いて、借家世帯の世帯人員・子どもの年齢等・住宅の所有の関
係別のひとり親世帯の世帯数について特別集計を行い、データを提供している。このデータをも
とに、該当都道府県における借家世帯の世帯人員別に子ども年齢等別子育て世帯割合を算出し、
5時点の各割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の
推計を行う。

い) -3 対象一般市の借家世帯における子育て世帯の割合の推計

i) -2で推計した該当都道府県の借家世帯における子ども年齢等別子育て世帯割合の推計値
に、i) -1で推計した対象一般市と該当都道府県における子育て世帯の割合の相対的格差の推
計値を乗じることで、対象一般市の目標時点における借家世帯の子ども年齢等別子育て世帯割
合を推計する。

ii) 子育て世帯の裁量階層の世帯数の推計

④で推計した借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数のうち世帯人員2人以上の
世帯の各世帯数に、⑤で推計した裁量階層の基準年収以下の世帯の割合を乗じ、これにさらにi)
-3で推計した借家世帯における世帯人員別の子ども年齢等別子育て世帯割合を乗じて得た世帯
数から、本来階層の基準年収以下の世帯数を差し引いて、対象一般市の目標時点における子育て
世帯の裁量階層の世帯数を推計する。

⑧ 目標時点における公営住宅の入居資格世帯数の推計

⑥で推計した本来階層の世帯数と、⑦で推計した裁量階層の世帯数の合計数が、目標時点にお
ける公営住宅の入居資格世帯数となる。

(3) 目標時点における公営住宅の入居資格世帯数のうち要支援世帯数の推計【ステップ3】

⑨ 著しい困窮年収水準の設定と目標時点における著しい困窮年収水準未満の世帯の割合の推計

⑨-1 著しい困窮年収水準の設定

都道府県における推計手法と同様、i) 優先入居水準等の収入水準を適用する方法、又は、ii)
地域毎の民間市場での家賃水準等の統計データを用いて算出する方法により、著しい困窮年収水
準の算定方法を設定する。

⑨-2 優先入居水準等の収入水準を適用する場合の著しい困窮年収水準未満の世帯の割合の推計

都道府県における推計手法(4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ3】⑨-2)と同
様である。

⑨-3 地域毎の民間市場での家賃水準等を用いて算出する場合の著しい困窮年収水準未満の世帯の割合の推計

i) 民営借家の1㎡当たり平均家賃の推計

一般市においては、民営借家の1㎡当たり平均家賃は、2013年及び2018年の住宅・土地統計調査でしか把握できないが、1畳当たり平均家賃（平均額。以下同様とする。）は、2003年、2008年、2013年及び2018年の各住宅・土地統計調査で把握することができる。

そこで、2013年及び2018年の2時点における民営借家の1㎡当たり平均家賃と1畳当たり平均家賃の格差の平均値を算出し、これを2003年及び2008年の1畳当たり平均家賃に乗じて、2003年及び2008年の民営借家の1㎡当たり平均家賃を算出する。こうして把握した4時点の値に対数近似式をあてはめて、この関係を延長して目標時点における1㎡当たり平均家賃の推計を行う（図4.16）。

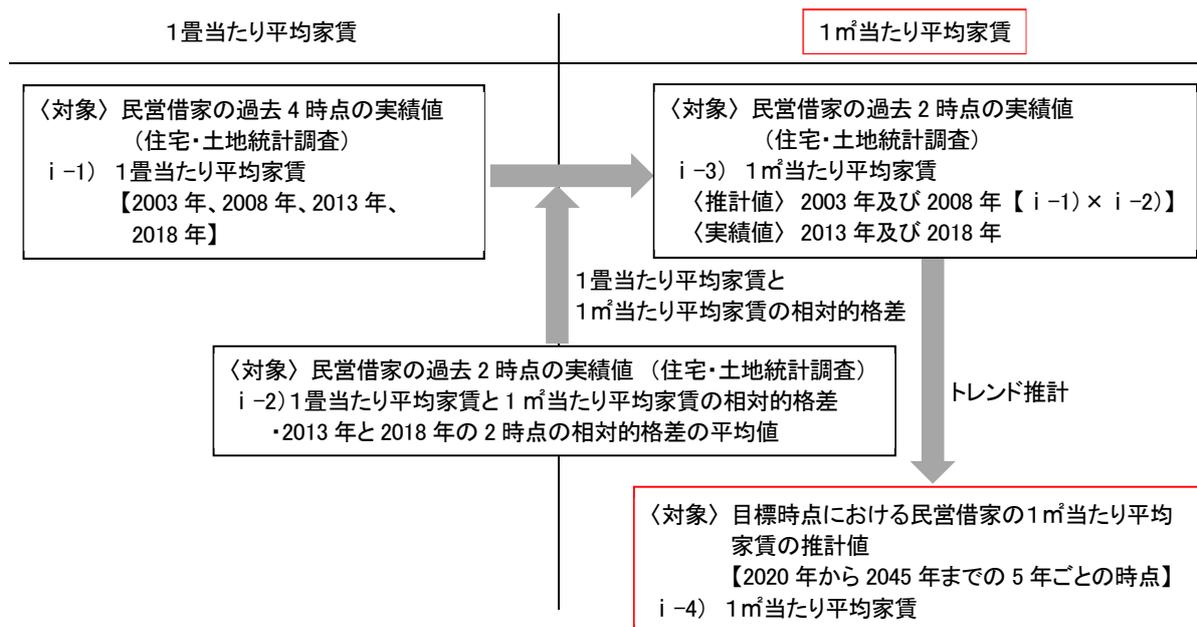


図 4.16 対象一般市における民営借家の1㎡当たり平均家賃の推計フロー

ii) 最低居住面積水準を満たす民営借家の1ヶ月当たり平均家賃の推計

都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ3】⑨-3のii）と同様である。

iii) 著しい困窮年収水準の推計

都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ3】⑨-3のiii）と基本的に同様である。

なお、地域別家賃負担限度率を用いる場合は、対象市の市町村立地係数を乗じて算出する。

iv) 著しい困窮年収水準未達の世帯の割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ3】⑨-3のiv）と同様である。

⑩ 目標時点における著しい困窮年収水準未達の世帯数の推計

⑧で推計した目標時点における公営住宅の入居資格世帯数に、⑨で推計した目標時点における著しい困窮年収水準未達の世帯の割合を乗じて、年間収入五分位階級・世帯人員別の著しい困窮年収水準未達の世帯数を推計する。

⑪ 目標時点における新基準に基づく最低居住面積水準の未満率・達成率の推計

1998年、2003年、2008年、2013年及び2018年の各住宅・土地統計調査において、借家世帯における対象一般市と該当都道府県における住宅の所有の関係別の居住面積水準の達成状況（最低居住面積水準未満世帯数・以上世帯数、誘導居住面積水準未満・以上世帯数）が表章されている。このデータを用いて、対象一般市と該当都道府県における借家の住宅の所有の関係別の居住面積水準の達成状況の相対的格差を推計し、それを該当都道府県における住宅・土地統計調査の特別集計結果に基づく推計値に乗じることで、対象一般市の借家世帯における最低居住面積水準の未満率・達成率の将来値を推計する。

具体の推計手法は、政令市における推計手法（4.3.1の要支援世帯数の推計における【ステップ3】⑪）と同様である。

⑫ 目標時点における高家賃負担率以上の世帯の割合の推計

⑫-1 借家の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分別の世帯数の構成割合の推計

住宅・土地統計調査で把握できる実績値をもとに、目標時点における借家の住宅の所有の関係別・年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分別の世帯数の構成割合を推計する。

具体的には、2003年、2008年、2013年及び2018年の各住宅・土地統計調査で表章されている借家世帯の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分別の世帯数の実績値をもとに、年間収入階級を8区分（200万円未満、200万円以上300万円未満、300万円以上400万円未満、400万円以上500万円未満、500万円以上700万円未満、700万円以上1,000万円未満、1,000万円以上1,500万円未満、1,500万円以上）、家賃区分を7区分（1万円未満、1万円以上2万円未満、2万円以上4万円未満、4万円以上6万円未満、6万円以上8万円未満、8万円以上10万円未満、10万円以上）に整理したうえで構成割合を算出する。次に、5時点の各構成割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

⑫-2 借家の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分別の世帯数の推計

【ステップ1】①において目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の世帯数の構成割合を推計している。この推計で把握できる借家世帯の年間収入階級別の世帯数の構成割合と、⑫-1の推計結果の借家の年間収入階級別の世帯数の構成割合とを比較し、両者の構成割合が同じとなるよう⑫-1の推計結果の補正を行う。

補正後の借家世帯の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分別の世帯数の構成割合を、【ステップ1】①において推計された目標時点における借家世帯の世帯数に乗じて、目標時点における借家の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分別の世帯数を推計する。

⑫-3 高家賃負担率の推計

高家賃負担率以上の世帯の割合は次の手順で推計する。

i) 民営借家に居住する年間収入200万円未満世帯の1ヶ月当たり平均家賃の推計

一般市については、借家の住宅の所有の関係別での年間収入階級別の1ヶ月当たり平均家賃の実績値は表章されていないため、民営借家に居住する年間収入200万円未満世帯の1ヶ月当たり平均家賃を直接的に把握することができない。一方で、借家世帯の総数の年間収入階級別の1ヶ月当たり平均家賃、借家の住宅の所有の関係別の1ヶ月当たり平均家賃についての集計表は表章されている。

そこで、次の方法で、目標時点における民営借家に居住する年間収入 200 万円未満世帯の平均家賃負担率を推計する（図 4.17）。

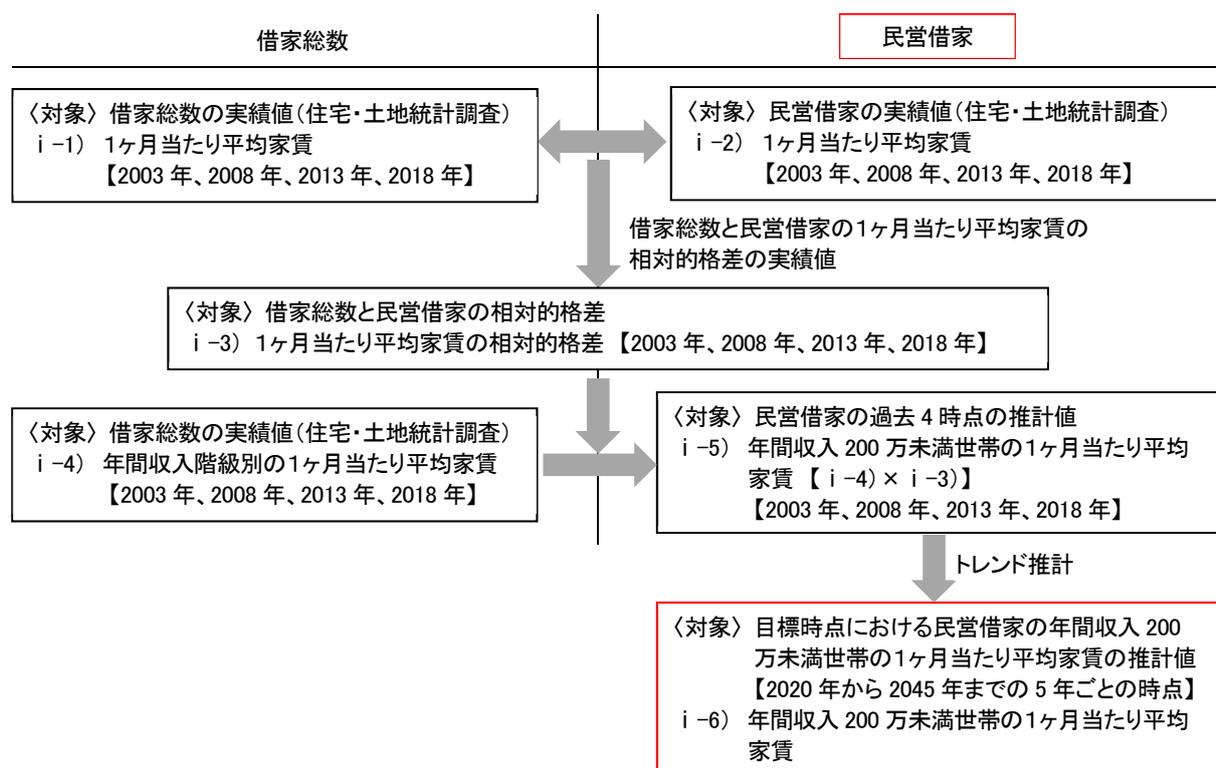


図 4.17 対象一般市における民営借家の年間収入 200 万円未満世帯の
1ヶ月当たり平均家賃の推計フロー

ア) 2003 年、2008 年、2013 年及び 2018 年の各住宅・土地統計調査で表章されている借家の住宅の所有の関係別の 1ヶ月当たり平均家賃をもとに、各時点における借家総数と民営借家との 1ヶ月当たり平均家賃の相対的格差を算出する。

イ) 表章されている借家総数の年間収入階級別の 1ヶ月当たり平均家賃に、ア) で算出した相対的格差の推計値を乗じることで、過去 4 時点における民営借家に居住する世帯における年間収入階級別の 1ヶ月当たり平均家賃を推計する。

ウ) イ) で推計した民営借家世帯における年間収入階級別の 1ヶ月当たり平均家賃から、年間収入 200 万円未満の世帯の 1ヶ月当たり平均家賃を抜き出し、過去 4 時点の推計値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

ii) 高家賃負担率の推計

年間収入 200 万円未満世帯の平均的な年間収入を 150 万円と仮定し、i) で推計した目標時点における 1ヶ月当たり平均家賃の対世帯年収の割合である家賃負担率を推計（計算）する。

⑫-4 借家における年間収入五分位階級別の高家賃負担率以上の世帯の割合の推計

借家世帯の年間収入五分位階級別の高家賃負担率以上の世帯の割合について、次の手順で推計する。

i) 年間収入階級別の高家賃負担率となる 1ヶ月当たり家賃額の算出

目標時点における年間収入階級 8 区分の収入区分別に、⑫-3 で推計した高家賃負担率となる 1ヶ月当たり家賃額を算出する。

なお、各年間収入階級区分の平均的な年間収入は、便宜上、200万円未満では150万円、200万円以上300万円未満では250万円、300万円以上400万円未満では350万円、400万円以上500万円未満では450万円、500万円以上700万円未満では600万円、700万円以上1,000万円未満では850万円、1,000万円以上1,500万円未満では1,250万円、1,500万円以上では1,750万円と仮定して求める。

ii) 借家の所有関係別・年間収入階級別の高家賃負担率以上の世帯数の推計

⑫-2で推計した借家世帯の年間収入階級・1ヶ月当たり家賃区分別の世帯数をもとに、i)で算出した年間収入階級別の高家賃負担率となる1ヶ月当たり家賃額を組み合わせ、借家世帯の年間収入階級別に高家賃負担率となる1ヶ月当たり家賃額以上の家賃を負担している世帯数を推計する。

iii) 借家の所有関係別・年間収入五分位階級別の高家賃負担率以上の世帯の割合の推計

ii)で推計した借家世帯の年間収入階級別の高家賃負担率以上の世帯数の推計結果について、【ステップ1】③で推計した目標時点における年間収入五分位階級の境界値を用いて、年間収入階級8区分を年間収入五分位階級に変換する。

変換後の借家世帯の年間収入五分位階級別の高家賃負担率以上の世帯数の推計結果をもとに、年間収入五分位階級別の借家世帯の総数に占める高家賃負担率以上の世帯の割合について集計する。

⑬ 目標時点における要支援世帯数の推計

前述の一連の推計結果を踏まえ、目標時点における要支援世帯数について、次のAからDの4つの類型ごとに推計する。

具体的な推計手法は、都道府県における推計手法（4.2.1の要支援世帯数の推計における【ステップ3】⑬）と同様である。

- ⑬-1 A : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数の推計
- ⑬-2 B : 著しい困窮年収水準未満であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯数の推計
- ⑬-3 C : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準未満である世帯数の推計
- ⑬-4 D : 著しい困窮年収水準以上であり、かつ、最低居住面積水準以上である世帯のうち、高家賃負担率以上である世帯

4. 4. 2 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計

1) 推計の基本的枠組み

(1) 推計の対象世帯

都道府県における推計手法と同様、次の i) から iv) の住宅確保要配慮者の世帯を対象とし、借家に居住する該当世帯数について推計する。

- i) 低額所得世帯（政令月収 15.8 万円以下の世帯のうち、下記 ii から iv に該当しない世帯）
- ii) 高齢者世帯（単身世帯、夫婦のみ世帯）
- iii) 子育て世帯
- iv) 外国人のみの世帯

(2) 推計のフロー

都道府県における推計手法と同様、次の 3 ステップで推計を行う。

【ステップ 1】 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

【ステップ 2】 目標時点における低額所得世帯数及び公営住宅の入居資格世帯数の推計

【ステップ 3】 目標時点における住宅確保要配慮者の世帯数の推計

なお、公営住宅の入居資格を有する本来階層（内数として著しい困窮年収水準未満の世帯）及び裁量階層と、裁量階層を超える収入階層（公営住宅の入居資格を有しない、公営住宅階層以外の世帯）とに区分して推計を行う。

2) 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計の具体的方法

具体的な推計手法を以下に解説する。

(1) 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数の推計 【ステップ 1】

ステップ 1 では、次の手順で、目標時点における借家に居住する世帯数について、年間収入五分位階級（以下「年間収入五分位階級」ともいう。）・世帯人員別に推計する。

① 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の世帯数の構成割合の推計

対象一般市における 4. 4. 1 の要支援世帯数の推計手法における【ステップ 1】①と同様である。

② 目標時点における借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の世帯数の推計

対象一般市における 4. 4. 1 の要支援世帯数の推計手法における【ステップ 1】②と同様である。

③ 年間収入階級の年間収入五分位階級への変換比率の推計

対象一般市における 4. 4. 1 の要支援世帯数の推計手法における【ステップ 1】③と同様である。

④ 単身世帯の対象年齢と対象年齢世帯の割合の推計

都道府県における推計手法と同様、単身者の対象年齢を 25 歳以上、30 歳以上、40 歳以上、50 歳以上、60 歳以上、75 歳以上に加えて、全世帯も対象に選択・設定できるようにしている。

目標時点における単身世帯の総数に占める年齢別単身世帯の割合の推計については、対象一般市における 4. 4. 1 の要支援世帯数の推計手法における【ステップ 2】⑥-1 と同様である。

⑤ 目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数の推計

目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数について推計する。

推計にあたっては、単身世帯と2人以上世帯に区分して推計し、両者の推計結果を合算する。具体的には、単身世帯については、4.4.1の要支援世帯数の推計における【ステップ1】④で推計した借家世帯の年間収入五分位階級別の世帯数に、上記④で選択・設定した年齢別単身世帯割合の推計値（全世帯を対象とする場合は100%）を乗じて求める。また、2人以上世帯については、4.4.1の要支援世帯数の推計による推計結果（【ステップ1】④）を用いる。

(2) 目標時点における低額所得世帯数及び公営住宅の入居資格世帯数の推計【ステップ2】

ステップ2では、次の手順で、目標時点における借家世帯のうち、住宅セーフティネット法で規定する低額所得世帯及び公営住宅の入居資格世帯数について、年間収入五分位階級・世帯人員別に推計する。

⑥ 目標時点における低額所得世帯の割合の推計

⑥-1 低額所得世帯の基準年収の算出

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ1】⑥-1）と同様である。

⑥-2 低額所得世帯の基準年収以下の世帯の割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ1】⑥-2）と同様である。

⑦ 目標時点における低額所得世帯数の推計

⑤で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数に、⑥-2で推計した低額所得世帯の基準年収以下の世帯の割合を乗じて、目標時点における低額所得世帯数を推計する。

⑧ 本来階層及び裁量階層の設定と目標時点における基準年収以下の世帯の割合の推計

都道府県における推計手法（4.2.2の住宅確保要配慮者の世帯数の推計における【ステップ1】⑧）と同様である。

⑨ 目標時点における本来階層の世帯数の推計

対象一般市における4.4.1の要支援世帯数の推計による推計結果（【ステップ2】⑥）を用いる。

⑩ 目標時点における裁量階層の世帯数の推計

対象一般市における4.4.1の要支援世帯数の推計による推計結果（【ステップ2】⑦）を用いる。

⑪ 著しい困窮年収水準の設定と目標時点における著しい困窮年収水準未満の世帯の割合の推計

対象一般市における4.4.1の要支援世帯数の推計手法における【ステップ3】⑨と同様である。

⑫ 目標時点における著しい困窮年収水準未満の世帯数の推計

対象一般市における4.4.1の要支援世帯数の推計による推計結果（【ステップ3】⑩）を用いる。

(3) 目標時点における住宅確保要配慮者の世帯数の推計【ステップ3】

ステップ3では、次の手順で、目標時点における借家世帯のうち、住宅セーフティネット法で規定する高齢者世帯（単身世帯、夫婦のみ世帯）、子育て世帯、外国人世帯について、世帯の収入階層別に推計する。また、高齢者世帯、子育て世帯、外国人世帯の各世帯属性に含まれない低額所得世帯について、公営住宅の本来階層（内数としての著しい困窮年収水準未満の世帯）との関係から推計する。

⑬ 目標時点における高齢単身世帯の割合の推計

高齢者は60歳以上の者とし、目標時点における単身世帯の総数に占める60歳以上の高齢単身世帯の割合について借家の住宅の所有の関係別に推計する。また、その内数として、単身世帯の総数に占める75歳以上の高齢者世帯の割合についても推計する。

推計手法は、対象一般市の要支援世帯数の推計における年齢別単身世帯の割合の推計（4.4.1の【ステップ2】⑥-1のi))と同様である。

⑭ 目標時点における高齢単身世帯数の推計

⑭-1 高齢単身世帯数の推計

⑤で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数のうち単身世帯の年間収入五分位階級別の世帯数に、⑬で推計した割合を乗じて、目標時点における60歳以上及び75歳以上の高齢単身世帯数について年間収入五分位階級別に推計する。

⑭-2 収入階層別の高齢単身世帯数の推計

⑭-1で推計した高齢単身世帯について、次のi)からiv)の収入階層別の世帯数を推計する。

i) 高齢単身世帯のうち低額所得の世帯数

⑭-1で推計した借家世帯の年間収入五分位階級の高齢単身世帯数に、⑥で推計した目標時点における世帯人員・年間収入五分位階級別の低額所得世帯の割合を乗じて、高齢単身世帯のうち低額所得の世帯数を推計する。

ii) 高齢単身世帯のうち本来階層の世帯数

⑭-1で推計した借家世帯の年間収入五分位階級の高齢単身世帯数に、⑧で推計した目標時点における世帯人員・年間収入五分位階級別の本来階層の基準年収以下の世帯の割合を乗じて、高齢単身世帯のうち本来階層の世帯数を推計する。

iii) 高齢単身世帯のうちの本来階層の内数として著しい困窮年収水準未満の世帯数

⑭-1で推計した借家世帯の年間収入五分位階級の高齢単身世帯数に、⑪で推計した目標時点における世帯人員・年間収入五分位階級別の著しい困窮年収水準未満の世帯の割合を乗じて、高齢単身世帯のうちの本来階層の内数として著しい困窮年収水準未満の世帯数を推計する。

iv) 高齢単身世帯のうち裁量階層の世帯数

⑭-1で推計した借家世帯の年間収入五分位階級別の高齢単身世帯数に、⑧で推計した目標時点における世帯人員・年間収入五分位階級別の裁量階層の基準年収以下の世帯の割合を乗じて得た世帯数から、本来階層の裁量階層以下の世帯数を差し引いて、高齢単身世帯のうち裁量階層の世帯数を推計する。

v) 高齢単身世帯のうち裁量階層を超える年間収入の世帯数

⑭-1で推計した高齢単身世帯数から、ii)で推計した本来階層の世帯数及びiv)で推計した裁量階層の世帯数を除くことで、裁量階層を超える年間収入の世帯数を求める。

⑮ 目標時点における高齢夫婦のみ世帯の割合の推計

目標時点における2人世帯の総数に占める60歳以上の高齢夫婦のみ世帯の割合について借家の住宅の所有の関係別に推計する。また、その内数として、2人世帯の総数に占める75歳以上の高齢夫婦のみ世帯の割合についても推計する。

推計手法は、一般市の要支援世帯数の推計における2人世帯の総数に占める年齢別夫婦のみ世帯の割合の推計（4.4.1の【ステップ2】⑦-2のi))と同様である。

⑯ 目標時点における高齢夫婦のみ世帯数の推計

⑯-1 高齢夫婦のみ世帯数の推計

⑤で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数のうち2人世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数に、⑮で推計した年齢別夫婦のみ世帯の割合を乗じて、目標時点における60歳以上及び75歳以上の高齢夫婦のみ世帯数について収入分位別に推計する。

⑯-2 収入階層別の高齢夫婦のみ世帯数の推計

⑯-1で推計した高齢夫婦のみ世帯数について、⑭-2と同様の方法により、収入階層別の世帯数を推計する。

⑰ 目標時点における子育て世帯の割合の推計

目標時点における世帯人員（2人以上世帯）別の世帯総数に占める子育て世帯の割合について、子どもの年齢等（末子が6歳未満、12歳未満、15歳未満、18歳未満の別及び18歳未満の子どもが3人以上）に推計する。推計手法は、一般市の要支援世帯数の推計における子どもの年齢別・世帯人員別の子育て世帯の割合の推計（4.4.1の【ステップ2】⑦-3のi))と同様である。

また、子育て世帯の内数として、ひとり親世帯の割合についても同様に推計する。

具体的には、次の方法で推計する。

i) 対象一般市と該当都道府県の借家世帯におけるひとり親世帯の割合の相対的格差の推計

都道府県においては、2000年、2005年、2010年及び2015年の各国勢調査で、一般世帯数の総数のほか、ひとり親世帯の一般世帯数として6歳未満親族、12歳未満親族、15歳未満親族、18歳未満親族がいる各世帯数を把握することができる。一方、一般市においては、ひとり親世帯の一般世帯数について、2000年、2005年の国勢調査では6歳未満親族がいる世帯数及び18歳未満親族がいる世帯数しか把握できないが、2010年、2015年の国勢調査では6歳未満親族、12歳未満親族、15歳未満親族、18歳未満親族がいる各世帯数を把握することができる。

そこで、表章されている集計表のデータを用いて、対象一般市と該当都道府県の借家世帯におけるひとり親世帯の割合の相対的格差を推計する。推計の基本的考え方及び方法は、一般市の要支援世帯数の推計における子どもの年齢別・世帯人員別の子育て世帯の割合の推計（4.4.1の【ステップ2】⑦-3のi))と同様である。

ii) 該当都道府県の借家世帯における子ども年齢等別ひとり親世帯の割合の推計

都道府県については、1995年、2000年、2005年、2010年及び2015年の各国勢調査のオリジナルデータを用いて、借家世帯の世帯人員・子どもの年齢等・住宅の所有の関係別のひとり親世帯の世帯数について特別集計を行い、データを提供している。このデータをもとに、借家世帯の世帯人員別に子ども年齢等別ひとり親世帯割合を算出し、5時点の各割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

iii) 対象一般市の借家世帯における世帯人員別の子ども年齢等別ひとり親世帯の割合の推計

ii) で推計した該当都道府県の借家世帯における子ども年齢等別ひとり親世帯割合の推計値に、i) で推計した対象一般市と該当都道府県におけるひとり親世帯の割合の相対的格差の推計値を乗じることで、対象一般市の目標時点における借家世帯の子ども年齢等別ひとり親世帯割合を推計する。

⑱ 目標時点における子育て世帯数の推計

⑱-1 子育て世帯数の推計

⑤で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数における2人以上世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数に、⑰で推計した割合を乗じて、目標時点における子育て世帯及びその内数としてのひとり親世帯の世帯数について収入分位・世帯人員別に推計する。

⑱-2 収入階層別の子育て世帯数の推計

⑱-1 で推計した子育て世帯の世帯数について、⑭-2 と同様の方法により、収入階層別の世帯数を推計する。

⑲ 目標時点における外国人のみ世帯の割合の推計

目標時点における世帯人員別の世帯総数に占める外国人のみ世帯の割合について借家世帯の世帯人員別に推計する。具体的には、次の方法で推計する（図 4.18）。

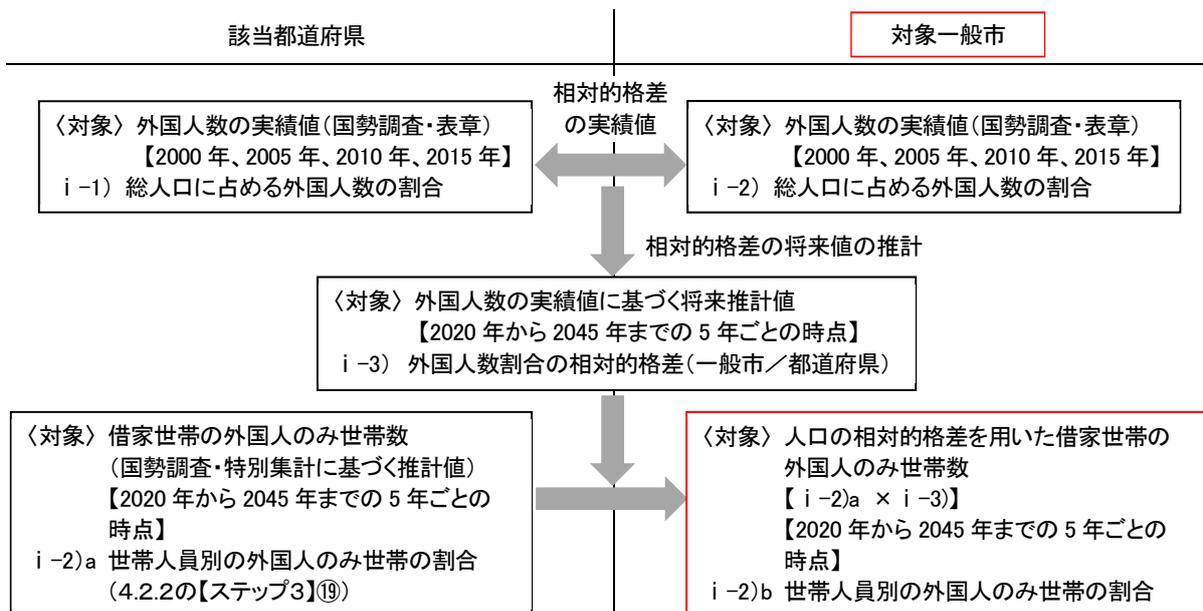


図 4.18 対象一般市における世帯人員別の外国人のみ世帯の割合の推計フロー

i) 対象一般市と該当都道府県の借家世帯における外国人数の割合の格差の推計

一般市については、2000年、2005年、2010年及び2015年の各国勢調査において、外国人のみ世帯数に係る集計表は表章されていないが、外国人数（外国人人口）については把握することができる。そこで、4時点での対象一般市と該当都道府県における総人口に占める外国人数の割合を算出し、この結果をもとに外国人数の割合の対象一般市と該当都道府県との相対的格差の実績値を計算する。

次に、この実績値に対数近似式をあてはめて、その関係を延長して目標時点における外国人数の割合の対象一般市と該当都道府県との相対的格差を推計する。

ii) 該当都道府県の借家世帯における外国人のみ世帯の割合の推計

都道府県については、1995年、2000年、2005年、2010年及び2015年の各国勢調査のオリジナルデータを用いて、借家世帯の世帯人員・住宅の所有の関係別の外国人のみ世帯の世帯数について特別集計を行い、データを提供している。このデータをもとに、該当都道府県における借家世帯の世帯人員別に外国人のみ世帯の割合を算出し、5時点の各割合の実績値に対数近似式をあてはめて、この関係を目標時点まで延長して将来値の推計を行う。

iii) 対象一般市の借家世帯における外国人のみ世帯の割合の推計

ii) で推計した該当都道府県の借家世帯における外国人のみ世帯の割合の推計値に、i) で推計した対象一般市と該当都道府県における外国人数の割合の相対的格差の推計値を乗じることで、対象一般市の目標時点における借家世帯の世帯人員別の外国人のみ世帯の割合を推計する。

㉔ 目標時点における外国人のみ世帯数の推計

㉔-1 外国人のみ世帯数の推計

㉔で推計した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員別の世帯数に、㉔で推計した外国人のみ世帯数の割合を乗じて、目標時点における借家に居住する外国人のみ世帯の世帯数について住宅所有関係・収入分位・世帯人員別に推計する。

㉔-2 収入階層別の外国人のみ世帯数の推計

㉔-1 で推計した外国人のみ世帯の世帯数について、㉔-2 と同様の方法により、収入階層別の世帯数を推計する。

㉕ 目標時点における低額所得世帯（㉔、㉔、㉔、㉔で推計した世帯以外）の世帯数の推計

㉔で推計した目標時点における低額所得世帯数から、㉔で推計した高齢単身世帯、㉔で推計した高齢夫婦のみ世帯、㉔で推計した子育て世帯、㉔で推計した外国人のみ世帯の各世帯のうちの低額所得世帯を差し引く。これにより、高齢者世帯（単身世帯及び夫婦のみ世帯）、子育て世帯、外国人のみ世帯の各世帯属性に含まれない低額所得世帯の世帯数を推計する。

注

注1) 「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」の【都道府県版】、【政令市版】及び【一般市版】において採用している推計手法にそれぞれ対応している。

注2) トレンド推計は、2018年住宅・土地統計調査による直近の実績値において、住宅の所有の関係別の総世帯数が「0」を超える場合について行う。2018年の実績値が「0」となる借家の住宅タイプについては、トレンド推計を行わず、2020年以降の値はすべて「0」として処理をする。例えば、地方住宅供給公社の解散（公社賃貸住宅の払い下げ等）により、2018年住宅・土地統計調査の集計表における「UR・公社の借家」のストック数が「0」である場合は、2020年以降のストック数も「0」と考えるのが適切である。しかし、トレンド推計を行うと、2013年以前のストック数の大きさによっては、2020年以降もストック数が存在するという推計結果を導くことになってしまう。こうした問題を避けるため、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」を用いたすべてのトレンド推計では、2018年値が「0」の場合は上記の処理を行う（【都道府県版】だけでなく、後述の【政令市版】及び【一般市版】の場合も同様である）。

なお、トレンド推計を行う場合は、投入できる実績値が多いほど推計の精度が向上するため、実績値の数が2時点など少ない場合（例えば、【政令市版③】、【一般市版③】）のプログラムを利用する場合は、「直近値の固定適用による推計」を採用することも検討する。以下同様とする。

注3) 扶養人数と世帯人員の関係については、便宜上、世帯人員＝「扶養人数+1人」として扱う。

注4) 要支援世帯数の推計にあたっては、フローとしての収入だけでなく、貯蓄等の資産を考慮し、高額貯蓄世帯を要支援世帯から除外するニーズも想定される。しかし、地方公共団体別の借家世帯の年間収入階級・世帯人員別の貯蓄額について統計的に把握するうえでの制約が大きいため対応していない。

ただし、「家計調査」の貯蓄・負債編データを用いることで、2人以上の勤労者世帯の全国値ではあるが、収入階級別・貯蓄階級別の世帯数を把握することができる。このため、下記のi) からiv) に示すような方法で高額貯蓄世帯を減じる方法も考えられる。

i) 家計調査を活用した借家世帯の年間収入分位別・貯蓄現在高階級別の世帯数分布の推計

家計調査において、年間収入分位別・貯蓄現在高階級別の世帯数と持家率が表章されている。例えば、2020年次では「第7-1表 貯蓄・純貯蓄・負債現在高階級、年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」において、年間収入分位が200万円未満から1500万円以上の18区分、貯蓄現在高階級は100万円未満から4000万円以上の19区分別の世帯数が表章されており、また、貯蓄現在高階級の同区分ごとの持家率が示されている。このデータを整理すると、表注.1 のようになる。

表注.1 家計調査において把握できる年間収入分位別・貯蓄現在高階級別の世帯数と持家率の整理結果
 （「第7-1表 貯蓄・純貯蓄・負債現在高階級、年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」より整理）

年間収入分位	項目	貯蓄現在高階級																		
		100万円未満	100～200万円	200～300万円	300～400万円	400～500万円	500～600万円	600～700万円	700～800万円	800～900万円	900～1,000万円	1,000～1,200万円	1,200～1,400万円	1,400～1,600万円	1,600～1,800万円	1,800～2,000万円	2,000～2,500万円	2,500～3,000万円	3,000～4,000万円	4,000万円以上
200万円未満	世帯数分布	68	24	15	15	11	13	8	11	7	7	13	8	10	5	6	8	5	9	18
	持家率	60.2	73.4	70.8	78.0	72.4	96.0	89.1	74.6	81.7	77.7	90.6	88.5	93.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.9
200-250	世帯数分布	62	26	26	23	20	19	16	20	9	13	24	12	12	11	7	18	8	14	20
	持家率	57.0	75.7	81.2	84.4	78.0	91.6	79.1	93.7	88.1	91.2	91.6	94.2	94.9	93.1	89.0	80.1	95.0	99.3	98.6
250-300	世帯数分布	79	34	22	32	22	30	22	21	22	16	29	22	18	14	18	53	28	24	41
	持家率	66.2	82.9	81.0	78.2	84.4	86.4	88.1	91.5	84.0	95.1	87.3	94.4	95.2	93.1	100.0	96.9	100.0	95.5	99.1
300-350	世帯数分布	76	41	29	33	25	22	28	18	26	18	44	38	26	21	26	46	54	54	68
	持家率	60.5	81.3	69.6	84.3	78.7	94.9	89.3	96.8	89.8	76.5	95.6	98.3	98.3	99.6	99.0	99.8	94.9	97.5	97.8
350-400	世帯数分布	87	24	40	24	21	24	25	20	17	14	39	18	32	24	20	48	33	42	71
	持家率	65.6	71.6	69.8	77.3	85.4	83.7	84.3	96.1	82.1	86.2	92.0	96.3	94.5	96.3	98.2	92.8	96.6	97.1	99.0
400-450	世帯数分布	83	45	23	37	28	23	15	14	10	9	35	30	22	14	22	27	32	44	70
	持家率	66.9	63.3	83.6	68.6	75.6	87.1	80.2	83.1	94.2	83.8	95.1	89.9	97.0	99.8	92.5	97.9	94.2	94.8	96.8
450-500	世帯数分布	82	56	29	28	28	22	20	19	13	17	30	23	24	21	11	34	23	39	69
	持家率	64.0	79.5	82.0	59.8	74.7	79.7	86.0	94.6	88.6	89.9	89.2	84.8	83.6	94.6	90.1	97.0	99.4	96.2	98.3
500-550	世帯数分布	69	37	40	28	27	26	12	14	21	10	24	14	9	9	29	27	24	24	49
	持家率	62.2	63.1	70.5	88.8	89.6	86.3	85.4	94.6	92.5	90.5	95.1	91.2	79.4	79.9	99.6	98.9	94.1	98.9	97.7
550-600	世帯数分布	45	25	30	19	25	18	17	26	19	18	28	21	13	9	11	23	13	25	56
	持家率	67.9	83.0	65.5	86.1	77.6	98.4	89.5	71.0	96.0	87.9	83.6	85.1	92.9	90.8	90.2	92.0	87.8	97.9	96.8
600-650	世帯数分布	45	33	26	29	20	16	17	14	10	10	30	19	13	12	8	19	18	31	49
	持家率	73.7	81.4	94.3	91.4	81.4	72.4	92.9	74.5	97.7	85.1	79.4	91.4	78.7	96.2	86.2	88.9	98.0	100.0	96.7
650-700	世帯数分布	22	28	34	26	20	23	24	18	18	7	16	20	9	11	6	23	16	24	41
	持家率	77.0	78.8	67.0	70.7	84.9	76.2	80.1	82.2	84.0	89.7	85.5	77.4	81.8	96.3	98.8	94.8	78.7	92.0	91.6
700-750	世帯数分布	19	15	25	27	24	29	20	15	15	12	22	23	16	12	7	22	12	18	40
	持家率	80.2	77.2	87.3	77.4	94.3	77.4	95.8	94.3	68.2	80.5	76.9	82.5	88.2	90.1	74.4	97.3	90.9	91.6	90.5
750-800	世帯数分布	18	15	24	14	18	14	13	16	11	6	22	15	23	11	9	20	12	15	34
	持家率	76.9	87.1	74.6	72	73.3	72.6	81	89.6	88	96.1	86	79.3	88.5	92.5	99.7	91.4	84.2	95.7	89.9
800-900	世帯数分布	30	20	25	24	22	33	23	28	19	16	26	30	20	29	16	30	17	32	49
	持家率	77.9	90.2	85.2	75.4	87.8	91.7	92.1	87	91.7	85.8	84.3	86.7	79.1	86.9	80.7	96.1	81.5	92.8	84.4
900-1000	世帯数分布	21	18	16	24	22	17	17	15	16	19	34	32	24	17	12	37	23	16	46
	持家率	76.1	77.8	90.1	78	90	90.2	81.7	76	86.3	86	82.1	88.9	79.4	100	89.1	90.4	85.3	71.8	92.6
1000-1250	世帯数分布	11	21	15	22	19	28	23	23	24	18	43	51	23	18	18	50	37	52	95
	持家率	87.6	88.9	84.4	94.3	84.5	96	93.6	70.2	86.7	91.4	85.7	89.5	74.9	76.3	80.3	87.9	82.2	78.3	90.7
1250-1500	世帯数分布	4	4	7	11	11	8	5	9	6	5	16	13	17	19	8	27	20	22	54
	持家率	69	100	89.2	94.1	98.9	85.1	100	75.5	100	100	98	96.2	89.6	92.2	91	90.9	78.1	86.6	95.7
1500-	世帯数分布	2	2	1	1	6	1	3	6	4	5	12	9	13	14	12	22	12	32	108
	持家率	36.3	100	100	84.1	88.4	71.6	69.8	100	97.7	99.8	89.3	74.5	97.8	91.7	82.2	91.7	95	90.6	86.7

世帯数分布と区分別の持家率

表注.1 のデータをもとに、年間収入分位・貯蓄現在高階級別の世帯数に借家率（1－持家率）を乗じて、借家世帯の年間収入分位別・貯蓄現在高階級別の世帯数分布を推計する（表注.2）。

表注.2 借家世帯の年間収入分位別・貯蓄現在高階級別の世帯数分布の推計結果

	貯蓄現在高階級																		
	100万円未満	100～200万円	200～300万円	300～400万円	400～500万円	500～600万円	600～700万円	700～800万円	800～900万円	900～1,000万円	1,000～1,200万円	1,200～1,400万円	1,400～1,600万円	1,600～1,800万円	1,800～2,000万円	2,000～2,500万円	2,500～3,000万円	3,000～4,000万円	4,000万円以上
200万円未満	27	6	4	3	3	1	1	3	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0	1
200-250	27	6	5	4	4	2	3	1	1	1	2	1	1	1	1	4	0	0	0
250-300	27	6	4	7	3	4	3	2	4	1	4	1	1	1	0	2	0	1	0
300-350	30	8	9	5	5	1	3	1	3	4	2	1	0	0	0	0	3	1	1
350-400	30	7	12	5	3	4	4	1	3	2	3	1	2	1	0	3	1	1	1
400-450	27	17	4	12	7	3	3	2	1	1	2	3	1	0	2	1	2	2	2
450-500	30	11	5	11	7	4	3	1	1	2	3	3	4	1	1	0	1	1	1
500-550	26	14	12	4	3	4	2	1	2	1	2	3	3	2	0	0	2	0	1
550-600	14	4	10	3	6	0	2	8	1	2	5	3	1	1	1	2	2	1	2
600-650	12	6	1	2	4	4	1	4	0	1	6	2	3	0	1	2	0	0	2
650-700	5	6	11	8	3	5	5	3	3	1	2	5	2	0	0	1	3	2	3
700-750	4	3	3	6	1	7	1	1	5	2	5	4	2	1	2	1	1	2	4
750-800	4	2	6	4	5	4	2	2	1	0	1	3	3	1	0	2	2	1	3
800-900	7	2	4	6	3	3	2	4	2	2	4	4	4	4	3	1	3	2	8
900-1000	5	4	2	5	2	2	3	4	2	3	6	4	5	0	1	4	3	5	3
1000-1250	1	2	2	1	3	1	1	1	7	3	2	6	5	6	4	6	7	11	9
1250-1500	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	2	1	2	4	3	2
1500-	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	2	0	1	1	2	1	3	14

世帯の年間収入分位・貯蓄現在高階級別の全世帯数に借家率（1－持家率）を乗じて借家世帯の年間収入分位・貯蓄現在高階級別の世帯数を推計

ii) 収入分位別の高額貯蓄世帯数の推計

地方公共団体の実情等に応じて高額貯蓄世帯とする貯蓄現在高を設定し、i で推計した世帯数分布より借家世帯の年間収入分位別に高額貯蓄世帯数を推計する（表注.3）。

iii) 年間収入五分位階級別の高額貯蓄世帯割合の推計

ii の年間収入分位別を年間収入五分位階級の変換し、年間収入五分位階級別の高額貯蓄世帯の割合を推計する（表注.4）。

表注.3 借家世帯の年間収入分位別の高額貯蓄世帯数の推計結果

	借家世帯合計	貯蓄現在高1,000万円以上の世帯	
		世帯数	割合
200万円未満	55	4	6.7%
200-250	63	9	14.5%
250-300	70	10	14.1%
300-350	78	9	11.7%
350-400	84	13	15.8%
400-450	91	14	15.5%
450-500	93	17	18.0%
500-550	78	11	14.1%
550-600	66	16	24.6%
600-650	53	16	30.7%
650-700	69	19	27.5%
700-750	54	21	38.7%
750-800	45	15	33.1%
800-900	66	33	50.4%
900-1000	62	31	49.6%
1000-1250	82	58	70.3%
1250-1500	23	17	73.3%
1500万円以上	30	27	88.7%

貯蓄現在高が1,000万円以上の世帯を高額貯蓄世帯と設定した場合の例

年間収入五分位階級別に変換

表注.4 借家世帯の年間収入五分位階級別の高額貯蓄世帯の割合の推計結果

年間収入五分位階級	借家世帯合計	貯蓄現在高1,000万円以上の世帯		
		世帯数	割合	
I	0 ～ 240	106	11	10.5%
II	240 ～ 354	167	22	13.1%
III	354 ～ 494	248	41	16.4%
IV	494 ～ 722	301	74	24.5%
V	722 ～ 3,000	340	193	56.7%

iv) 高額貯蓄世帯を減算した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数の推計

公営住宅の入居資格世帯数のうちの要支援世帯数についての推計フローの【ステップ1】で求められる「目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数」から高額貯蓄世帯を減算する。具体的には、iiiで推計した年間収入五分位階級別の高額貯蓄世帯割合は、借家の住宅の所有関係（都道府県及び政令市の場合）、世帯人数や目標年次にかかわらず一定であると仮定し、【ステップ1】で求めた「目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数」（表注.5）にiiiで推計した年間収入五分位階級別の高額貯蓄世帯割合を乗じて、借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の高額貯蓄世帯数を算出し、それを減算して求める（表注.6）。

このようにして高額貯蓄世帯を減算した目標時点における借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数を用いて、【ステップ2】以降の推計を行う。

表注5 借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数(【ステップ1】での推計結果)

住宅の所有の関係	世帯人員	年間収入五分位階級					合計
		第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位	
		0 ～ 240	240 ～ 354	354 ～ 494	494 ～ 722	722 ～	
公営の借家	1人	12,505	1,609	435	258	102	14,910
	2人	7,183	2,759	1,169	139	0	11,251
	3人	2,813	1,486	922	390	89	5,700
	4人	1,356	1,382	1,065	437	124	4,362
	5人	505	594	396	30	68	1,593
	6人以上	233	117	56	2	0	408
	合計	24,596	7,948	4,044	1,256	382	38,225
UR・公社の借家	1人	0	0	0	0	0	0
	2人	0	0	0	0	0	0
	3人	0	0	0	0	0	0
	4人	0	0	0	0	0	0
	5人	0	0	0	0	0	0
	6人以上	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
民営借家(木造)	1人	17,274	6,718	4,644	2,482	1,063	32,181
	2人	6,469	4,381	3,519	2,405	870	17,642
	3人	3,067	2,594	2,705	2,038	795	11,199
	4人	1,239	1,631	2,428	2,004	596	7,898
	5人	441	596	660	315	73	2,086
	6人以上	173	170	295	265	36	939
	合計	28,662	16,090	14,251	9,508	3,433	71,945
民営借家(非木造)	1人	26,921	13,852	11,028	6,793	4,015	62,609
	2人	4,819	4,155	4,199	3,569	1,581	18,322
	3人	2,164	2,689	3,213	2,809	1,277	12,153
	4人	1,015	1,534	2,245	1,727	580	7,102
	5人	235	375	427	388	159	1,584
	6人以上	59	48	66	6	39	218
	合計	35,214	22,653	21,178	15,293	7,650	101,988
給与住宅	1人	1,504	1,981	1,772	2,264	1,923	9,444
	2人	120	248	397	679	477	1,920
	3人	16	159	421	547	386	1,528
	4人	60	131	161	437	400	1,188
	5人	0	17	29	172	68	286
	6人以上	0	0	0	1	8	9
	合計	1,699	2,536	2,780	4,099	3,261	14,374
借家総数	1人	58,205	24,161	17,879	11,798	7,102	119,144
	2人	18,591	11,543	9,283	6,791	2,927	49,136
	3人	8,060	6,928	7,261	5,784	2,547	30,580
	4人	3,670	4,678	5,899	4,604	1,699	20,550
	5人	1,181	1,582	1,513	905	368	5,549
	6人以上	465	335	417	274	84	1,574
	合計	90,171	49,227	42,252	30,156	14,727	226,533

【ステップ1】での推計結果

表注6 借家世帯の年間収入五分位階級・世帯人員・住宅の所有の関係別の世帯数(高額貯蓄世帯の減算後)

住宅の所有の関係	世帯人員	年間収入五分位階級					合計
		第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位	
		0 ～ 240	240 ～ 354	354 ～ 494	494 ～ 722	722 ～	
公営の借家	1人	11,196	1,399	364	195	44	13,198
	2人	6,431	2,398	977	105	0	9,912
	3人	2,518	1,292	771	295	39	4,914
	4人	1,214	1,201	890	330	54	3,688
	5人	452	517	331	22	29	1,352
	6人以上	209	102	47	2	0	359
	合計	22,021	6,909	3,380	949	166	33,424
UR・公社の借家	1人	0	0	0	0	0	0
	2人	0	0	0	0	0	0
	3人	0	0	0	0	0	0
	4人	0	0	0	0	0	0
	5人	0	0	0	0	0	0
	6人以上	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
民営借家(木造)	1人	15,466	5,840	3,882	1,874	461	27,523
	2人	5,792	3,808	2,941	1,816	377	14,734
	3人	2,746	2,255	2,261	1,539	345	9,146
	4人	1,109	1,418	2,030	1,513	258	6,329
	5人	395	518	552	238	32	1,735
	6人以上	155	148	247	200	16	765
	合計	25,663	13,986	11,913	7,181	1,488	60,231
民営借家(非木造)	1人	24,104	12,040	9,219	5,131	1,740	52,234
	2人	4,315	3,612	3,510	2,695	685	14,817
	3人	1,938	2,337	2,686	2,122	554	9,636
	4人	909	1,333	1,877	1,305	251	5,675
	5人	210	326	357	293	69	1,255
	6人以上	53	42	55	5	17	171
	合計	31,528	19,690	17,704	11,550	3,316	83,789
給与住宅	1人	1,347	1,722	1,481	1,710	833	7,093
	2人	107	216	332	513	207	1,374
	3人	14	138	352	413	167	1,084
	4人	53	114	135	330	173	805
	5人	0	15	24	130	30	198
	6人以上	0	0	0	0	4	4
	合計	1,522	2,204	2,324	3,096	1,413	10,559
借家総数	1人	52,113	21,001	14,946	8,911	3,079	100,049
	2人	16,645	10,033	7,761	5,129	1,269	40,837
	3人	7,216	6,022	6,070	4,368	1,104	24,780
	4人	3,286	4,066	4,931	3,477	737	16,497
	5人	1,058	1,375	1,264	684	159	4,540
	6人以上	416	292	349	207	36	1,299
	合計	80,734	42,789	35,321	22,776	6,384	188,003

【ステップ1】での推計結果に、表注4に示した年間収入五分位階級別の高額貯蓄世帯の割合の推計結果を用いて、高額貯蓄世帯を減算

この例では、高額貯蓄世帯を減算すると、借家総数で、対象とする借家に居住する世帯は約38千世帯減少

ただし、i) からiv) に示した高額貯蓄世帯を減じる方法を適用する場合は、次のような制約下での推計であることに留意する必要がある。

- ・貯蓄額や高額貯蓄世帯の割合は地域差があることが考えられるが、全国平均の値を用いていること。
- ・貯蓄額や高額貯蓄世帯の割合は就業状況や世帯人員によって異なることが考えられるが、2人以上の勤労者世帯の値を用いていること。
- ・貯蓄額や高額貯蓄世帯の割合は、持家世帯と借家世帯とは異なり、また借家世帯の中でも住宅の所有関係別に異なることが考えられるが、持家世帯と借家世帯とは貯蓄額分布が変わらないという仮定のもとで、世帯の年間収入階級別の貯蓄額分布と持家率をもとに推計した値を用いていること。

今後、こうした制約への対応について検討し、高額貯蓄世帯を減じることができる推計アルゴリズムを精査し、「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」に組み込むことが課題である。

注5) 例えば、若年世代の定住やUIJターンの促進、子育て支援（子育て世帯における子育てに係る経済的支援）等の観点から、類型Dに該当する世帯を公営住宅等による支援の対象とすることなどが考えられる。

注6) 「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）の別紙4で定める最低居住面積水準については、単身者は25㎡、2人以上の世帯は「10㎡×世帯人数+10㎡」式（以下「算定式」という。）で求められる面積とされている。ただし、最低居住面積水準の算定にあたっては、次の①から③に示す緩和等の措置が設けられている。なお、この基準自体は、平成18年6月8日に公布・施行された「住生活基本法」にもとづく「住生活基本計画（全国計画）」で新たに導入されたものであることから、本国総研資料では「新基準」と称している。

① 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

② 世帯人数（①の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

③ 次の場合には、上記の面積によらないことができる。

- ・単身の学生、単身赴任者、被災者、失業等により収入が著しく減少した者等であって一定の期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- ・適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合
- ・既存住宅を活用する場合などで、地域における住宅事情を勘案して地方公共団体が住生活基本計画等に定める面積が確保されている場合

このため、次のような考え方にに基づき最低居住面積水準の達成状況について、住宅・土地統計調査及び住生活総合調査の特別集計を行っている。

ア) 住宅・土地統計調査の特別集計で把握できる世帯構成員の続柄と年齢に着目し、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人とカウントして世帯人数を算定（算定された世帯人数が2人未満の場合は2人とする）し、これに算定式を適用し、最低居住面積水準以上・未満かを判定する。

イ) 上記の判定において、世帯人数が5人以上の場合は、算定式の0.95倍（「10㎡×世帯人数+10㎡」×0.95式）を適用し、最低居住面積水準以上・未満かを判定する。

ウ) 住生活総合調査の特別集計で把握できる「居住継続意向」に着目し、単身世帯の年齢別に「5年以内の住み替え意向（できれば住み替えたい）」を集計し、5年以内に住み替えを実現したいと考えている世帯を「短期居住世帯」と定義する。この者については、算定式を適用せず、住宅・土地統計調査の特別集計で把握できる「居室の畳数」と「台所の型」に着目し、居室面積で判定。専用台所がある場合は居室が4.5畳、専用台所がない場合は居室が6.0畳を基準とし、最低居住面積水準以上・未満かを判定する。

注7) 「住生活基本計画（全国計画）」の別紙3で定める誘導居住面積水準については、戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準では、単身者は55㎡、2人以上の世帯は「25㎡×世帯人数+25㎡」式で求められる面積、共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準では、単身者は40㎡、2人以上の世帯は「20㎡×世帯人数+15㎡」式で求められる面積とされている。

なお、誘導居住面積水準の算定においても、最低居住面積水準の場合と同様の緩和等の措置が設けられている。このため、誘導居住面積水準の達成状況についての住宅・土地統計調査及び住生活総合調査の特別集計に際しては、基本的に最低居住面積水準の場合と同様の考え方に基いているが、「短期居住世帯」の居住面積については、次を基準とし、誘導居住面積水準以上・未満かを判定。

- ・一般型誘導居住面積水準：独立の台所がある場合は居室が 15.0 畳、食事室兼用（DK）、食事室・居間兼用（LDK）の場合又は専用台所がない場合は 16.5 畳
- ・都市型誘導居住面積水準：独立の台所がある場合は居室が 10.5 畳、食事室兼用（DK）、食事室・居間兼用（LDK）の場合又は専用台所がない場合は 12.0 畳

注 8) 年間収入階級が低い世帯ほど家賃負担率は高くなる傾向にあることはよく知られているところであることから、過去の住宅・土地統計調査で共通的に把握できる最も低い年間収入階級である 200 万円未満の世帯の平均家賃負担率を用いて高家賃負担率を推計する。

なお、図 4.5 に示す類型B及び類型Dの高家賃負担率以上の世帯は、次のような点で公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯と考えられる。

- ・類型B：最低居住面積水準を満たす住宅に居住しているが、著しい困窮年収水準未満で収入が低いため、（最低居住面積水準を満たす住宅に居住するために）高家賃負担となっている。
- ・類型D：最低居住面積水準を満たす住宅に居住しており、かつ、著しい困窮年収水準以上の収入階層ではあるが、居住地選択上の制約により当該地域に居住せざるを得ず、また当該地域の家賃水準が相対的に高いため、（最低居住面積水準を満たす住宅に居住するために）高家賃負担となっている。

注 9) 2018 年次の家計調査（家計収支編）によると、年間収入五分位階級の第 I 分位は年間収入 230 万円以下であり、第 I 分位の年間収入の中央値は 164 万円である。この関係を用いて、年間収入 200 万円以下の階級の年間収入の中央値を按分計算により推計すると 142 万円となる。これより、区切りのよい数値として、年間収入 200 万円以下の世帯の平均的な年間収入を 150 万円と設定している。

注 10) ここでいう「本来階層」及び「裁量階層」は、収入からみた階層をいう。具体的には、本来階層は政令月収 15 万 8 千円（収入分位 25%）、裁量階層は政令月収 25 万 9 千円（収入分位 50%）を上限として、地方公共団体が条例で定める金額以下の収入階層をいう。このため、例えば裁量階層については、収入階層に加えて「入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合」を考慮した当該世帯数をいうものではない。したがって、「住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の世帯数の推計」の結果として示している裁量階層は、（入居者の心身の状況又は世帯構成等を勘案して入居資格世帯を設定している）「公営住宅等による要支援世帯数の推計」の結果による裁量階層とは一致していない場合があることに留意が必要である。以下同様とする。

注 11) 推計対象の政令市を「対象政令市」という。また、対象政令市が属する都道府県を「該当都道府県」という。以下同様とする。

注 12) 4.3 における以下の解説において、「都道府県における推計手法と同様」としている箇所について、【政令市版②】又は【政令市版③】を用いる場合は、（【都道府県版】における 5 時点の実績値を用いたトレンド推計に対して）それぞれ 3 時点、2 時点の実績値を用いたトレンド推計を行うことと読み替える。

なお、実績値の扱い以外のトレンド推計の基本的な考え方は、【政令市版①】、【政令市版②】及び【政令市版③】において共通である。

注 13) 4.4 における以下の解説においては、【一般市版①】を用いる場合の 4 時点の実績値を用いたトレンド推計をベースに解説している。このため、【一般市版②】又は【一般市版③】を用いる場合は、それぞれ 3 時点、2 時点の実績値を用いたトレンド推計を行うことと読み替える。トレンド推計における実績値の扱い方以外の基本的な推計の考え方は、【一般市版①】、【一般市版②】及び【政令市版③】において共通である。ただし、投入する実績値の年次ごとの上限のバラツキが大きい場合や、実績数が 2 時点など少ない場合は、トレンド推計の精度が低くなることから、「直近値の固定適用による推計」を採用することも検討する。

注 14) 推計対象の一般市を「対象一般市」という。また、対象一般市が属する都道府県を「該当都道府県」という。以下同様とする。

注 15) 人口 20 万人以上の市については、2000 年及び 2005 年の国勢調査においても、6 歳未満親族、12 歳未満親族、15 歳未満親族、18 歳未満親族がいる各世帯数を把握することができるが、ここでは人口 20 万人未満の市を想定した推計手法を解説している。以下同様とする。

国土技術政策総合研究所資料
TECHNICAL NOTE of N I L I M
No. 1168 September 2021

編集・発行 ©国土技術政策総合研究所

本資料の転載・複写の問い合わせは (事務局課・電話)

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地
企画部研究評価・推進課 TEL 029-864-2675